

令和 6 年 第 4 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 12 月 4 日

閉会 令和 6 年 12 月 20 日

大 崎 町 議 会

令和6年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和6年 12月 4日（水）から

17日間

令和6年 12月 20日（金）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
4 日	水	1 0	第1日		会期の決定 議案等上程 付託案件の審査報告
5 日	木	9		委員会	付託案件の審査
6 日	金	9		委員会	付託案件の審査
7 日	土				休 会
8 日	日				休 会
9 日	月				予 備
10 日	火				予 備
11 日	水				予 備
12 日	木	1 0	第2日		一 般 質 問
13 日	金	1 0	第3日		一 般 質 問
14 日	土				休 会
15 日	日				休 会
16 日	月				予 備
17 日	火				予 備
18 日	水				予 備
19 日	木				予 備
20 日	金	1 0	第4日		付託案件の審査報告

令和6年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度大崎町一般会計補正予算(第5号))	8
東町長提案理由説明	9
上橋総務課長	9
8. 日程第6 認定第1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	10
中倉決算審査特別委員長報告	11
9. 日程第7 認定第2号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	16
10. 日程第8 認定第3号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について	16
11. 日程第9 認定第4号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	16
神崎総務厚生常任委員長報告	16
12. 日程第10 認定第5号 令和5年度大崎町水道事業会計決算認定につ いて	19
13. 日程第11 認定第6号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	19
14. 日程第12 議案第39号 令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	19
鷺東文教経済常任委員長報告	19
15. 日程第13 議案第40号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	22
東町長提案理由説明	22

岩元保健福祉課長	22
稲留光晴議員	24
岩元保健福祉課長	24
稲留光晴議員	24
岩元保健福祉課長	24
藤田香澄議員	24
岩元保健福祉課長	24
藤田香澄議員	25
岩元保健福祉課長	25
藤田香澄議員	25
岩元保健福祉課長	25
鷺東慎一議員	25
岩元保健福祉課長	25
16. 休 憩	26
17. 日程第 1 4 議案第 4 1 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 6 号）	26
東町長提案理由説明	26
上橋総務課長	27
吉原信雄議員	29
上橋総務課長	29
中山美幸議員	29
上橋総務課長	29
中山美幸議員	30
上橋総務課長	30
17. 日程第 1 5 議案第 4 2 号 令和 6 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）	30
東町長提案理由説明	30
岩元保健福祉課長	30
18. 日程第 1 6 議案第 4 3 号 大崎町農村環境改善センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	31
19. 日程第 1 7 議案第 4 4 号 大崎町農業構造改善センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	31
20. 日程第 1 8 議案第 4 5 号 大崎町野方地区活性化センターの設置及び管	

	理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	31
	東町長提案理由説明	32
	上野農林振興課長	32
	中倉広文議員	34
	上橋総務課長	34
	吉原信雄議員	35
	上野農林振興課長	35
	吉原信雄議員	35
	東町長	35
	中山美幸議員	35
	東町長	36
	上野農林振興課長	36
	中山美幸議員	36
	上橋総務課長	36
	中山美幸議員	37
	草原正和議員	37
	東町長	38
	上野農林振興課長	38
	草原正和議員	38
	東町長	38
21.	日程第19 議案第46号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部 を改正する条例の制定について	40
	東町長提案理由説明	40
	岩元保健福祉課長	40
22.	日程第20 議案第47号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び同組合理約の変更に ついて	41
	東町長提案理由説明	42
23.	日程第21 議案第48号 債権の放棄について	42
24.	日程第22 議案第49号 債権の放棄について	42
25.	日程第23 議案第50号 債権の放棄について	43
	東町長提案理由説明	43
	上野農林振興課長	43

東町長提案理由説明	43
渡邊企画政策課長	43
東町長提案理由説明	44
上橋総務課長	44
26. 休 憩	45
27. 日程第24 議案第51号 訴えの提起について	46
東町長提案理由説明	46
上橋総務課長	46
28. 散 会	47

第2号（12月12日）（木）

1. 開 議	53
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	53
3. 日程第2 一般質問	53
稲留光晴議員	53
東町長	53
稲留光晴議員	53
東町長	54
稲留光晴議員	54
東町長	54
川越税務課長	54
稲留光晴議員	54
川越税務課長	54
稲留光晴議員	54
東町長	54
稲留光晴議員	55
東町長	55
稲留光晴議員	55
東町長	55
稲留光晴議員	56
東町長	56
川越税務課長	56
稲留光晴議員	56
川越税務課長	56

稲留光晴議員	56
川越税務課長	56
稲留光晴議員	57
東町長	57
稲留光晴議員	57
東町長	57
稲留光晴議員	58
上橋総務課長	58
稲留光晴議員	58
上橋総務課長	58
稲留光晴議員	58
東町長	58
稲留光晴議員	59
上橋総務課長	59
稲留光晴議員	59
上橋総務課長	59
稲留光晴議員	59
上橋総務課長	60
稲留光晴議員	60
上橋総務課長	60
稲留光晴議員	60
4. 休 憩	60
岡元修一議員	60
東町長	61
岡元修一議員	62
東町長	62
岡元修一議員	63
東町長	63
岡元修一議員	63
東町長	64
岡元修一議員	64
東町長	66
岡元修一議員	66
東町長	67

岡元修一議員	67
東町長	67
渡邊企画政策課長	67
岡元修一議員	67
渡邊企画政策課長	67
岡元修一議員	67
東町長	68
岡元修一議員	68
東町長	69
岡元修一議員	69
渡邊企画政策課長	69
岡元修一議員	69
東町長	70
岡元修一議員	70
東町長	71
岡元修一議員	71
草原正和議員	71
東町長	72
草原正和議員	72
東町長	72
草原正和議員	72
東町長	72
草原正和議員	72
竹本環境政策課長	72
草原正和議員	73
東町長	73
草原正和議員	73
東町長	73
草原正和議員	74
東町長	74
草原正和議員	74
東町長	74
草原正和議員	74
東町長	75

草原正和議員	75
東町長	75
草原正和議員	75
東町長	76
草原正和議員	76
東町長	76
草原正和議員	76
東町長	76
草原正和議員	77
東町長	77
草原正和議員	77
東町長	77
草原正和議員	78
5. 休 憩	78
草原正和議員	78
東町長	78
草原正和議員	79
東町長	79
草原正和議員	79
東町長	79
草原正和議員	79
東町長	79
草原正和議員	79
東町長	79
草原正和議員	79
東町長	80
草原正和議員	80
東町長	80
草原正和議員	80
東町長	80
草原正和議員	80
東町長	80
草原正和議員	80
東町長	81

草原正和議員	81
東町長	81
草原正和議員	81
東町長	81
草原正和議員	82
東町長	82
草原正和議員	82
東町長	82
草原正和議員	82
竹本環境政策課長	82
草原正和議員	83
東町長	83
草原正和議員	83
東町長	83
草原正和議員	83
東町長	84
草原正和議員	84
東町長	84
草原正和議員	85
東町長	85
草原正和議員	85
東町長	85
草原正和議員	85
東町長	86
草原正和議員	86
東町長	86
竹本環境政策課長	86
草原正和議員	86
竹本環境政策課長	86
草原正和議員	86
東町長	87
草原正和議員	87

竹本環境政策課長	87
草原正和議員	87
竹本環境政策課長	87
草原正和議員	87
東町長	87
草原正和議員	87
東町長	88
草原正和議員	88
東町長	88
草原正和議員	88
東町長	89
草原正和議員	89
東町長	89
草原正和議員	89
竹本環境政策課長	90
草原正和議員	90
東町長	90
草原正和議員	90
東町長	90
草原正和議員	90
竹本環境政策課長	90
草原正和議員	91
竹本環境政策課長	91
6. 休 憩	91
竹本環境政策課長	91
草原正和議員	91
東町長	91
草原正和議員	91
東町長	91
草原正和議員	92
東町長	92
竹本環境政策課長	92
草原正和議員	92
東町長	92

草原正和議員	93
東町長	93
草原正和議員	93
東町長	93
草原正和議員	93
東町長	94
草原正和議員	94
東町長	94
草原正和議員	94
東町長	94
草原正和議員	95
東町長	95
草原正和議員	95
東町長	95
草原正和議員	96
東町長	96
草原正和議員	96
東町長	96
草原正和議員	97
上野農林振興課長	97
草原正和議員	97
7. 休 憩	97
藤田香澄議員	97
東町長	98
藤田香澄議員	98
8. 休 憩	98
東町長	98
藤田香澄議員	99
東町長	99
藤田香澄議員	99
東町長	99
藤田香澄議員	99
9. 休 憩	100
上野農林振興課長	100

藤田香澄議員	100
東町長	100
藤田香澄議員	100
相星教委管理課長	101
藤田香澄議員	101
穂園教育長	101
藤田香澄議員	101
東町長	102
藤田香澄議員	103
東町長	103
藤田香澄議員	104
東町長	105
藤田香澄議員	105
東町長	105
藤田香澄議員	106
東町長	106
藤田香澄議員	106
東町長	106
藤田香澄議員	107
東町長	107
藤田香澄議員	107
上橋総務課長	107
藤田香澄議員	108
上橋総務課長	108
藤田香澄議員	108
10. 休 憩	108
児玉孝徳議員	108
東町長	109
児玉孝徳議員	109
渡邊企画政策課長	109
児玉孝徳議員	110
東町長	110
児玉孝徳議員	111
東町長	111

児玉孝徳議員	111
東町長	111
児玉孝徳議員	111
竹本環境政策課長	112
児玉孝徳議員	112
竹本環境政策課長	113
児玉孝徳議員	113
11. 休 憩	113
児玉孝徳議員	113
東町長	114
児玉孝徳議員	114
東町長	114
児玉孝徳議員	115
東町長	115
穂園教育長	115
児玉孝徳議員	116
東町長	116
児玉孝徳議員	116
東町長	117
児玉孝徳議員	117
渡邊企画政策課長	118
児玉孝徳議員	118
東町長	118
児玉孝徳議員	118
12. 日程第3 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）	118
東町長提案理由説明	118
上橋総務課長	119
中山美幸議員	119
相星教委管理課長	120
中山美幸議員	120
相星教委管理課長	120
中山美幸議員	120
穂園教育長	121
中山美幸議員	121

穂園教育長	121
13. 散 会	121

第3号（12月13日）（金）

1. 開 議	127
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	127
3. 日程第2 一般質問	127
中山美幸議員	127
東町長	128
中山美幸議員	128
東町長	129
中山美幸議員	129
東町長	130
中山美幸議員	130
東町長	131
中山美幸議員	131
岩元保健福祉課長	132
中山美幸議員	132
東町長	133
中山美幸議員	133
東町長	134
中山美幸議員	135
東町長	135
中山美幸議員	135
4. 休 憩	135
中山美幸議員	135
東町長	136
中山美幸議員	137
東町長	137
中山美幸議員	138
東町長	139
中山美幸議員	139
東町長	139
中山美幸議員	139

上野農林振興課長	139
中山美幸議員	140
5. 休 憩	140
東町長	140
中山美幸議員	140
東町長	141
中山美幸議員	141
東町長	141
中山美幸議員	142
6. 休 憩	142
中倉広文議員	142
東町長	142
中倉広文議員	143
東町長	144
中倉広文議員	145
東町長	146
中倉広文議員	147
東町長	148
中倉広文議員	148
東町長	149
中倉広文議員	150
東町長	150
川越税務課長	150
中倉広文議員	150
東町長	150
中倉広文議員	150
東町長	151
川越税務課長	151
中倉広文議員	151
川越税務課長	151
中倉広文議員	152
東町長	152
中倉広文議員	153
7. 散 会	153

第4号（12月20日）（金）

1. 開 議	159
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	159
3. 日程第2 議案第41号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	159
神崎総務厚生常任委員長報告	159
4. 日程第3 議案第42号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算（第1号）	161
神崎総務厚生常任委員長報告	161
5. 日程第4 議案第48号 債権の放棄について	162
6. 日程第5 議案第49号 債権の放棄について	162
7. 日程第6 議案第50号 債権の放棄について	162
中倉大崎町債権放棄審査特別委員長報告	162
鷲東慎一議員	165
鷲東慎一議員	166
中山美幸議員	166
8. 日程第7 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号） 撤回の件	167
東町長撤回理由説明	167
穂園教育長	167
9. 日程第8 議員派遣の件	168
10. 日程第9 閉会中継続審査・調査申出書	168
11. 閉 会	168

第 1 号

1 2 月 4 日 (水)

令和6年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月4日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名（7番，8番） | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度大崎町一般会計補正予算（第5号）) |
| 日程第 6 | 認定第 1号 | 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 2号 | 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 3号 | 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 4号 | 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 5号 | 令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 6号 | 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 12 | 議案第39号 | 令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について
(文教経済常任委員長報告) |
| 日程第 13 | 議案第40号 | 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| (総) | 日程第 14 | 議案第41号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号） |
| (総) | 日程第 15 | 議案第42号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第43号 | 大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第44号 | 大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する |

- る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 45 号 大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 46 号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 47 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- (特) 日程第 21 議案第 48 号 債権の放棄について
- (特) 日程第 22 議案第 49 号 債権の放棄について
- (特) 日程第 23 議案第 50 号 債権の放棄について
- 日程第 24 議案第 51 号 訴えの提起について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 藤 田 香 澄	7 番 神 崎 文 男
2 番 草 原 正 和	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 吉 原 信 雄
4 番 鷺 東 慎 一	10 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	11 番 中 倉 広 文
6 番 稲 留 光 晴	12 番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	建 設 課 長 時 見 和 久
教 育 長 穂 園 正 幸	農委事務局長 松 元 昭 二
会 計 管 理 者 岡 留 和 幸	水 道 課 長 本 松 健 一 郎
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	教委管理課長 相 星 永 悟
企画政策課長 渡 邊 正 一	社会教育課長 宮 本 修 一
商工観光課長 鎌 田 洋 一	税 務 課 長 川 越 龍 一
町 民 課 長 谷 迫 利 弘	
環境政策課長 竹 本 忠 行	
保健福祉課長 岩 元 貴 幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	久保 健一朗
次 長	松元 幸紀
議事係 長	上床 就路
庶務係 主査	隈本 紀代美

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、令和６年第４回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、７番、神崎文男議員、及び８番、宮本昭一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第２「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から１２月２０日まで１７日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から１２月２０日までの１７日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（富重幸博議員） 日程第３「諸般の報告」を行います。

去る１０月１３日に開催されました第９回東海大崎会ふるさとの集い、及び１１月２４日に開催されました第３３回近畿大崎町会総会、１１月１４日に開催されました第６８回町村議会議長全国大会に出席いたしましたので報告申し上げます。

まず、初めに、第９回東海大崎会ふるさとの集いが、今池ガスビルで開催されました。当日は、東海大崎町会会員をはじめ、鹿児島県人会名誉会長や鹿児島県大阪事務所駐在員など来賓を含め８０名余りの参加がありました。総会では、大重会長の挨拶の後、令和５年度の事業報告及び会計報告、令和６年度の事業計画案等の説明が行われ、それぞれ承認されました。その後、懇親会の中で、町議会の活動報告と今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々との親睦を深めることができました。

次に、第６８回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は全国町村議会議長会主催により、渋谷区のＮＨＫホールにおいて開催されました。大会では、初めに、来賓祝辞として、石破茂内閣総理大臣、玄葉光一郎衆議院副議長、村上誠一

郎総務大臣、伊東良孝内閣府特命大臣、与党代表として森山裕自由民主党幹事長、三原じゅん子内閣府特命大臣の御挨拶がありました。その後、会長挨拶に続き、大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。

議事に入り、令和7年度の国の予算編成及び施策に関する要望として、地方創生のさらなる前進など要望28件、地区要望として、九州地方における交通網の整備促進に関する要望など9件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。また、重要な課題として解決を図る必要がある東日本大震災、及び令和6年能登半島地震からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応、及び防災・減災対策の確立を求める特別決議など2つの特別決議や、議員のなり手不足対策、及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望、令和7年度豪雪地帯の振興に関する要望として豪雪地帯対策の充実強化など要望8件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。

なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行っていくことも併せて採択され、大会は閉会いたしました。

大会終了後、引き続き、中央大学法科大学院教授で弁護士の野村修也氏による「地方創生 成功の鍵」と題して、特別講演がありました。講演内容としましては、コロナ禍で進む人口減少、新しい資本主義とは、AIとは、中古住宅の利活用、休眠預金を活かす対策などについて、先進的な取組や全国における取組事例についての紹介があったところであります。

次に、第33回近畿大崎町会総会につきましては、議会からは私と議員4名、事務局1名、執行部から町長ほか2名、その他JAそお鹿児島などからの出席でありました。総会は、道頓堀ホテルで盛大に開催され、会員、来賓を含め110名余りの参加がありました。総会では、川崎会長の挨拶の後、令和5年度の運営経過報告や会計報告、令和6年度の運営方針があり、それぞれ承認されたところであります。その後、先ほども触れましたが、懇親会の中で議会の活動報告と、今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々との親睦を深めることができました。

以上で報告を終わりますが、最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和6年第4回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

はじめに、企画政策課関係でございます。

大崎第一中学校跡地で創業するカラル株式会社の稼働状況及び野積みの廃ビニールについて御報告をいたします。

本件につきましては、令和5年11月に当社による現地での説明会が行われ、その後も引き続き稼働されている状況でございます。かねてから懸念していた野積みの廃ビニールの残量は、当社の創業開始前に約2,000トンあったものが、令和6年11月末時点で約1,300トンとなり、創業開始前の約65%まで減少しております。なお、敷地の外観でございますが、ビニールの破碎処理が継続されており、減少の様子が目視で判別できておりますことを御報告いたします。

次に、環境政策課関係でございます。

国際協力事業の取組について御報告いたします。本町における国際協力事業につきましては、2012年から国際協力機構（JICA）の支援により、廃棄物の課題に悩むインドネシア共和国のテボック市で、ごみ減量化のための技術支援が始まり、その後、ジャカルタ州及びバリ州からも要請を受け、実施してまいりましたが、本年12月ですべての事業が完了となりました。事業の成果としては、現地の人材育成を主に、ジャカルタ州のリサイクルセンターの創業や、バリ州ギャニャール県等において4割のごみ減量化を達成することとなり、インドネシア政府はもとより、世界的にも高く評価されているところであります。

今後の国際協力事業の取組に関してですが、先般、インドネシア政府及びバリ州から推薦のあったバリ州のギャニャール県より支援要請の文書が発出されました。これを受けて、途上国支援の中で官民一体となって、脱炭素社会の実現に向けて取り組む環境省所管の都市間連携事業に取り組んでまいりたいと考えております。本事業は、日本の地方自治体と途上国都市の脱炭素社会の実現に向けた事業となります。バリ州のギャニャール県は、世界的な観光地ウブド島を有し、伝統的な文化が残る文化都市であり、相互発展に資するための様々な交流を考えている次第であります。日本の自治体による国際協力事業への参画は、グローバル人材の育成という視点での地域課題での解決や、地域経済の発展にも寄与することを目的としておりますが、未来を担う子どもたちなど多くの住民の皆さんも参加していただくことにより、効果的な事業となるよう推進していきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、行政報告は終わりました。

—————○—————

日程第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一

一般会計補正予算（第５号）

○議長（富重幸博議員） 日程第５、承認第９号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度大崎町一般会計補正予算（第５号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、１０月１日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,０６９万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３０億６,２９７万７,０００円にするものでございます。補正の内容は、１０月２７日に執行されました第５０回衆議院議員総選挙、及び第２６回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

一般会計補正予算（第５号）は、１０月２７日に執行されました第５０回衆議院議員総選挙、及び第２６回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書の７ページをお願いいたします。

款２総務費、項４選挙費、目４衆議院議員選挙費、節１報酬２３３万１,０００円は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票管理者や会計年度任用職員など、選挙事務に携わる方々の報酬でございます。節３職員手当等３３６万１,０００円は、職員の時間外勤務手当や投開票事務手当が主なものでございます。節４共済費２万６,０００円は、会計年度任用職員に係る共済費でございます。節７報償費１５万１,０００円は、投開票に係る事務謝礼でございます。節８旅費１２万円は、選挙事務に係る委員等の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当、職員の選挙事務に要する普通旅費でございます。節１０需用費７８万８,０００円は、ポスター掲示用のベニヤ板や選挙事務用品などの消耗品費と開票事務従事者等に対する食料費、投票入場券及び選挙広報用の封筒に係る印刷製本費でございます。節１１役務費９２万３,０００円は、入場券及び選挙広報等を郵送するための通信運搬費でございます。節１２委託料は、選挙看板の設置・撤去及び管理業務に係る委託料９２万８,０００円と、今回の選挙から開票作業の業務効率化を図るために、投票用紙読取分類機を導入しておりますが、その分類機の設定に係る委託料５万５,０００円でございます。節１３使用料及び賃借料は、投票所及び簡易トイレの借上料６万６,０００円と、投票用紙読取分類機のリース料１８万９,０００円でございます。

８ページをお願いいたします。節１５原材料費５万円は、選挙用の材料費でござ

います。

これで歳出を終わりました、次に歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金1,069万7,000円は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る委託金でございます。

なお、9ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第5号））」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第5号））」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 認定第1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博議員） 日程第6、認定第1号「令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（中倉広文議員）　ただいま議題となりました認定第1号「令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月4日に委員会を開会し、審査班の編制、審査期間並びに日程、審査方針を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編制及び所管事項について、第1班は、班長、神崎文男委員、副班長、草原正和委員、委員として、中山美幸委員、児玉孝徳委員、岡元修一委員、藤田香澄委員の6名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当、第2班は、班長、鷲東慎一委員、副班長、吉原信雄委員、委員として、稲留光晴委員の3名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については、委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月4日から10月25日までの22日間で実施いたしました。

審査の方針について、1、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。3、歳出は適正に執行されたか。4、町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

まず、歳入から報告いたします。

令和5年度一般会計決算における収入済額は136億6,688万7,593円で、調定額145億7,915万3,841円に対する収入割合は93.7%である。収入済額を前年度と比較すると4億1,318万1,243円の増で、増減率は3.1%の増である。

増加の主な要因は、畜産クラスター事業等の県支出金3億8,121万2,208円の増や、繰入金1億4,755万8,244円の増、地方交付税3,086万3,000円の増によるものである。

また、前年度と比較し、減額となった歳入の主なものは、国庫支出金3億2,848万7,799円、諸収入1,496万4,372円の減が主なものである。

なお、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は45億3,159万8,900円で、このうち、企業版ふるさと納税寄附金が6,439万2,800円となっている。収入済額の構成比で33.2%を占めており、依然として本町の貴重な財源となっていることから、今後も引き続き、リピーターや新規寄附者の獲得に努められたい。

自主財源である町税は、対前年度1,128万2,906円減の14億4,796万5,106円の収入済額で、調定額に対し徴収率は96.4%、収入済額の構成比では10.6%を占めている。

減少の主な要因は、燃料、資材等の価格高騰に伴い、農畜産業や運輸、建設業の業績が縮小したことによる法人税割額の減である。不納欠損額については607万6,373円で、前年度より242万2,456円の減である。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないように、今後も努力されたい。

収入未済額については9億613万7,975円であるが、このうち、国等の交付決定に基づいた繰越明許費分は7億8,354万7,085円であり、これを差し引いた額は1億2,259万890円となり、前年度と比較すると670万7,175円の減となっている。なお、繰越明許費分の収入未済額は全額国県支出金である。

収入未済額の内訳は、町税の4,723万1,549円、分担金及び負担金7万5,000円、使用料及び手数料386万2,100円、国庫支出金2,626万3,887円、県支出金7億5,728万8,085円、財産収入371万6,900円、貸付金等の諸収入6,770万454円である。前年度同様、町税等の未済額が多く見られることから、納期内納付を推進するとともに、納税意欲の高揚に努められたい。

なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金及び国庫補助金返還金等の私債権については、令和5年12月に施行された大崎町債権管理条例に基づき、適正かつ効率的に管理されたい。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が、予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が96.3%の収入率で、大方収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告を終わります。

次に、歳出について、班ごとの質疑、答弁及び指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、委員から家屋全棟調査業務委託料について、令和4年度に調査が開始され令和8年度に完了とのことだが、進捗状況と固定資産税の増減の見込みはあったかとの問いに対し、家屋全棟調査の進捗率は既に90%を超えており、固定資産税の増減額については、明確な数値は割り出せていないが、調査前の想定では2割程度増加するものと予想しており、5年間で計上している債務負担行為額の約1億1,300万円の委託料は回収できると見込んでいるとの答弁でありました。

環境政策課所管では、海岸漂着物地域対策推進事業委託について、流木等は海岸

で焼却しない方向で検討するとのことであったが、その後どうなったかとの問いに対し、昨年度に御指摘をいただき、委託先であるシルバー人材センターとは焼却処分をしない方向で協議していたが、ようやく外部へ搬出する環境が整い、令和6年度の下半期からは海岸での焼却処分は行っていないとの答弁。

さらに委員から、流木は塩分を含んでいるため堆肥化は難しいとのことであったが、搬出先はどうするのかとの問いに対し、堆肥化に関してそおりサイクルセンター有機工場で検証したところ、塩分が含まれていても大きな影響はないが、釘などの異物が多く含まれているため有機工場としては処理が難しいとの回答であった。そのため、新たに産業廃棄物扱いとして契約の準備を進めているとの答弁でありました。

環境拠点整備事業について成果説明書の中では、町のビジョンである持続可能な地域づくりを実現するため、環境拠点の整備に係る町内団体代表者16名による実行委員会を設置し、マルおおさきの2階に関して拠点整備及び運営の方向性等について意見を集約し、町長へ提言書の提出を行ったと記載がある。施設の在り方検討委員会には、町議会からも2名が参加しており、前回の検討会ではマルおおさきの使用料設定や1、2階部分の総合的な使い方等が未確定だった。これらの問題を早急に解決し、一刻も早く施設利用ができるよう要望する。

企画政策課所管では、旧菱田中学校跡地に隣接している体験型宿泊施設GURUR Iについて、地域住民から敷地には雑草が生い茂り、有料の宿泊施設として管理が行き届いていないのではないかという声が多く聞かれたため、現地に赴き、確認したところ、実際雑草が繁茂し放置されているような状態であった。施設の関係者に理由を伺ったところ、土壤改良のため農薬を使っていないということであった。環境への配慮は理解するが、資源循環等の体験や宿泊ができる施設であるため、草木については適切な長さに剪定するなど、また、地域住民や利用者に誤解を招かぬよう、環境整備についての周知活動も行っていただくよう要望する。

企業版ふるさと納税について、寄附金を獲得するための活動を要する委託料として、合作株式会社へ寄附金の2割に相当する金額を委託料として支出しており、残りの8割については、大崎町SDGs推進協議会がSDGsを推進するに当たって活動の原資となる負担金を支出している。住民からは、このような企業団体が実際どのような活動を行い、企業版ふるさと納税がどのように使われているのか明確でないという声を聞く。本事業について、住民にもわかりやすく周知・広報を行っていただくよう要望する。なお、企業版ふるさと納税の募集及び使途については、資料の再提出を求め、協議した。募集の委託契約等については疑義が生じないよう、募集の仕方について担当課はしっかりと把握されたい。

保健福祉課所管では、個別避難計画作成推進事業について、これは災害時における避難行動要支援者のための個別避難計画を作成し、要援護者の登録及び更新を行っていくものであるとのことだが、社会福祉協議会をはじめ関係機関と密に連携し、有事の際にこの計画が十分に発揮できるよう、支援体制の確立や迅速な避難計画を作成していただくよう要望する。

健康長寿ウォーキング事業業務委託料について、スマートフォンのアプリ登録者数は、令和5年度実績で119名、うち高齢者は18名ということであった。町長の施政方針でも健康長寿ウォーキング事業については積極的に取り組んでいくと掲げているため、特に高齢者の登録者数の増加につながるよう、スマートフォンアプリにかかわらず、より効果的な運営方法の検討や周知方法等の改善に努めていただくよう要望する。

総務課所管では、令和5年度に実施した職員ストレスチェックについて、職場全体で見ると全国平均を22ポイント下回っており、良好な状態である一方、高ストレスを抱えている職員の割合は12.2%となっており、全国平均よりも若干高い割合であるということであった。ストレスが原因で休職に追い込まれることがないよう、心の健康の不調を未然に防止するためにも、職員に対しては十分な改善策を講じるよう要望する。

以上が、1班の報告であります。

引き続き、2班の審査において、農業委員会所管では、農地法第4条、第5条申請の農地転用後、隣接耕作地において雑木等の影響により農業機械損傷が懸念されることから、申請時に地権者へ伐採等管理の指導及び農地における公共導水路への雑木等管理の徹底をされるよう要望する。

教育委員会管理課所管では、中学校スクールバス運行業務について、乗車人数の少ない路線は業務委託料抑制の観点からバス小型化を検討するなど、適正な委託料の実現に努力されたい。また、バス乗車人数については委託事業者だけでなく、担当課においても実情を正確に把握されるよう要望する。

社会教育課所管では、現在編集が進められている大崎町史について、歴史の語り部が今後減少することが懸念されることから、各課からの資料収集、整理の徹底、及び幅広い視点からの研究を行い、充実した内容の町史編纂に努められたい。

建設課所管では、各事業において適切な維持管理及び迅速な対応を達成したとのことだが、公営住宅については、住宅に困窮する住民のために計画的に事業を推進し、存続させるよう要望する。

農林振興課所管では、放置竹林再生事業について、拡大する放置竹林の解消のため、今後一部地域に限らず町内一円に取組を広めるよう要望する。

水産振興について、近年減少傾向にある漁業経営体の現状を鑑み、水産業振興対策の強化を図るよう要望する。また、有害鳥獣対策事業について、農作物の被害軽減等のため、さらなる有害鳥獣捕獲事業補助金増額の検討を含め、より一層の効果的な対策を推進されたい。

商工観光課所管では、道の駅くのにの松原おおさき総合案内所管理業務について、総合案内所の利用実績の把握に努めるとともに、物産館等を含めた施設の在り方についても住民サービス向上に即した運営を要望する。さらに、地域活性化施設野方あらさの管理委託について、適正な委託料の設定並びに住民福祉の増進を図るよう要望する。

以上が2班の報告であります。

最後に、全体を通して、審査結果における指摘事項や様々な要望等については、次年度の予算に反映させるよう努められたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定しております。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第1号「令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は

認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れをされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博議員） 日程第 7、認定第 2 号「令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 8、認定第 3 号「令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 9、認定第 4 号「令和 5 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 3 件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました認定第 2 号及び認定第 3 号、認定第 4 号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る 10 月 9 日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第 2 号、令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額 18 億 6,515 万 3,625 円、歳出総額 18 億 5,246 万 3,484 円で、歳入歳出差引額が 1,269 万 141 円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

1 人当たりの医療費が増加しているが、町として何か手立ては考えているかとの問いに対し、医療費増加の要因としては、入院費の増加が影響している。まず、入院を未然に防ぐ手立てが重要と考えており、糖尿病などの生活習慣病を防ぐための

健康づくりや特定健診の受診率向上、国が推奨しているジェネリック医薬品の普及などを通じて、医療費の抑制に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、認定第3号、令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2億1,518万2,600円、歳出総額2億1,010万4,950円で、歳入歳出差引額が507万7,650円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

後期高齢者医療被保険者数は増加しているが、調剤分の費用額が減少しているのは、ジェネリック医薬品を選択する方が増えたという認識でよいかとの問いに対し、令和5年度のジェネリック医薬品の月平均利用率は52.6%となっていることから、ジェネリック医薬品の普及率向上が調剤費抑制につながっているとの答弁。

さらに、後期高齢者医療の被保険者数について、国民健康保険からの移行が増えているとのことだが、移行のピーク時期とおおむねの人数はとの問いに対し、いわゆる団塊の世代の移行期については、令和4年度から令和6年度の3年間で移行のピークと捉えており、年間約200人ずつ後期高齢者医療のほうに移行しているとの答弁でありました。

次に、認定第4号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億8,854万2,935円、歳出総額18億1,838万5,632円で、歳入歳出差引額が1億7,015万7,303円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

介護保険料について、人口減により1人当たりの保険料の負担額は必然的に増加するものと思われるが、令和5年に対して令和6年度の保険料は増加するという認識でよいかとの問いに対し、介護保険料は所得段階に応じて決定しており、収入額が多い方からはそれ相応の保険料をいただき、全体の保険料を調整するということを基本にしている。令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画においても、介護保険料の基準額が令和5年度と同じように月額6,700円で賄えると見込んでいるとの答弁でありました。

以上、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。認定第2号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第2号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第3号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号「令和５年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第４号「令和５年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第４号「令和５年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１０ 認定第 ５号 令和５年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第１１ 認定第 ６号 令和５年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２ 議案第３９号 令和５年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（富重幸博議員） 日程第１０、認定第５号「令和５年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第１１、認定第６号「令和５年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第１２、議案第３９号「令和５年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、以上３件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました認定第５号、令和５年度大崎町水道事業会計決算認定について、認定第６号、令和５年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議案第３９号、令和５年度大崎町水道事業剰余金の処分について、以上３件について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る１０月９日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

初めに、認定第５号、令和５年度大崎町水道事業会計決算認定について、令和５年度の給水収益は１億８,６３０万５,７６２円で、対前年度比０.６１％の減額となっております。

質疑に入り、昨年度と比較し給水原価が減少した理由はとの問いに対し、水道施

設の漏水を早期発見したことで、電気代、燃料費等の経費削減を図ったためであるとの答弁でありました。

次に、認定第6号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の収支状況は、歳入合計が2億5,138万6,822円で、歳出合計が2億2,568万1,997円で、歳入歳出差引額2,570万4,825円が翌年度への繰越しとなっております。

公共下水道事業の維持管理に関する一般的経費委託料について、近隣市町と足並みを揃えた適正な業務委託料を設定されるよう要望いたしました。

続きまして、議案第39号、令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について、令和5年度の未処分利益剰余金9億5,751万9,450円のうち、2,281万2,817円が実未処分利益剰余金となり、このうち2,000万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの281万2,817円が翌年度への繰越しとなっております。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、認定第5号、認定第6号、議案第39号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと、議案第39号については可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第5号「令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定しました。

次に、認定第6号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、認定第6号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

次に、議案第39号「令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第39号「令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、議案第39号「令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第13 議案第40号 大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第13、議案第40号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、子育て世帯の医療費に係る経済的負担を軽減するための現物給付拡充など、令和7年4月から実施されます鹿児島県子ども医療費助成制度の見直しに合わせまして、本町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、県の子ども医療費助成制度の見直しに伴う現物給付の対象者拡大に合わせまして、本町子ども医療費助成費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。県はこれまで非課税世帯の18歳以下の子ども医療費についてはすべて現物給付としておりましたが、今回の制度改正によりまして、さらに課税世帯の未就学児の医療費についても現物給付とすることとしております。本町では、町独自に県が対象としていない課税世帯の小学生から18歳までの医療費についても現物給付するものとし、これで18歳以下のすべての子どもたちの医療費については、原則窓口での負担をなくすものでございます。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にごございます新旧対照表をお開きください。

まず、題名でございますが、課税世帯、非課税世帯にかかわらず、現物給付方式とさせていただくことから、「助成」を「給付」に改めるものでございます。以降の条文中、「助成」または「助成金」と記載しているところは、すべて「給付」または「給付金」に改めておりますので、説明を省略いたします。

第1条の「行う」は、送り仮名の修正でございます。

次の第2条第2項は、現行の3行目のただし書以降を削除するものでございますが、これまでは子ども医療費助成につきましては、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成を優先しておりましたが、いずれも償還払いによるものであることなどから、現物給付である子ども医療費を選択できるように削除するもの

でございます。

次の第6項は、本町では課税世帯、非課税世帯にかかわらず、現物給付の対象としたいため、非課税世帯に関する説明を削除するものでございます。

2ページをお願いします。第4条でございますが、現行では医療機関等で支払った個人負担分を助成金として支払うことと、ただし書で非課税世帯については現物給付できることを記載しておりましたが、改正後は、課税世帯、非課税世帯にかかわらず、子ども医療費については現物給付とすることとしたところでございます。

次の現行の第2項は第3項に繰り下げまして、新たに第2項を追加したものでございますが、ここでは県外医療機関を受診した場合などは、これまでどおり償還払いにより給付金を支給するとしてとところでございます。

次は、飛んで4ページをお願いいたします。第6条の2の3行目にございます「被保険者証」を「資格確認書等」に改めるものでございますが、マイナ保険証への移行に伴い、12月2日より被保険者証が廃止されることによるものです。

次の第7条は、現行の第1項を第2項に、そして第2項を第1項に改めて所要の改正と行っております。現行の第1項では、受給資格者が医療機関を受診した場合、町の窓口で領収書等を持参した上で申請することを前提としておりまして、第2項では、県内の医療機関を受診した場合は、第1項の町窓口での申請を省略できるものとしまして、第3項では、第1項の申請を行うことができる期限を6か月としておりました。改正後は、第1項で、受給資格者が県内の医療機関を受診した場合は、申請を必要とせず現物給付とすることを優先とし、第2項で、県外の医療機関を受診した場合などは窓口での申請を必要とし、第3項で、その期限を6か月としているところです。

5ページをお願いいたします。第8条第1項は、給付金の支給の流れでございますが、第7条の改正に伴い改めたもので、国保連等からの請求、並びに受給対象者からの申請に基づき、給付金を支給することをうたっております。

次の現行の第2項及び第3項は、非課税世帯に限った支給についての記載でございますので削除するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

2ページ目の附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、令和7年3月31日までは現行の条例が適用されることから、第6条の2及び第7条の2項にあります被保険者証はマイナ保険証へ移行されますことから、資格確認書等に読み替える必要があることを付け加えたものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 6番（稲留光晴議員） 今、課長からの説明がありましたが、この2ページの今最後にありましたが、資格確認書は被保険者証が12月1日からですね、来年の3月31日までの間、資格確認書等に読み替えて適用するとありますが、今まで被保険者証は、毎年8月までに自動的に役場のほうから被保険者のほうに来ていましたが、令和7年3月31日以降については、引き続き資格確認書を役場のほうで自動的に送付するのかどうかをお尋ねします。
- 保健福祉課長（岩元貴幸君） 今回の改正は、4月1日からの改正分ですので、当然4月1日からは資格確認書等というふうになります。ただし、それまでの間は現時点で被保険者証が廃止になっているので、その間のつなぎとしてここに記載させていただいているところです。
- よろしく願いいたします。
- 6番（稲留光晴議員） 私も言葉足らずでしたが、4月からなるというのですが、その先ずっと役場のほうから資格確認書が送られてくるのかと。5年間とかそういう期限付きなのかどうかというのがちょっと懸念されるのですが、そこ辺はどうですか。
- 保健福祉課長（岩元貴幸君） 国民健康保険証または後期高齢者医療の保険証の件ということで今伺ったと思いますが、それに関しましては、マイナ保険証に移行されていない方については、資格確認書を発送するということになっておりますので、期限が切れたり、マイナ保険証のほうの移行がされていない、またはその期限が切れてマイナ保険証の保険証のほうに切れているという場合は、資格確認書を送ることにはなっております。その期限が5年間とかいうふうにはなっているとは思いますが、一応それは、今後は国の制度が変わらない限りはそうなるものというふうに思っております。
- 1番（藤田香澄議員） 住民の方が申請されて受給者証を取られると思うんですけども、こちらの取得の手続というのは、改定前と何か変わる部分というのはありますでしょうか。
- 保健福祉課長（岩元貴幸君） これまでは、非課税世帯のみというのが対象であったことから、所得状況に応じて申請手続をしておりましたけれども、今後は非課税、課税が関係ないということです。基本的には出生届をいただきまして、その時点で発行できるものと考えておりますが、それ以外の方、例えば転入であったりという場合は、その際の手続になります。今回につきましては、必要な方は資格者証自体が変わることから、4月の時点ではその変更に伴って手続が必要になるというふうには思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。出生届に応じてということなので、基本的には大多数の方が資格者証というのを取得できるのではないかなと理解いたしました。

あと、今回この条例を改正するに当たって、財源負担というものはどのぐらい変わってくる見込みでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） これまでの子ども医療費につきましては、非課税世帯の分につきましては県の制度でございましたので、県のほうからその2分の1を助成していただいております。今回4月からは、県のほうは未就学児の課税世帯も対象にするということです、その分については県から2分の1の助成をいただくことになりますが、小学生以上の方については、その分の助成はないということです、その点については町のほうの一般財源またはいろんな基金等を活用して、充当していくということになると思います。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。その新たに助成対象となる人数というのは、どの程度というふうに認識されておりますでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） すみません、人数での把握はここではしておりませんが、例えば令和5年度の実績で申し上げますと、課税世帯の未就学児というのが令和5年歳出で1,483万2,001円という実績がございまして、小学生から高校3年生までが2,202万8,314円という実績がございましたので、このうち、小学生から高校生分2,202万8,314円については、町のほうの財源での負担ということになります。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○4番（鷲東慎一議員） すみません、1点だけです、私も実際これにあったんですが、マイナンバーカードに移行するわけですけど、マイナンバーカードの読み取りができなくてですね、結局、全額現金で払ったことがあるんですが、そのような問題というのは国からの、今度変わるわけですね、12月2日から。紙のカードは3月31日まで来るとことなのですが、そのような問題点というのは、国はちゃんときっちり補償してくれるとか、その辺の流れというのは聞かれているのですか。実際そういう問題があったときに。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） そのような問題はマスコミ等を通じて我々もよく伺っておりますが、現時点で国のほうでのこの対応策ということについては、私たちのほうには特に指導等はないところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４０号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第４０号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４０号「大崎町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。１１時２０分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前１１時１１分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

—————○—————

日程第１４ 議案第４１号 令和６年度大崎町一般会計補正予算（第６号）

○議長（富重幸博議員） 日程第１４、議案第４１号「令和６年度大崎町一般会計補正予算（第６号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５,４５６万４,０００円を追

加し、歳入歳出予算の総額を１３１億１，７５４万１，０００円にするものでございます。歳出の主なものは、障害福祉等サービス費、子ども医療費助成金、新規就農者育成総合対策補助金及び中央分団詰所新築工事設計業務委託料などでございます。

歳入は地方交付税、国県支出金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の１０ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目６財産管理費、節１０需用費９４万８，０００円は、庁舎管理等に係る修繕費の執行見込身に伴う補正でございます。節１３使用料及び賃借料７２万５，０００円は、町有地の樹木伐採に係る機械借上料でございます。目１０企画費、節１８負担金，補助及び交付金２１８万円は、事業費確定に伴い、地方公共交通特別対策事業運行費補助金と地域間幹線系統確保維持費補助金をそれぞれ増額するものでございます。目１３諸費、節２２償還金，利子及び割引料５２６万４，０００円は、感染症予防治療をはじめとする過年度事業費の確定に伴う国庫補助負担金の返還金でございます。

１１ページをお願いいたします。下のほうになります。款３民生費、項１社会福祉費、目７障害者福祉費、節１９扶助費２，２９３万６，０００円は、補装具費支給事業費など利用者の増加に伴い、説明欄に記載しております給付費等を増額するものでございます。

１２ページをお願いいたします。款４衛生費、項１保健衛生費、目５保健指導費、節１９扶助費７７５万円は、子ども医療費助成金を今後の執行見込みにより増額するものでございます。目７国民健康保険事業総務費、節２７繰出金３１３万９，０００円の減は、説明欄にございます各繰出金を実績見込みにより増減するものでございます。目９後期高齢者医療費、節１８負担金，補助及び交付金２４６万７，０００円は、負担金額確定に伴い、療養給付費負担金を増額するものでございます。

１３ページをお願いいたします。款５農林水産業費、項１農業費、目１３営農推進費、節１８負担金，補助及び交付金２４万８，０００円でございますが、経営継承・発展等支援事業補助金及び農業次世代人材投資事業補助金につきましては、補助事業の採択に至らなかったためそれぞれ減額するものと、新規就農者の機器導入を支援するための新規就農者育成総合対策補助金２７４万８，０００円を補正するものでございます。項２林業費、目１林業振興費、節１１役務費から節２４積立金までは、森林環境譲与税事業に係る事業費の調整による増減でございます。

款7土木費、項5住宅費、目1公営住宅管理費、節10需用費150万円は、公営住宅に係る営繕修繕料を今後の執行見込みにより補正するものでございます。

14ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節12委託料400万円は、中央分団詰所の移転に伴う詰所新築工事設計業務委託料でございます。詰所の移転先については、これまで消防関係者等と協議してまいりましたが、施設の重要性や緊急性を考慮し、大崎町研修センター敷地内に移転を予定しております。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費502万6,000円は、各小学校に係る営繕修繕料を執行見込みにより補正するものでございますが、主なものは、大崎小学校図書室の雨漏り修繕でございます。

15ページをお願いいたします。項4社会教育費、目2公民館費、節10需用費95万7,000円は、中央公民館生活研修室のエアコン取替修繕でございます。

これで歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。8ページをお願いいたします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3,600万円は、財源の調整でございます。

款15国庫支出金から次の9ページをお願いいたしまして、款16県支出金までは、交付決定及び各事業の実績見込みによる補正でございますので、説明を省略させていただきます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入は、合計で112万1,000円の増でございます。主なものは、機構集積協力金返還金49万7,000円、台風災害に伴う公有建物共済金40万円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。表内に記載してございます3つの事業は、いずれも事業実施までに準備期間を要するため、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、記載のとおり追加するものでございます。

まず、学校給食業務委託料でございますが、債務負担行為期間を令和7年度から令和9年度までの3年間とし、限度額を1億2,078万円とするものでございます。

次に、スクールバス運行业務委託料野方持留方面と、その下の中沖菱田方面は、年度ごとに乗車人員が変動し、バスの大きさや路線数を変更することが想定されることから、債務負担行為期間をそれぞれ令和7年度の1年間としております。なお、限度額は、野方持留方面が1,939万円、中沖菱田方面が1,572万円でございます。

以上で説明を終わりますが、16ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

以上です。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 14ページで中央分団新築工事、場所は今聞いてわかりましたが、どのような規模で建てられるのか。設計料が400万円ですので、どのような青写真を描いて設計士にお願いするのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まず規模でございますが、現段階では正確な規模というのは想定はしておりませんけれども、ただ、中央分団の幹部の方々、消防団の団長、副団長、それから後援会の方々には、菱田消防詰所を参考にして考えていますというような説明をさせていただきましたけれども、実際、設計に入ればですね、その辺の規模であったり、必要な設備であったり、そういったものは中央分団の方々と協議をしながら、その意見を設計に盛り込んでいくという形になりますので、現段階では青写真とかそういったものはないところでございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 今、同僚議員が質問しましたが、関連ですけれども、そういった菱田の詰所を参考にするということではありますが、今説明の中で、青写真はないというようなことをおっしゃったんですね。ある程度のこれは企画がないと、この400万円という金額も出てこないんじゃないかなと思いますけれども、総体的な青写真というのはあって、私はよろしいかなと思っているのですが、それがないと何を基本に今後設計を委託するのか。ただ、菱田と同じようなタイプでと言われてもですね、若干私たちは理解できない。どういった規模でどのような体制でやっていきたいかということは、くどくなりますが、ある程度の青写真がないと私はできないのかなというふうに考えますが、再度、その点について回答をお願いしたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） 若干説明が足りないところがあったかもしれません。今のところは、現段階では先ほど答弁したとおり、菱田消防分団の詰所の間取りとかを参考にして、ただ、菱田分団と中央分団では車両の台数とかその辺も違いますので、面積的には菱田分団より広くなるのかなというふうに考えております。それから、基本的な間取りといいますか、トイレの数あるいは研修室とか、そういったもののほかに必要なものがあるのであれば、それを付け加えていくようなことになろうかと思うんですけれども、ただ、基本的な考え方としては菱田消防分団詰所を基本に、それに追加するものがあるのであれば、それを設計に盛り込んでいくという形にな

ろうかと思います。

以上です。

○10番（中山美幸議員）　じゃあ実際、その詰所を活用する団員、もしくはそういった方々からのこういったものを付け加えてほしいという要望があった場合には、これは確認なのですが、その要望に対処するということでよろしいですね。

○総務課長（上橋孝幸君）　我々としては、その団員の要望はお聞きします。しかしながら、その要望すべてを盛り込めるかというのは、またこちらでも協議は必要かと思っています。

以上です。

○議長（富重幸博議員）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員）　質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第15　議案第42号　令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（富重幸博議員）　日程第15、議案第42号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東　靖弘君）　御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,823万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、国保自庁システム改修負担金、過年度交付金の償還金、及び一般会計繰入金の一部確定に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君）　それでは御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の8ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、節18負担金、補助及び交付金の国保自庁システム改修に係る負担金81万4,000円の増でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から一番下の表項3介護納付

金分までは、歳入にございます県からの保険給付費等交付金並びに一般会計繰入金に補正が生じたことから、財源を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節11役務費は、郵便料金の値上げによるもので、次の項に特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節10需用費は、生活習慣病予防教室等に必要な物品の購入など、今後の事務費の実績を見込んで増額するものでございます。

款7諸支出金の補正額は、合計で167万1,000円となっておりますが、説明欄にございます前年度の交付金等の確定に伴う償還金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款3国庫支出金及び次の款4県支出金は、説明欄にございます各事業の実績見込みに伴う国及び県補助金の増でございます。

款6繰入金、目1一般会計繰入金313万9,000円の減は、説明欄にあります目的ごとの繰入金確定または実績見込みにより補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。款7繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金269万円の増は、繰越金の確定に伴う増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第43号 大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第44号 大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第45号 大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第16、議案第43号「大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第17、議案第44号「大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第18、議案第45号「大崎町野方地区活性

化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第４３号から議案第４５号までは、農林振興課が所管する農業研修施設５か所を町ホームページ上の専用サイトにて利用状況の確認や予約等ができる大崎町公共施設予約システムの運用に向けての関連がありますので、一括して御説明いたします。

議案第４３号は、大崎町農村環境改善センター及び大崎町野方農村環境改善センター、議案第４４号は、大崎町持留地区農業構造改善センター及び大崎町大丸地区農業構造改善センター、議案第４５号は、大崎町野方地区活性化センターであります。現在、大崎町公共施設予約システムの運用に向けて作業を行っているところでございますが、運用開始に当たり所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それではまず議案第４３号、大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、公共施設予約システムの導入に伴い、予約の方法や使用料納入方法等をほかの公共施設と統一するため、必要な条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にございます新旧対照表をお開きください。

まず、第２条では、名称及び所在地を規定しております。現行では、正式名称が「大崎町農村環境改善センター」となっておりますが、改正案では、ほかの改善センターと同様に地域名の菱田を入れまして、「大崎町菱田農村環境改善センター」に改めるものでございます。

次に、第１０条の使用料の規定につきましては、現行の第３項下線部の「現金で前納」を、改正案では「使用前に納入」と改めるものでございます。これは、キャッシュレス決済を見越したものでございます。

次に、別表第１０条関係でございます。現行におきましては、使用料と冷暖房使用料に区分されているものを、改正案では、使用料の中に冷暖房使用１時間当たりを含める見直しをするものでございます。

次に、2 ページをお願いします。改正案の備考の4の下線部「及び冷暖房使用時間」を付け加え、次の備考の5「使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」を新たに追加するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和7年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第44号、大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。こちらも議案第43号と同様、公共施設予約システムの導入に伴い、予約の方法や使用料納入方法等をほかの公共施設と統一するため、必要な条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にございます新旧対照表をお開きください。

まず、第5条の使用料の規定につきまして、現行の第3項下線部の「現金で前納」を、改正案では「使用前に納入」と改めるものでございます。これは先ほど申し上げましたが、キャッシュレス決済を見越したものでございます。

次に、別表第5条関係でございます。現行におきましては、使用料と冷暖房使用料に区分されているものを、改正案では、使用料の中に冷暖房使用1時間当たりを含める見直しをするものでございます。また、別表中の区分にあります部屋の名称でございますが、現行におきまして「婦人交流室」を、改正案では「小会議室」に改めるものであります。これは予約時に利用者側にわかりやすく、利用しやすくするように名称を改めるものでございます。

2 ページをお願いします。改正案の備考の4の下線部「使用」と、送り仮名の「り」を付け加え、改めるものでございます。次に備考の5「使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」を新たに追加するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和7年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第45号、大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。こちらも議案第43号、44号と同様、公共施設予約システムの導入に伴い、予約の方法や使用料納入方法等をほかの公共施設と統一するため、必要な条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にございます新旧対照表をお開きください。

まず、第5条の使用料の規定におきまして、現行の第3項下線部の「現金で前納」を、改正案では「使用前に納入」と改めるものであります。これは、キャッシュレス決済を見越したものでございます。

次に、別表第5条関係でございます。現行においては、使用料と冷暖房使用料に区分されているものを、改正案では、使用料の中に冷暖房使用1時間当たりを含める見直しをするものでございます。

2ページをお願いします。改正案の備考の5「使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」を新たに追加するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和7年1月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。まず、議案第43号「大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

○11番（中倉広文議員） 今、説明の中でキャッシュレス決済を見越したというようなことがありました。具体的にどういったことを考えていらっしゃるのか。そのサービスの時期ですね、いつからそういったことが可能になると想定をされているのか。そのことについて説明をお願いします。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうで答弁させていただきたいと思います。

本年度の予算で、公共施設予約オンライン化事業ということで事業費を組ませていただきました。今のところでは、来年1月からの使用ができればいいというふうに考えてはいるところです。従来と違うのは、従来は電話、あるいは来庁いただいて紙による申請をしていただいたというところになっておりましたが、それが24時間いつでもオンラインで申請ができるという形になります。それから、先ほどキャッシュレス決済の話が出てまいりましたが、来年すぐにキャッシュレスが始まるというわけではなくて、ちょっと期間を置いて試行期間をちょっと設けさせていただくこととなりますので、当面は、まずは今までの紙媒体での申請から電子申請ができますよと、そういうシステム変更でございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号「大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 町長の先ほどの説明でですね、改定をするという、変えるというような感じの言い方だったのですが、現在、炭焼き窯は使われていないんですよね。使っているか使っていないかわかりませんが、使っていない状況です。それと下のこれも何ですよ。これは条例にはそのまま載っているけども、使えるかということなんですよ、現時点で。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいまの御質問について回答します。

現在は故障をしているということで、今使えない状況ではあります。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） ということは、使えるように直すということですか。どうなんですか。

○町長（東 靖弘君） 失礼しました。この事業は、かなり以前に中山間事業として導入をしております。設置してからすぐといいましょうか、しばらくしたらもう非常に機器が故障してきて、なかなか窯が有効に使えないという状況がありました。そこで、いろいろ竹炭をつくることとかの実証実験とか、そういったところもやったところではありますが、やはりなかなかそれが製品として完成するようなそういった状況でもなかったというところがあります。このまま放置しているという状況だということを理解しておりますので、こちらにつきましては、点検しながら解体するなりとか、そういった方法でまた今後検討してまいりたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

○10番（中山美幸議員） 今、同僚議員が質問しましたけれども、この特に炭焼き窯については、設置された以前からこれは言われておりましたよね。窯の構造上がおかしいと。我々も子どもたちと一緒に竹炭を進めようとしていろいろ研究したことがあったんですが、非常に火のまわりが悪い、熱のまわりが悪くて炭化しない、ムラが出てくるというようないろんな状況があるようですけれども、今、考えて撤去するというような話をされたんですが、設置されてからこれは国県の補助事業か何かでやられたというふうに思いますが、その債務負担の行為はもう期限が過ぎているのかどうか。

それと、同僚議員が先ほど質問しましたキャッシュレスの関係。ネットで申し込みをして、その後は現金で徴収するという、前金ということですので、

使用前に本庁舎まで持ってきてお支払いをしないといけないということなのか。そうすると、非常に不便が生じる。このネットでいろんな公共施設の使用の申し込みをするということは、数年前に私は社会教育課の施設のことで一般質問したことがありましたけども、そういうことをされることは非常にいいことだと思うんですが、現状を把握されてこの現金払い、前金払いということを考えられたのか。非常に私はこれ、住民のほうからするとネットをお願いをして、使用許可をもらって、ところがお金は現金で前払いということになると、キャッシュレスは進んでいない。その状況の中では住民に負担がかかってくるのではないかなということを思うのですが、先ほどの町長の答弁と今私が質問した部分、2点についてお答えをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 中山間事業というふうに表現いたしましたが、正式名称は現在わかっていないところでありますが、あの事業については県営で事業を実施しておりますので、町のほうで債務がというところについてはないと判断をしておりますけれども、また違いがありましたら、調べて報告はさせていただきたいと思います。

○農林振興課長（上野明仁君） 使用料の問題ですけども、現在も前金でもらっておりますので、改正後も前金で現金でということになります。

○10番（中山美幸議員） 非常につらい質問をしますが、ではネットで一旦申し込みをして、夜でもいいです、24時間でもいいです。そしたらまた役場に来て、次の日でも前金でするので支払伝票をもらって納入しないといけないということが発生するじゃないですか。そうした場合は、ペーパーで申し込みをしているのとどちらが住民に対して利便性があるかということなんですね。よう考えてください。前と全然変わらないということなんですよ。住民の利便性ということは考えていらっしゃるということです。今、現時点では。同じようにネットで申し込みをして、それは便利です、時間的には便利です。ところが代金の支払いは前納です。前納するために役場にもう1回来ないといけないんですよ、支払伝票をもらうために。ということは、今までとほとんど変わらないということですね。令和7年の1月1日からやられるのであれば、どういった方法でやるかということは先ほどの質問もありましたけども、キャッシュレスでやるのであれば、持っていらっしゃる口座でやるのか。じゃあ今度は団体が申し込みをした場合、団体で口座を持っていない場合、キャッシュレスが可能かどうか。そこまで考えた提案であるかどうかお伺いします。

○総務課長（上橋孝幸君） キャッシュレスの問題に関する御質問でございました。確かに議員がおっしゃるとおり、オンライン申請が可能でも現金での納入となれば、さほど住民の方々には利便性は向上していないのではないかなというのは、そのとおりかなというふうに私も認識はしております。ただ、私どもといたしましても、デ

デジタル化を推進していかなければならない立場ですので、すぐに来年の1月からできるという現状ではございませんけれども、近い将来、オンライン決済もできるような形で進められるように検討をしている状況でございますので、少しお時間をいただければと思います。

以上です。

○10番（中山美幸議員） オンラインで使用申請ができるということは、私は前から希望しておりましたので、これは素晴らしいことだと思うんですよ。その後の処理です。処理の仕方について十分検討をしていただかないと、高齢者等々も増えております。そういった方々が本当に利便性を感じるかどうか、支払いの方法についてですね。そこは十分に検討していただかないと、逆に不便性を感じたり、使用するとき戸惑ってしまったりというようなことが発生しますので、そこは十分考慮していただいて、さらに住民が使いやすいような施設の利用状況、そういったものを考えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど同僚議員がしました野方のその炭焼きと陶芸の部分、これについても改善するなり、新しい施設を小さくてもいいんですよ、さほど大きな事業はやっていませんので、多分陶芸もそうです。現在、社会教育課が管理しております本町の研修センター横にあります電気の陶芸窯、これも使用されておられませんね。実績はないですよ、現在。そういったことも加味しながら、やはりやるべきことはやっていただきたいというふうに強く要望を申し上げます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和議員） 今、インターネット上での申し込みの件で何点か質問があったようですけども、インターネットで申し込みをすることによって、夜間等にその場所が使いたいというような話があった場合に、庁舎が空いている時間じゃなくても予約が取れると、計画が立てられるという部分がメリットなのかなと、今のところは思います。ただその支払いの部分で、現金なので庁舎まで訪れないといけないということであれば、これはインターネットバンキング等で振り込みをするということは考えられていないでしょうか。また、それを考えているのであれば、振込手数料を差し引いて支払っていいのか、申込者の負担になるのか。まずその辺についてが1点。

また炭焼き窯、陶芸焼きの部分に関しては、こちらはつくってからすぐ故障したということですけども、いつぐらいにつくられて、何回ぐらい利用実績があり、それから何年ぐらい、壊れてからどれくらい放置しているのかについて教えてください。

○町長（東 靖弘君） 何年ぐらいというところは、ちょっとわからないのですが、かなり20年ぐらい経っているのかもしれませんが。多分、それぐらいの時期だろうと思います。何回か確認に行ったりして、やはり使用はしていたのですけれども、完全に製品としてはなかなかでき上がらなかったという、非常に登り窯とかそういったことで、非常に造りはいいという形だったんですけど、実際使ってみたら成功はしなかった、成果は出なかったということでもあります。何回か火を焚くことからガスに変えたりとか、いろいろ実証はされたというふうに思っておりますけれども、それでも成果は上がっていないということで、それが事実であると思います。それから、やはり今放置している状態であるということはもう理解しておりますので、指摘があったことについて一旦確認した上で、撤去するなりとか、あるいは新たにそういう利用方法があるのかとか、そういったところは、もう1回考える必要があるかなというふうに思います。詳しくどういうふうに何回使ったかというところはちょっとデータとしてもありませんので、今概略で説明させていただいたところですが、対応はしっかりとやっていかなければならないだろうというふうに思います。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいま御質問があったインターネットバンキングについて、今後また関係機関等と協議してできるかできないか、キャッシュレス決済ですので、今後そういった需要もあるかと思っておりますので、今後、手数料の関係も含めて協議させていただきたいと思っております。

○2番（草原正和議員） クレジットカードやQRコード決済等は、事前審査等が必要になるのですぐすぐはできません。けれども、インターネットバンキング等によると、口座があれば振り込みは誰でもできます。やはりその辺は早急に検討していただいて、少しでも利便性が高まるようにDX化を進めるまず第一歩という形で、来庁しなくても当日まで予約が完了するという形を取っていただけるように要望を申し上げておきます。

また炭焼き窯は、もう何年経っているかわからないぐらい放置していたということ自体がちょっと問題なのかなとは思っています。やはりその辺、つくったものを有効に活用できるように、これから何かつくるときにもやはり未来のビジョンをしっかりと立てて、計画を立ててほしいというふうに要望を申し上げておきます。

最後に1点、壊す予定だということですが、この議案第45号は、壊す予定のものをそのまま料金設定して上程という形になるのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 使えなかったら壊すということを言いましたけれども、やはり再確認、点検して判断をしていきたいと思っております。

○議長（富重幸博議員） ちょっとここで皆さんにお諮りします。正午のベルが鳴りましたが、この残り等を勘案して引き続き続けるか、それとも暫時休憩で昼食タイム

を取るか、皆さん方の御意見をちょっと。そんなにかけられないかもしれません。大体皆さん方のお考えはいかがでしょう。（「続けたらいいのではないですか」と呼ぶ者あり）

続けるという声が多いようですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではこのまま続行します。執行部も大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４３号、議案第４４号、及び議案第４５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第４３号「大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第４３号「大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４３号「大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号「大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第４４号「大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４４号「大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４５号「大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第４５号「大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４５号「大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第４６号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第１９、議案第４６号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、番号法等一部改正法により、令和６年１２月２日からこれまでの各健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、番号法等一部改正法によりまして、健康保険の被保険者証に係る部分を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にございます新旧対照表をお開きください。

第7条第3項にございます「被保険者証等」を「資格確認書等」に改めるものでございますが、マイナ保険証への移行に伴いまして被保険者証が廃止されることによるものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、マイナ保険証に移行されました令和6年12月2日から遡及して適用するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第47号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（富重幸博議員） 日程第20、議案第47号「鹿児島県市町村総合事務組合を

組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第47号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第48号 債権の放棄について

日程第22 議案第49号 債権の放棄について

日程第 2 3 議案第 5 0 号 債権の放棄について

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 1、議案第 4 8 号「債権の放棄について」、日程第 2 2、議案第 4 9 号「債権の放棄について」、日程第 2 3、議案第 5 0 号「債権の放棄について」、以上 3 件を議題といたします。

まず、議案第 4 8 号について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、破産者有田農産有限会社に対する強い農業づくり交付金返還金に係る債権の回収が見込めないため、本債権の放棄について提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、御説明いたします。

有田農産有限会社に対する強い農業づくり交付金返還金についてですが、平成 2 1 年に国の補助事業を活用し、集出荷施設と加工施設を整備いたしました。平成 2 4 年の会計検査院の指摘により一部補助金の返還が生じ、大崎町から県へ 2 1 3 万 9, 9 2 5 円を返還いたしました。しかしながら、当法人は経営悪化により大崎町への補助金返還ができなくなり、その後破産することとなりました。平成 2 7 年 6 月に破産管財人から配当金 1 5 2 万 9, 3 3 8 円の通知があり、最終的に 6 1 万 5 8 7 円の債務が残ったままの状態となり、回収も見込めないことから債権放棄をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第 4 8 号「債権の放棄について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 4 9 号「債権の放棄について」提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、破産者松本商会株式会社に対する地域経済循環創造事業交付金返還金に係る債権の回収が見込めないため、本債権の放棄について提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、御説明いたします。

本債権は、松本商会株式会社が採択を受けた国庫補助事業、地域経済循環創造事

業に合わせて補助金を交付し、その後、事業の進捗等について問題が生じたことから、同社に対して補助金交付の取消し及び返還命令を行ったものの、当社が破産し未回収となっていた債権でございます。このたび、町債権収納改善対策検討部会及び町債権管理審査会において、債権の放棄の適否について審査され、回収困難と判定されたことに伴い、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。債権の名称は、地域経済循環創造事業交付金返還金でございます。相手方は、京都府宇治市槇島町十一66番地の11。破産者、松本商会株式会社。債権金額は4,389万2,022円でございます。また放棄の理由は、相手方の法人に係る破産管財人から、令和2年9月に最後配当がなされましたが、法人は既に解散し換価できる財産もなく、本債権の回収が見込めないためでございます。

なお、参考ではございますが、次のページに債権の概要とこれまでの経緯をまとめております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第49号「債権の放棄について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号「債権の放棄について」提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、破産者松本商会株式会社に対する普通財産土地貸付料及びこれに係る遅延損害金の支払請求権について債権の回収が見込めないため、本債権の放棄について提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本債権は、松本商会株式会社が破産したことにより、同社に貸し付けていた普通財産の土地貸付料が納付される本町の債権として残っている状況であります。今回、本町の債権管理審査会で意見が取りまとめられ、回収困難と判断されたものでございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。債権の名称は、普通財産土地貸付料及びこれに係る遅延損害金の支払請求権でございます。相手方は、京都府宇治市槇島町十一66番地の11。破産者、松本商会株式会社でございます。債権金額は

72万6,000円及び当該貸付料に係る遅延損害金でございます。放棄理由は、松本商会株式会社に係る破産管財人において、破産法第195条第1項に基づき最後配当がなされたが、法人は既に解散し換価できる財産もなく、本債権の回収が見込めないことから債権の放棄について議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。議案第50号「債権の放棄について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号、議案第50号は、いずれも債権放棄に係る議案でありますので、債権放棄審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号、議案第49号、議案第50号は、債権放棄審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を大崎町債権放棄審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時20分

再開 午後0時23分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に 11 番、中倉広文議員、副委員長に 7 番、神崎文男議員が選任されました。

-----○-----

日程第 24 議案第 51 号 訴えの提起について

○議長（富重幸博議員） 日程第 24、議案第 51 号「訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎第一中学校跡地の大崎町野方字迫谷 5956 番 3 ほか 3 筆の土地の仮差押え決定の取消しを求める訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、訴えの提起に至った経緯について御説明いたします。

今回、町道と大崎第一中学校跡地の境界を確定するため調査をしたところ、昭和 6 年に裁判所から仮差押え決定がなされた土地があることが判明いたしました。当該土地は、昭和 45 年に売買により本町に所有権が移転されておりますが、当時、所有権移転時に仮差押え決定の取消しを行わず、登記されたものと思われま。今回、訴訟の相手方が既に死亡していることから、法定相続人等の調査を行い、仮差押え決定の取消しを求める訴訟の準備が整いましたので、訴えの提起を行うものでございます。

それでは議案書に沿って御説明いたします。訴訟の相手方でございます。被告は鹿児島県鹿屋市向江町 7062 番地川原正静でございますが、昭和 62 年に既に死亡していることから、訴訟の相手方は、被告に関係する法定相続人 9 名でございます。ただし、訴訟終結までに被告に相続が発生した場合は、その相続人も追加いたします。

訴訟の趣旨でございますが、被告に対し、別紙物件目録記載の土地について事情変更による仮差押え決定の取消しを求めるものでございます。この判決は、仮に執

行することができるものであり、申立費用は被告らの負担とするものであります。

訴訟の内容でございます。本件土地は昭和6年4月17日、鹿屋区裁判所が川原正静の服部理作に対する債権を保全するため、本件土地に対し仮差押え決定が出されました。本件仮差押え命令がなされてから93年が経過し、被告らは、本件仮差押え命令による債権保全の意思は放棄または喪失していることは明らかであることから、本件土地に対する仮差押えによって債権を保全する必要性は消滅しております。よって、事情変更による本件仮差押え決定の取消しを求める訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第51号「訴えの提起について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号「訴えの提起について」は可決されました。

————○————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

————○————

散会 午後0時30分

第 2 号

1 2 月 1 2 日 (木)

令和6年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月12日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（9番，10番）

日程第2 一般質問

（総） 日程第3 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤 田 香 澄

2番 草 原 正 和

3番 岡 元 修 一

4番 鷺 東 慎 一

5番 児 玉 孝 徳

6番 稲 留 光 晴

7番 神 崎 文 男

8番 宮 本 昭 一

9番 吉 原 信 雄

10番 中 山 美 幸

11番 中 倉 広 文

12番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘 農林振興課長 上 野 明 仁

副 町 長 千 歳 史 郎 建 設 課 長 時 見 和 久

教 育 長 穂 園 正 幸 農委事務局長 松 元 昭 二

会 計 管 理 者 岡 留 和 幸 水 道 課 長 本 松 健 一 郎

総 務 課 長 上 橋 孝 幸 教 委 管 理 課 長 相 星 永 悟

企画政策課長 渡 邊 正 一 社 会 教 育 課 長 宮 本 修 一

商工観光課長 鎌 田 洋 一 税 務 課 長 川 越 龍 一

町 民 課 長 谷 迫 利 弘

環境政策課長 竹 本 忠 行

保健福祉課長 岩 元 貴 幸

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 久 保 健 一 朗

次	長	松	元	幸	紀
議	事	係	長	上	床
庶	務	係	主	查	限
					本
					紀
					代
					美

開議 午前 10 時 05 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番、吉原信雄議員及び
10 番、中山美幸議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、6 番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6 番（稲留光晴議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留です。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

まず、1 番目の、年収の壁 103 万円から 178 万円に引き上げた場合の試算についてでございます。11 月 23 日、南日本新聞の記事の中で塩田知事が、鹿児島県内の個人住民税 415 億円減収ということで試算をしております。年収が 103 万円を超えると所得税が発生する年収の壁を 178 万円に引き上げた場合、税収が県と市町村を合わせて年間 415 億円減るとの試算を明らかにしました。県が約 165 億円、43 市町村が約 250 億円としております。これは、地方交付税の減額分を含めていないということであります。塩田知事は、物価が高騰する中で手取りを上げるのは重要である 1 つの方策だと引き上げに理解を示しながらも、税収への影響に十分配慮しながら検討を進めていきたいと述べたという記事でございます。

それでは、本町の個人住民税が試算で幾らになるかを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本年度、令和 6 年度ベースの定額減税前の税額で試算したところ、個人町民税の税額は現在の税額 4 億 4,995 万 9,000 円が 2 億 7,569 万 4,000 円となる見込みでございます。

以上でございます。

○6 番（稲留光晴議員） 今、町長から答弁をいただきました。現状が 4 億 4,995 万 9,000 円で、178 万円に引き上げた場合が 2 億 7,569 万 4,000 円ということです。

年間に幾ら減るのかということで減収は、現状から引けばいいんだけど、今

ぱっと計算ができないので、年間に幾ら減るのかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 個人町民税が約1億7,426万5,000円、38.7%程度の減収になる見込みです。

○6番（稲留光晴議員） 38.7%の減収ということなのですが、個人住民税が課税されている人、いない人、おりますけども、これは実際、個人住民税が課税されている方の数字だと思いますが、現在、住民税を課税している人数は何人おられるか質問します。

○町長（東 靖弘君） 担当課長の答弁とさせていただきます。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

現在5,321人の納税義務者がおります。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 5,321人ということでございますが、引き上げた場合が2億7,569万4,000円ということなのですが、減収分が町の個人住民税が1億7,426万5,000円減るということで、5,321人ということであれば5,321人で割ると、個人個人違うと思うんですが、これを割ると一人頭に幾らになりますか。

○税務課長（川越龍一君） ただいまの答弁のとおり、2,391人の方が影響を受けて1億7,426万5,000円の減少となることから、単純に割りますと7万2,000円程度という平均額は出ますが、あくまでも平均であり、実際には各々のケースによって違いは生じてくると思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 町の減収分イコール住民税が払えている方は、手取額が増えると。先ほどの登壇のときに、物価が高騰する中で手取りを上げるのは重要という1つの方策だというふうに知事は述べられておりました。

マスコミの調査はですね、この178万円に引き上げるという論議については、手取りが増えるからよいというのが53%、住民サービスが低下するから上げる必要はないというのが29%というふうな数字が出ておりますが、先ほど登壇した私の発言と、この件について、町長はどういう見解をお持ちなのかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの稲留議員さんの、鹿児島県知事がコメントしたということも出されて、178万円に上がることは理解を示される一方、一方では減収が見込まれるということでそういったコメントをされたところであります。根拠が最低賃金に対して、最低賃金が上がってきたことによって、その差額をベースにしながら178万円という根拠が出されているわけでありまして、それをそのまま適用していくと大幅な減収となりますので、その減収分をどう補填するかが大きな

課題になってきますから、交付税で措置をすべきではないかということが言われておりますので、減収という部分で町政運営を考えると厳しいものがあると思っています。

○6番（稲留光晴議員） 地方交付税の減収部分は含めていないということだったけど、今、町長がおっしゃいましたが。これは試算ですから、178万円に引き上げるというのは確かではないわけですから試算の質問をしているんですが。国としては7兆円から8兆円の減収という話が出ている。県も、先ほど申し上げました415億円の減収になりますけども。地方交付税が本町に対して、その分増えるのか、減額分があるのかどうか、そこ辺は、町長は今の本町の財政状況からどう考えていらっしゃるのか、具体的に決まっておりますが。

○町長（東 靖弘君） 現在、政府において103万円の壁を改正していくか協議がなされていて、また178万円に引き上げるとことは確定しているわけでもありませんので、今、協議を進めている段階ですから、どうなるかという予測は難しいと考えます。

○6番（稲留光晴議員） 町長がおっしゃるのが本音かなと思います。私たちも、収入が同一であれば、控除される金額が75万円増えて、個人住民税は、手取りが増えるということで、今、物価が高いので助かるんだと、本音はそう思っておりますので。あくまでも試算ということで質問をいたしました。

それでは、2番目に入ります。扶養控除縮小についてです。これも南日本新聞の記事ですが、高校生年代の扶養控除が縮小ということで、政府が検討する高校生年齢16歳から18歳の子どもがいる世帯の税の扶養控除を巡り、所得税や住民税の非課税を減らした場合、国と地方、延べ1万件を超える事業に影響を及ぼす。また、ひとり親家庭の医療費助成など、主に地方自治体の事業に及ぼすということで、扶養控除縮小は子育て世代からの反発も多く、税制改正では議論が進まれています。政府は今年の10月から、児童手当を高校生年代まで広げました。その代わりに、所得税の扶養控除を38万円から25万円、住民税も33万円から12万円に減らす方針を示しております。政府は、児童手当との差し引きで、手取りは年間3万9,000円から12万円ほど増えると試算をしておりますが、その件で本町の住民税試算は幾らになるかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

高校世代16歳から18歳までの扶養控除が個人町民税で33万円から12万円に引き下げられた場合の影響額ですが、約51万7,500円程度と試算をしております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 高校生年代のいる世帯、ひとり親家庭でも高校生年代のいらっしゃるひとり親家庭もいらっしゃいますが、高校生年代の人数といえますか、先ほど言われました517万円ですが、1人当たりどのくらいの計算になるんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 担当課長のほうで答弁をいたします。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

令和6年度ベースでございますが、申告書に情報が載っている数字で答弁させていただきます。現在、対象として276名の方がおります。それで、影響額が517万5,000円程度と試算しておりますことから、これを単純に割りますと1万8,000円程度と、1人当たり影響があると考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） それで、児童手当が1人1万円というのが10月からなりましたが、高校生年代の児童手当あるところはですね3万9,000円12万円ほど増えると試算をした中で、この質問は、先ほど申しました、所得が本町で幾ら増えるのかということをお尋ねしたいと思います。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

住民税の扶養控除額が33万円から12万円に減らされた場合、517万5,000円程度が影響額。影響額というのが、これは所得控除の話ですので所得控除が減るということでございます。控除が減るということは税額は上がるということになりますので、扶養控除だけのことを考えますと、税額は上がるわけなので、町民が自由に使える可処分所得は減る方向になるんじゃないかなと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 先ほど私が申しました、高校生年代、今年10月から児童手当を高校生年代まで広げているわけですね、その代わりに所得扶養控除と住民税を減らすと。今の課長の話はわかりますが、この差し引きで手取りが、先ほど申しました、増えるというふうになっているんですが、本町もそのくらい手取りが増えれば税額が増えてしまうということですよ、再度。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

先ほど私が答弁した内容は、扶養控除だけを考えた答弁でございましたが、議員の言われる児童手当でもらう部分と、あと税額が増える部分の差し引きで大崎町がどうなるかということなんですけれども、その試算はできておりませんが、先ほど議員も申されました、国が示した試算によりますと、夫婦片働きで高校生の子どもが1人いる場合というのを条件にいたしますと、3万9,000円から12万円まで、所得の段階によって違いますけれども、その幅で影響があるのではないかと

いう試算はあるようでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

ひとり親家庭の医療費助成というのはどういうふうになるのか。本町は高校生年代まで無料化と、現物支給となっておりますね。この辺でひとり親家庭はどうなりますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ひとり親家庭などの医療費助成はどうなるかという御質問でございます。ひとり親家庭医療費助成の受給資格要件には所得制限もございます。しかしながら、その所得制限の要件に扶養控除の縮小は直接関係ないものと認識しています。

ただ、扶養控除の縮小による働き控えが解消されることにより所得が上がることは想定されますが、それでも、ほとんど影響はないものと考えております。

また、子ども医療費の助成に関する条例の改正を行いましたので、18歳以下の子どもの医療費については、課税世帯、非課税世帯にかかわらず現物給付となるため、ひとり親家庭においてもこの子ども医療費助成が適用されるため、扶養控除の縮小は影響はないものと捉えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

今、国でも論議されておりますので、ひとり親家庭も影響はないということで理解をいたしました。

それでは、3番目に入りたいと思います。会計年度任用職員の再任用回数の制限について。会計年度任用職員は2020年に始まった制度ですが、国の運用マニュアルでは試験なしで再任用ができる回数が原則2回までと示されており、多くの自治体が3年目に公務試験を行ってきたというのがあります。国の機関職員について、3年目公募規定を撤廃したいということから、公務員との均衡を図る必要から、自治体の会計年度任用職員については、国は本年6月にマニュアルを改正し、この規定の削除をいたしました。

会計年度任用職員の採用について、地方自治体が機械的に3年公募にしがみつくというか、根拠がなくなり、自治体が地方の実情等に応じ雇用継続ができることが明確になりましたということでございます。本町でも会計年度任用職員は1年ごとに募集をするということで、3度目から試験があるんだろうと思っておりますが、本町については、この制限についてどう対応されたのかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

制限についてどのように対応しているかとお尋ねでございます。令和2年度か

ら導入された会計年度任用職員制度において、本町では現在、事務補助員を行う一般事務職のほか、介護士や特別支援教育支援員など約20種類に及び会計年度任用職員を任用しているところでございます。

会計年度任用職員の採用に当たっては、毎年、公募を行った上で面接試験等を実施し、通常1年を任期として任用していることから、御質問のあった、再度の任用に係る回数の上限などの制限は設けておりません。本町の公務において会計年度任用職員の役割は大きく、行政サービスを提供する上でなくてはならない存在でもあることから、任用の機会均等、任用の公平性を保持しつつ、今後も任用してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 3年目はもう試験はないと、公募をして無期限に、1年ごとに公募をするということですか、そういうことですか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まさに議員がおっしゃるとおりでございます。毎年公募をして、面接試験等をした上で採用している状況でございます。

○6番（稲留光晴議員） そうしますと、本町では正規職員と、あとは再任用の方、あと会計任用職員のみという理解でいいでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） はい、そのとおりでございます。

○6番（稲留光晴議員） それでは、本町の雇用形態、正規雇用、会計年度任用職員と再任用の数字ですね、会計年度任用職員制度が始まったから今年で5年間ですが、その5年間の数字を教えてくださいと思います。

また、会計年度任用職員の割合はどうなっているかをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

会計年度任用職員の割合についての御質問でございます。会計年度任用職員の制度が始まった令和2年度からの5か年分を、各年度の4月1日現在の再任用職員を含む正規職員数、会計年度任用職員数、職員数合計、会計年度任用職員の占める割合で申しますと、令和2年度が正規職員146名、会計年度任用職員53名、合計で199名、割合が26.6%。令和3年度が正規職員148名、会計年度任用職員65名、合計で213名、割合が30.5%。令和4年度が正規職員148名、会計年度任用職員68名、合計で216名、割合が31.5%。令和5年度が正規職員150名、会計年度任用職員74名、合計で224名、割合が33.0%となります。

以上です。

令和6年度が漏れておりました、済みませんでした。令和6年度が正規職員14

6名、会計年度任用職員83名、合計で229名、割合が36.2%となっている状況です。失礼しました。

○6番（稲留光晴議員） 再任用の任用職員は調べられていらっしゃいますか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

今、町長のほうから正規職員の令和2年度から令和6年度までの人数が報告があったところでございます。令和2年度、正規職員146名のうち、再任用職員は11名でございます。令和3年度、正規職員148名のうち、11名が再任用職員です。令和4年度、正規職員148名のうち、11名が再任用職員でございます。令和5年度、正規職員150名のうち、9名が再任用職員です。令和6年度、正規職員146名のうち、4名が再任用職員となっております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、数字を教えてくださいました。正規職員はそれほど変動は少ないと思いますが、再任用が令和6年度は4人と減っている状況ですね。それと、会計年度任用職員もこの5年間で30人増えているわけですね。この数字を、こうなった説明をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

我々地方公務員の年金支給の年齢が段階的に引き上げられております。その関係で、60歳で定年を迎えた職員も希望すれば再任用職員として採用されるわけですが、当初、この制度が始まってからですけれど、最初、年金がもらえるのが61歳、その次の年が62歳という形で1歳ずつ引き上げられてまいりました。その関係もあって再任用職員の数が近年は少なくなっているのかなと思います。

それから、会計年度任用職員は、令和2年と令和6年とを比較しますと30名程度増えているところがございます。これについては、議員も御存じのとおり、業務の高度化・複雑化が進む中で多様な人材確保が必要であるということから、令和2年度にはなかった職種を求めないといけない状況でございます。具体的にいえば、例えば管理栄養士の方や子育て支援員の方、学校関係の学習支援員さんであったり、そのほかいろんな職種の方が近年は増えている状況でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） いろいろな職種が増えてきているということで任用職員が増えてきているということですが、会計年度任用職員の割合を数字でいただいておりますが、非正規職員と呼びますけどですね、非正規率が上がってきているという、10%ほどですね令和2年度から。本町だけではないでしょうけど、やっぱり会計年度任用職員、昔から臨時で本町で仕事を始められて、それから会計年度任用職員を続けられて、本来は3年ぐらい、会社であれば正職になりたいと、そういうこと

があるんですが、正規職員にはならず、ずっと臨時から会計年度任用職員で働いていらっしゃる一番長い方で何年ぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいまの質問については、済みません、手持ちに資料がないんですけども。10年以上お勤めの方が複数人いらっしゃるようです。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 行革でしょうけど、正規職員が減らされて会計年度任用職員が増える状況というのは本町だけじゃないですが。

令和2年以前は、もっと職員数が増えたと思うんですが、そこ辺はいかがですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 大分以前は、職員数も多くいらっしゃいました。といいますのが、町立の保育所や、あるいは各学校にも給食の職員の方もいらっしゃったわけなんですけど、民間委譲が進んでまいりまして、今は大分、民間のほうに、以前、行政職員としてお勤めだった方も少なくなっているというような状況もあるかと思えます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 了解をいたしました。

これで、私のすべての質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は10時50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、岡元修一議員の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一議員） 本日、私は感震ブレイカー及び防災グッズへの補助金制度の提案と効果についてと、にぎわいづくり補助金制度の新たな可能性について質問いたします。

私たちは、8月に日向灘沖地震を体験しました。一部地域を除いて、大きな被害には至りませんでしたが、地震活動期をいわれるこの時期、本町の地震対策についてお尋ねしたいと思います。

地震の被害で懸念されるのが、揺れによる家屋の倒壊、津波や地盤崩壊、そして火災です。1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、建物の倒壊による出火や電気設備器具からの出火が報告されています。総務省消防庁の集計による

と、阪神淡路大震災における出火件数は２８５件で、総損棟数は７，４８３棟、建物焼損床面積は８４万３，６６３平米。そして死者数は５５９人でした。出火原因が明らかなもののうち、約６割が電気火災でした。

電気火災とは、地震の揺れによる電気器具からの出火や、停電が復旧したときに発生する通電火災を指します。２０１１年の東日本大震災でも、電気関係の出火が約７割を占めました。通電火災の恐ろしさは、地震から時間が経過した後の発生することです。例えば、転倒したヒーターに可燃物が接触した状態で通電した際に火がついたり、通電時に発生した火花が、漏れ出したガスに引火して爆発するケースもあります。避難などにより人のいなくなった室内から出火するため、発見が遅れ、初期消火ができずに被害が拡大する危険性があります。

内閣府が公表した大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の報告によると、阪神淡路大震災以前は、電気火災の危険性が十分に認識されておらず、通電後の火災への対策の必要が初めて認識されるきっかけとなったことです。東日本大震災でも、地震動による出火１６３件のうち、電気に関連する出火が６６％を占めていました。停電復旧時の出火は２２件であり、今後、適切な電気の遮断や復旧により多くの火災を未然に防ぐことが期待されます。また、能登半島地震では、石川県輪島市での大規模な火災が発生し、古い木造建物が密集する地域で大きな被害が出ました。消防庁の会見では、火元とみられる住宅の電気配線に溶けた跡が見つかり、電気火災の可能性が指摘されました。屋内の電気配線が地震で傷つき、ショートや接触不良が原因で出火したと考えられます。その後、感震ブレーカーの設置も含めた対応が進められています。

消防庁は南海トラフ巨大地震が起きた場合、多数の電気火災が発生すると懸念しています。そのため、予防策として電気の遮断や適切な復旧が重要です。製品評価技術基盤機構の調査でも、地震で倒れたロッカーが電気コードを破損し発生する実験が行われています。これより、地震時の通電火災の発生メカニズムが再認識されています。最近では生活様式が多様化し、オール電化も増えています。特にこの時期は、暖房機器や火器類の使用が多くなっています。

まず、町長にお尋ねします。地震災害での火災について、どのように認識されていますか。これを、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 自然災害の中でも地震による被害は非常に深刻で多岐にわたりますが、近年の大規模地震発生時には電気に起因する火災が多く発生しており、被害が拡大しております。

過去の事例を見ても、地震による火災は多くの地域で発生しており、平成２３年１１月に発生した東日本大震災や、今年１月に発生した能登半島地震では、地震そ

のものによる直接的な被害に加え、津波や火災が発生し、多くの人命や財産が失われました。このようなことから、地震と火災の関連性が密接であり、防災対策上でも重要な課題であると認識しております。

○3番（岡元修一議員） 最近、寒波より暖房機器の使用頻度が高まっています。この時期に大規模地震が発生すると、過去の事例と同様の被害が予想されます。これから説明する防災機器が防災対策の参考になれば幸いです。

それでは、通電火災対策としての感震ブレーカーの役割について説明します。このブレーカーは家の中に取り付けられ、震度5強以上の地震を感じると自動的に電気を止める装置です。この装置には精密なセンサーが付いていて、電気の揺れの強さに応じてすぐ作動します。地震が一定の基準値を超えるとブレーカーが働き、家の電気が一時的に止まります。これにより、地震の揺れで家電や配線が壊れても、通電火災のリスクを最小限に抑えることができます。例えば、倒れたヒーターや壊れた電気配線に電気が流れたときに起こる火災を未然に防ぐことができます。通電火災は、地震後の電力復旧時に特に起こりやすく、避難中の無人の家から火が出ることが多いため、感震ブレーカーは重要な防災対策です。

さらに、このブレーカーが広まることで、地震後の電気火災による被害を大幅に減らすことが期待されています。内閣府や消防庁などの防災機関もこの装置の世知を勧めており、家庭や地域社会でも防災対策の一環としてこのブレーカーの導入が進められています。

しかし、重要とされる機器ですが、今のところ、認知度と普及率の低さが課題です。内閣府の防災に関する調査によると、令和4年9月時点での設置率は5.2%に留まっており、普及率が高いとは言えません。設置率が低い理由として、以下の点が上げられます。1つ目に、このブレーカーの認知度が低いこと、2つ目に費用の負担があること、3つ目に、自治体で補助支援制度を採用するところが少ないこと、これは事務負担が大きいためともいわれています。4つ目に、補助制度があっても、利用率が低いこと。これらの理由により、感震ブレーカーの認知度や普及が十分でないのが現状です。

しかし、日本のように地震が多い地域では、このブレーカーは安全対策として非常に有効な設備です。今後、自治体の支援や普及活動がさらに進むことが望まれます。

町長に質問します。本町は、現在、感震ブレーカーを含めた地震対策機器への何らかの補助を行っていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在は、地震対策機器への補助は行っておりません。

○3番（岡元修一議員） 今後、南海トラフ地震が発生する確率は30年以内に70から80%であるといわれており、今後、何らかの対策が必要になると思われます。

それでは、このブレーカーの補足説明をします。私の調べた資料によると、機種の主なものには、遮断機能が内蔵された分電盤タイプで価格は5万から8万円、別途電気工事が必要です。メリットとしては、作業の信頼性が高く、遮断に約3分の前警報機能があり、その後、遮断されます。屋内配線、機器コード、機種の火災防止が可能であり、ユーザーによる復電が簡単です。デメリットは、設置費用が高いのと、3分の遮断猶予があるために、地震直後の発火防止に限定的であります。それから、分電盤に後付けする感震リレータイプは、価格が2万から4万円で、別途電気工事が必要です。メリットとしては、分電盤ごと交換するより安いのと、効果は分電盤タイプと同じであり、また、デメリットも分電盤タイプと同じことがいえます。それから、内蔵されたセンサーが地震を感知し、コンセントから先を遮断するコンセントタイプは、価格が5,000円から2万円で、コンセントにアース機能があれば電気工事は不要です。メリットは、コンセントごとに遮断できる点と、効果の信頼性は高いです。また、デメリットは、コンセント内側の屋内配線に対する効果は期待できないのと、コンセントごとの台数が必要になりコストが高くなることです。それから、地震によっておもりが落下したり振り子が作動してブレーカーを落とす、スイッチ段ボールの簡易タイプは、価格が3,000円から2万円で、電気工事は不要です。メリットは、安く設置でき、ユーザーによる復電が簡単です。デメリットは、誤作動のおそれがあるのと、揺れと同時に電気が遮断されるので、避難用照明が別途必要です。大切なのは、それぞれのブレーカーの特徴を把握して、自宅に適したものを設置することです。なお、メーカーによっては、簡易型をリースしているところもあります。

以上の説明から、感震ブレーカーに対する町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

感震ブレーカーは、地震発生時に自動的に電気を遮断する装置であり、特に近年の地震活動の活発化を受けて、地震による火災や電気事故など被害が拡大しておりますので、感震ブレーカーを設置することにより電気火災を防止する有効な手段であると認識しております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 町長も感震ブレーカーの重要性は共有していただけたと思います。

次に、補助事業を行っている自治体について説明します。内閣府の令和元年度の統計によると、21都府県が、このブレーカーに対する何らかの補助を行っていま

す。簡易型を対象行政区に全戸配付している自治体は、神奈川県綾瀬市、千葉県出水市、東京都台東区、墨田区、北区、瑞穂町、和歌山県北川村、高知県安芸市があります。また、ほかにも、補助額以内でコンセント型や簡易型を全額まかなえる自治体もあります。この資料は、令和元年のものです。令和6年度にはさらに多くの自治体が補助を行っている可能性があります。

町長にお尋ねします。今後、感震ブレーカーを補助対象とすることを考慮するお気持ちがありますか。

○町長（東 靖弘君） 感震ブレーカーの設置に対する補助制度につきましては、先進自治体の事例等も調査・研究した上で検討してまいりたいと考えております。

また、議員からも御指摘があったように、感震ブレーカーの認知度と普及率の低さも課題であると思いますので、まずは町民に対して感震ブレーカーの有効性や設置の重要性について、あらゆる広報手段により普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

御質問を受けて、感震ブレーカーはどんなものがあるのか調べてみました。一番経費の安いもので、ブレーカーにおもりを付けて、震度5、6が来たときに自動的にブレーカーが作動する、こういったのは非常にやりやすい。今、御指摘があったように、十分でないという御指摘もあったところであります。

津波防災の資料をちょっと引っ張ってみましたところ、やはり感震ブレーカー設置ということが出てまいりました。感震ブレーカーを設置した場合と設置していない場合に、火災の発生率が非常に低いということでも出ておりまして、感震ブレーカーに対する資料もいろいろ出ておりますので、そういったことをまた勉強してまいりたいと思います。実際、御質問をいただいて、今初めて問題、議題として提案されたところでありますので、多くの町民の皆さん方にそういった説明や、ふれあいサロン等で地震に対するビデオ等を流しながら説明もしておりますので、皆さん方にもそういう制度の説明をしたり、また、消防団をはじめ、我々もこういった機器に対する認知度を高めていきたいと思います。

○3番（岡元修一議員） 是非、前向きな検討をお願いします。

先ほど言いました自治体は、税金を使って補助金によって災害回避対策を行っています。予算が潤沢でない自治体もあると思いますが、それでも予算化するというのは、住民の命を守るという強い意志の表れです。私たちも、その意思を見習うべきだと感じます。

また、有効な啓発活動は補助支援があるとかなり有効になります。是非、前向きな検討をお願いします。

それでは、今度は、被災回避防災グッズについて説明します。大規模地震では、

火災だけでなく、家屋倒壊に至らなくても、家具の転倒による人身被害も考えられます。NHKの消防に対するアンケートによると、全体の約80%以上が大災害時の消防活動に優先順位を付けるトリアージが必要と考えていることがわかりました。これは、大災害に遭った際に救助を求めても、必ずしも消防が来るわけではないという現実を意味しています。火災消火と倒壊家屋からの人命救助を選択する場合、緊急性が低いと判断された場合には、消防はより緊急性の高い火災現場に向かうことになるのです。

そこで、自主防災の観点から、家屋内被害を避けるための防災グッズの活用が必要です。よく知られている防災グッズには、タンスと天井の間に取り付ける突っ張り棒や、家具の下に敷く転倒防止安定板などがあります。今日は現物を持ってきました。これは、俗に言う突っ張り棒です。タンスの上と天井の間に取り付けます。これがこのサイズで、これが最大限伸ばしたサイズです。ですから、この間に合う寸法を探すことが重要です。長さはいろいろなサイズがあります。重要なのは、ここの位置を天井のはりや桁に当たる部分に充てるということです。天井板のみでは突き抜けてしまいます、倒れるときに。また、タンスと桁とか張りの位置が合わない場合は、天井との間に板を挟んで全体を支えます。これが木の板だとすると、これが長いですが、これで全体を支えて、そこにはりとか桁の位置を充ててということを防ぐということになります。

また、これだけではなく、タンスにL型金具であったり、これと共用すれば効果は一層上がります。思うのは、せめて寝室などのところに付けていただければと思います。説明はこれで終わります。

では、本文に戻ります。先日、集落活動でプロジェクターを使った防災教育を受けました。その中でも突っ張り棒などの活用が紹介されました。しかし、実物を見たことがないためか、参加者は余り関心を持たず聞き流してしまったようです。そのときに思ったのは、もし本町でこうしたグッズに対する補助制度があれば、もっと詳細に説明できたのではないかということでした。自主防災の基本は、まず自分が被害者にならないことです。そのためには、日頃からの心構えと同時に、家具転倒防止安定板や突っ張り棒などの被災回避防災グッズの活用が大切です。

私の調べた情報によると、家具転倒防止安定板は、製品やタンスの重さにもよりますが、一般的には震度5弱から6弱程度まで対応できるものが多いです。突っ張り棒も正しく設置すれば、震度5程度までは対応できるように設計されています。また、L型金具や粘着マット、転倒防止ベルトの併用も有効です。NHKの防災のホームページの実証実験によると、中身の入った150キロほどのタンスが倒れたときの衝撃は4トン以上と報告されています。本町の消防団の人員も十分ではなく、

地理的条件などにより災害発生時に迅速な対応には限界があります。このために、被害を回避するためには、家具転倒防止グッズなどの活用が必要です。

しかしながら、私は、町内の住宅でこれらの防災グッズを活用している家をまだ見たことがありません。住民が防災グッズの重要性を理解し、積極的に導入することが求められます。これにより地域全体の防災能力が向上し、災害発生人の被害を最小限に抑えることができます。

これらの防災グッズは地震による二次災害のリスクを軽減する効果が期待できます。また、行政の周知活動も重要です。地域住民が被災防止グッズの有効性を理解し、導入するためには行政が積極的に情報を提供し普及活動を行う必要があります。また、補助金制度や支援制度の導入により住民が導入しやすい環境を整えることも重要です。

今後、本町が補助制度を導入し、住民への周知や活用を徹底することで防災対策の強化が図られることを期待します。町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 近年、自然災害の頻発化や激甚化が進んでいる中、大雨、台風、地震など災害時には自らの命、安全を守るために、事前の防災用品を整備することは非常に重要なことだと考えておりますが、災害時の各家庭の家族構成や生活環境により防災対策は異なってくることから、基本的には防災用品等の整備は自助の一環として行っていただくことと認識しております。

また、補助制度を導入することにより町民の方々の防災意識の向上が図られることは理解いたしますが、まず、防災用品の重要性を町民の方々に周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災講演など、自主防災組織と連携し防災力を高めるための取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。

現物を拝見させていただきましてありがとうございました。先ほども若干触れましたけれども、日曜日にいろんな会議等で震災に対するビデオを持っていきながら、ただいまの防災グッズといったことも十分、住民の皆さん方に説明をしているところであります。理解を深めていただきながら自分で対策を進めていただくことが一番だと思いますが、まず、そういった理解を進める、周知していくことは非常に大切なことであると思っておりますので、引き続き、自分としてもそういう役割を果たしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 補助に頼らず個人の意識に呼びかけるとなると、よほど強い訴えが必要になります。今後、質や量を向上させた防災の勉強会や訓練を行っていただけるように願います。

それでは、次に、地域おこし協力隊について質問します。

先日のテレビ報道によると、総務省が10月に地域おこし協力隊の効用を改正し、来年度から実施されることが発表されました。今後は、地域住民との連携と協同が、より厳格に求められ、公益性が重要視されることとなります。また、情報公開などにより、活動に対しての住民の理解が不可欠となります。

この件について、町長の認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和7年4月から適用される地域おこし協力隊制度については、御質問のとおり、若干の改正がございます。1点目に、地域住民との連携と協同の強化、2点目に、公益性の重視、3点目に、情報公開と住民理解の促進の要因が加わってくることが主な改正点であると認識しております。これらの改正により、地域おこし協力隊員の活動が、より地域に根ざしたものとなり貢献することが期待されるものと理解しております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 本町でも、今までに地域おこし協力隊を募集し活動を行った実績があると思います。今までに何名の方を招いていますか。その後、定住された方は何名いますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

今までの地域おこし協力隊の人数でございます。現在活動中の協力隊員を含め、令和6年11月末現在で23名の方に委嘱をしております。また、これまでに14名の隊員が任期を終えておりますが、現在定住されている方は2名でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 総務省報告によると、定住率は64%といわれています。本町も、何らかの方策が必要になると思われれます。

それでは、本町を訪れ、任期満了とともに離れた地域おこし協力隊の方が行った活動の足跡と、その後の活用をお示してください。

○企画政策課長（渡邊正一君） その後の足跡とのことでの御質問でございました。

任期満了後、転出された隊員の活動の足跡でございますが、12名のうち9名が、就業準備を含め起業や復職をされております。また、残りの3名は御結婚や出産、その他の理由でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） ただいまの回答を聞いて、本町住民が継承できる活動は残っていないということがわかりました。

もちろん、今後も地域おこし協力隊の必要性を感じており、定住に向けた推進も続けていくべきだと思います。しかし、要項の改正に伴い、地域おこしの形が変わる可能性も考慮しなければなりません。今後は、地域おこし協力隊のような役割を、地元住民が小さなことからでも担うことに重きを置いた環境を整えるべきです。地元の住民が担うことによるメリットは、地元の住民は地域の課題やニーズを深く理解しています。そのため、その場に適した対策やアイデアを提供しやすく、地域の発展に直接つながる活動が可能です。

また、地元の住民が地元版地域おこし協力隊として活動することで、他の住民との間に自然と信頼関係が生まれやすくなります。外部からの協力隊に比べ、地域住民同士のコミュニケーションが円滑に進むことが期待されます。また、地元の住民自身が主体となることで、活動が一時的なものでなく、持続的に継続する可能性が高まります。これにより、活動の効果が長期的に地域に根付くことが期待されます。

地域おこしに関与にすることで、自分たちの地域に対する愛着や誇りが一層深まります。これにより、地域全体のモチベーションが向上し、さらなる発展につながります。地域住民の知識や技能を最大限に活用することで外部からの人材を必要最小限に抑えつつ、効果的な地域おこしが可能になります。地元住民が地元版地域おこしの役割を担うことで地域全体の一体感が高まり、持続可能な発展が期待されます。

このことについて、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域おこし協力隊制度とは、都市部の若者等が過疎地域等に移住し、おおむね3年間、地域活動を行いながら地域に定着・定住することで地域への人材環流を促進することを目的とした事業であると認識しております。

御質問のとおり、地元住民の活用につきましては大切なことであり、地域おこしを担うような人材の発掘や、地元の知識・技能を活用していくことも大変重要であると考えております。

また、地域おこし協力隊と類似するような効果を期待するため、地域と行政の考え方の方向性が定まれば集落支援制度等を活用した任用についても検討の余地があるのではないかと考えています。一例として、現在、菱田地区において、新しい形の地域コミュニティの在り方について協議を進めておりますので、その中で集落支援員等の必要性も御協議いただき、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○3番（岡元修一議員） 地域おこし協力隊制度の目的自体が、私の考える地域活性化とは違うということが、このことでわかりました。それであれば、より、地元版地域おこし協力隊の掘り起こしが重要になります。

そこで、今年度、本町のにぎわいづくり補助金が拡充されました。その意図はどこにありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和6年度からの地域にぎわいづくり事業補助金の拡充の意図に関する御質問でございます。まず、地域にぎわいづくり事業補助金の目的でございますが、地域のにぎわいづくりや地域の課題解決に取り組む団体に対し必要な助成措置を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。従来までの地域にぎわいづくり事業補助金につきましては、対象者が自治公民館や公民分館、NPO法人等に限られており、補助の回数も、各団体2回までと定められておりました。

これまで、町政に携わる中で、地域ににぎわいを求めている方や課題に取り組みたい方は、若者や女性を含め、従来の団体以外にも潜在的に幅広い層の方がいらっしゃると認識しておりました。このため、令和6年度からはにぎわいづくりや課題解決について自主的な担い手の掘り起こしが図られるよう、補助対象の団体に任意の団体を追加し、併せて補助金も引き上げる形で拡充したところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 補助金の拡充によって、従来、行政から与えられた活動のみに留まらず、地域による自主的な活動が広がったことは歓迎すべきことです。

では、今年度、実績はどのようになっていますか。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

令和6年度の実績につきましては、予算枠6件に対しまして6件の申請がございまして、現在までに5件の事業が完了しているところでございます。なお、残り1件につきましては、令和7年2月中に実施される予定でございます。

また、6件の事業でございますが、野方六月堂、井俣大崎町特産品フェア、縁側カーリング、かたり場講演会、横内の民家に寄り添ったコスモスの里、それから、オールドカーフェスタIN大崎でございます。

また、効果につきましてでございますが、集客や交流の場の創出、経済効果、子どもたちの思い出づくり、本町のPR、それから耕作放棄地の活用などにつながったと認識をしております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 事業名を聞くだけでも、自分のその活動を体験したくなりましたけども、重要なのは、この事業が一時的なものに終わらず、地域の発展に長く貢献することです。そのためには、住民のみんなが参加し、協力して継続的に取り組むことが重要です。

それでは、私は、昨年6月の一般質問でも提案しましたが、補助金を出して終わ

りにするのではなく、2年後ぐらいに、活動による地域への貢献度、将来性などを精査し、優秀と評価される活動は、是非、表彰されるべきだと思います。表彰によって、団体のモチベーションが上がり、持続性にもつながると考えます。

そもそも、申請すること自体が地域おこしの機運がある証拠であり、申請数は活性化のバロメーターといえます。こうした方々は、ポジティブな考え方と行動力を持っていると思います。地元版地域おこしの宝は、まさにそういうところにあるのです。私のこの考えについて、町長の感想をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

優秀な活動に対して表彰をしてはどうかとの御質問でございます。本事業において、それぞれの団体が地域ににぎわいづくりや課題解決に取り組もうとする姿勢と実績に、心から感謝しております。

また、御質問にありました、団体のモチベーション向上や持続性の要因につきましては、幾つかの方法があるかと思っております。活動に対する反響として、周囲の方々から喜んでもらえることや認知してもらえること、あるいは団体に参加している方々の自己実現等がモチベーションの向上等につながるものと認識しております。

このため、表彰やその他の手法も含め、今後、調査検討してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） もちろん、表彰目的に活動を行っている人はいませんが、周囲の反応とともに、町全体から見た行政からの賞する言葉は励みになると思います。是非、考えていただきたいと思います。

それから、活動内容を行政だけが知っているのは、本当にもったいないと思います。私の案としては、年度の申請者やスタッフの横のつながりを働きかけ、2年後ぐらいに、〇〇年度大崎にぎわいづくりの会とでも呼ぶべき同窓生として集ってもらい、その後の進捗状況や課題点などの意見交換の場を設けることに価値があります。2年後とした理由は、私自身が行ってきた活動の中で感じたことですが、活動2年目までは、最初の思いのまま続けられるものの、3年目になると、周囲が中だるみになることが多いためです。もう一山越えるためや見直しのために、内輪だけでなく、外の方との意見交換の場が必要だと思います。この場で各自の活動成果や得られた経験を共有し、成功事例や改善点を学びあうことでスキルアップを図ります。

また、意見交換を通じて、次年度以降へのモチベーションを高めたり、新たなアイデアや協力関係を展開し、町全体を巻き込むような提案づくりにつなげることが

期待されます。

さらに、こうした取組を継続的に行うことで、地域おこしの活動が一過性のものでなく、持続的かつ発展的に進められるようになります。これにより地域全体の結束が強まり、地域社会の活性化に寄与することができると考えます。町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 地域にぎわいづくり事業補助金を活用し取組を行った団体等の意見交換の場の創設につきましては、課題点の情報共有や事業の持続性という点で意義ある御提案と思いますので、補助金を活用された団体にもヒアリング等を行い、さきの御質問と同様、検討してまいりたいと思います。

いろんな団体が誕生してきておりますので、そういった方々が横の連携といいましょうか、つなぎをやりながら地域の活性化に向けて取り組んでいただくことは非常に意義あることだと認識しております。どういうふうにやれるかということもありますので、そこらも検討してまいりたいと思います。

○3番（岡元修一議員） 本当に意義のあることだと思います。是非、前向きな検討をお願いします。

最後に、まとめとして、地元の活性化には、面白がりで少々お節介なリーダーと、活動を推奨する風土が必要です。本町も新しい地域づくりを目指し、公民館制度からの脱却を図っているものの、今現在、なかなか進んでいないと感じています。そんな中で、菱田分館の取組には敬意を表し、是非、頑張ってくださいと思います。

しかし、地域によって、組織としての形作りを先行させるより、現在の公民分館のままでも、まずは時代に合わせた活動の見直しや、小さくて新しく楽しいことの創出を優先する方法もありかと思います。これらを統合することで、おのずと新しい地域づくりへもつながると考えられます。これが私の感想です。

これで、終わります。

○議長（富重幸博議員） お諮りします。ここで、3番目の質疑に入りたいと思います。が、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、2番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2番（草原正和議員） 皆さん、こんにちは。私は、今回、大枠、リサイクルと環境問題の取組についてと、基幹産業の課題と今後の支援について質問します。

リサイクル関連事業と環境問題関連事業の取組について、また、取組の効果検証と費用対効果について、包括的に質問していきます。

本町におけるリサイクル品、資源ごみの回収はどれぐらいの単価にて取引が行われているのかについて、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

リサイクルの取組に関しては、住民の皆様の理解と協力のもと、埋め立てる予定だったごみを資源として分別していただき、定着することにより埋め立て処分場の延命化が図られております。

目的は施設の延命化ではありますが、資源として売却することで町への収入となり、貴重な財源として活用させていただいております。売却益に関しての平均単価は、アルミ缶 215 円、スチール缶 36 円、ペットボトル単価 54 円など、20 品目程度を資源として売却しております。

現在のリサイクル市場は安定しており、令和 5 年度資源売却益の収入額は 929 万 6,574 円になっております。

以上です。

○2 番（草原正和議員） 本年度の単価と売却益 900 万円余りがあるということで説明をいただきました。近年、有価物の価格は上昇してきていると思われるのですが、売却による益金の推移はどのようになっているかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

相場に応じて年度ごとに価格の高低差はありますが、24 年間で総額 1 億 8,171 万 9,746 円となります。

以上です。

○2 番（草原正和議員） 売却益、総額で 1 億 8,000 万円余りということでお答えいただきました。益金の現在の残高はどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

毎年、一般会計歳入雑入として受け入れており、基金条例に基づく売却益金の積立はないところです。

○2 番（草原正和議員） 一般会計への繰り入れで、基金等への積立はないということでした。

それでは、この益金はどのように使われたか実績を聞きたいのですが、一般会計に繰り入れしているので、これから充当されている事業等はないという認識でよろしいでしょうか。

○環境政策課長（竹本忠行君） ただいまの御質問でございますけれども、先ほど町長が述べました 929 万 6,574 円につきましては、環境衛生協力金、それに 141 万 8,000 円、資源ごみの回収委託料に 687 万 8,574 円につきましては、一般会計のほうに充当しておりまして、残りの 100 万円につきましてはリサイクル奨学金のほうへ充当しているということでございますので、現在のところ、リサ

イクル奨学基金のほうへの積み立てということでございます。

○2番（草原正和議員） 環境衛生の費用や資源の回収、リサイクル奨学金等に使われているということで納得しました。

続きまして、リサイクル奨学金について質問します。リサイクル奨学金はどのような制度ですか。それについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学基金の制度について御説明いたします。この制度は、私の5期目の公約として掲げたものでございまして、平成30年9月に議会の皆様の御審議の上、御可決いただいたものでございます。設立の背景といたしましては、本町は資源リサイクル率日本一などの実績によりマスコミ等で多数紹介され、知名度やイメージの向上に大きく資する部分がある一方で、町民の分別に対する負担感も少なからずあるという認識はございました。

そこで、リサイクルの取組により得られた資源ごみ売買益金を活用し、町民に還元できる施策として制度化したものでございます。基金条例第1条に、目的として家庭から出されたごみが再び価値あるものとして活用される、持続可能な資源循環型社会づくりの取組のように、大崎町で育った人材が故郷の活性化を担う人材に成長するため、勉学に励むことを支援し、再び大崎町に定住し活躍することを促進するためと示されております。提携金融機関である鹿児島相互信用金庫の奨学ローンを利用された方が、大学等を卒業後10年以内に大崎町にUターンされた場合に、奨学ローンの返済額の元金を基金から補助する制度でございます。また、利子については全額補助する制度となっております。

○2番（草原正和議員） 制度としてはごみの益金の中から利息の補充、また10年以内に帰ってくれば元本も補填していただけるという内容の補助だと思います。

そうした中でですねリサイクル奨学金の原資は全額資源ごみの売却益で賄っているという認識で合っているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学基金は、平成30年に基金を創設し、初年度はふるさと納税から1億円、資源ごみ売買益金から200万円を積み立てております。令和元年度は益金から200万円、令和2年度から、毎年100万円を積み立てております。

利子の積立補助金への取り崩しなど若干の増減がございますので、決算書でもお示ししているとおり、令和5年度末では1億598万1,000円の積立額となっております。

御質問にございました、全額資源ごみの売却益金ではございません。

○2番（草原正和議員） 名前や出資を見るとごみの益金から出ているのかなと認識していたのですが、1億円はふるさと納税からということで認識した。

そのような中でなぜ、相信さんと提携したのか、なぜ相信さんだけなのかという点について、お答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学基金を検討する際に、先行事例として参考にしたのが長島町のブリ奨学金制度でございました。長島町に問い合わせたところ、この制度は鹿児島相互信用金庫の教育ローンへの返済を補填するもので、慶應義塾大学SFC研究所と鹿児島相互信用金庫との連携協定により開発されたとのことでありましたので、平成30年4月に本町も連携協定を締結し、同年9月のリサイクル未来創生奨学基金条例制度につながったものでございます。

なお、連携協定により設立した制度でございます。他の町内金融機関、JA、ホウシン、鹿銀にも御案内いたしましたが、参加の回答は得られませんでした。

以上です。

○2番（草原正和議員） 他の金融機関にも案内はしたけども、回答は得られなかったということです、協定を結ばなかったということです。現在、奨学金を返済中の大崎町出身者が大崎町に移住してくる場合、奨学金の補助は検討はされないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでも、同様の御質問をいただいております。その際、奨学金制度の改善については、一旦返還していただいた額を、町内居住を条件として補助金という形でお支払いすべきなのか、また、給付型のような返還不要の奨学金を新たに創設すべきなのか、検討の余地があると答弁させていただきました。これまで、町奨学金に対する補助について御質問をいただいたと理解しておりますので、町奨学金についても検討中でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） この奨学金については、子どもたちが学べる環境をつくる、また、大崎町の人口問題に少しでも歯止めをかけるという部分が大きいのではないのでしょうか。特定の企業に利益をもたらすための奨学金ではないと認識しているんですが、そのようなことであれば、借入れの元本、金利、月々の返済等がわかる書面があって、大崎町に戻ってきた場合には、是非補充をしていただきたいと思います。

また、以前も質問させていただいて、検討をするということでしたが、今年の4月の進学者に間に合うように、なぜ検討できなかったのでしょうか。今回、間に合

わなかったということであれば、経過措置として相信以外の奨学金を借りた方も、遡って補助する考えはありますか。大崎町貸与奨学金も含めた上で回答をお願いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、これまでも同様の御質問をいただき、奨学金制度の改善については、一旦返還していただいた額を、町内居住を条件として補助金という形でお支払いすべきなのか、また、給付型のような返還不要の奨学金を新たに創設するべきなのか、検討の余地があると答弁させていただいておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（富重幸博議員） 町長、経過措置についての説明もということであります。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、検討中でございますが、町の奨学金利用者につきましては、今年の進学者も含め遡って補助できないかを検討しております。

また、想定しているものは、町の制度として償還している奨学金のみでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 是非ですね遡って、この制度が足りない部分があった部分については経過措置で、是非補助をしていただくよう要望を申し上げておきます。誰一人取り越さない、SDGsの取組からもですね、やはり、今年の進学者は検討している最中だったから取り残すという形ではいけないと思いますので、是非検討をよろしくお願いします。

続きまして、大崎町地域応援商品券発行事業についてお伺いします。こちらの総額の費用をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 地域応援商品券の発行に係る実績につきましてお答えいたします。

総額1億2,645万9,441円。内訳としまして、商品券額面代1億1,904万1,500円、印刷製本費159万8,960円、発送費336万5,311円、事務手数料191万2,135円、振込手数料54万1,719円でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 多くのお金が使われているようですけれども、商品券の発行事業について、資源ごみ等の売却益、どれぐらい充当されているのかについて質問します。

先ほどの説明の中では、こちらの商品券に使われているのはなかったもので、ゼロであればゼロでいいですけれども、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 地域応援商品券の発行に対しまして、リサイクルの売却益からの補填金額はあるかとの御質問でございますが、補填していることはありません。

○2番（草原正和議員） リサイクル品の中からはゼロ円ということで、充当はなしということでしたが、商品券に表記してあるのが「リサイクルありがとう商品券」と記入してあります。この事業の当初予算時の委員会時に、表記を改めるように要望があり、検討するということでしたが、なぜ、今回も、このようなリサイクルありがとうと表記したのか。また、どのような検討が行われたかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） この件につきましては、そういった指摘があったということで担当課長並びに係長からの報告を受けました。発行する際にそういった報告を受けたところであります。私の思いの中で、リサイクルに長年取り組んでくださっている住民の方々に感謝するという思いが非常に強い思いを持っております。そういったことから、日々取り組んでくださる住民の方々に対して、地域応援商品券の中でリサイクルもありがとうございますということで入れさせていただく。課長、係長から指摘がありましたけれども、やはり、ここはリサイクルありがとうということで住民の皆さん方にも協力をいただいて感謝したいという思いで、従来どおりしてほしいということで、私はそういうお答えをしたところであります。

○2番（草原正和議員） 内容、町長の思いは十分理解しました。

商品券と一緒に同封されてきた文書には、15回にわたる資源リサイクル率日本一達成等により注目度が増し、全国から多額のふるさと納税をいただき、とあるのですが、ふるさと納税は返礼品そのものの魅力、事業者の努力、本町職員や関連団体の頑張り等ですね、広告や周知、企画イベント等があり、努力があり、また、寄附者の大崎町への思いが集まった結果ではないのでしょうか。ふるさと納税が集まったのは、リサイクル日本で注目を浴びたからふるさと納税がこんなに集まったという認識でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） さきにも同僚議員の方から、こういった質問を受けたことがあります。その時点で、ただいま草原議員からありました、事業者の皆さん方がひたむきに努力して、その結果、大崎町に対するふるさと納税の寄附者が多かったという、そのところの私の表現が抜けておりましたので、そのことは一番最初に事業者の皆さん方の御努力に対して感謝すべきだと、そういった言葉が全く、私の議事録を見てもありませんでした。指摘されて、そう思ったところであります。まさしく、町内の事業者の方々がそういう努力をされて、ふるさと納税に提起して、それで注目を浴びてふるさと納税を、県外を中心に御寄付をいただいた。このことは、まさしく御指摘があったとおりでございますので、改めて感謝の意を伝えたいと思いま

す。

また、リサイクルありがとうございますに対しましては、先ほど説明したとおりでありますので、そこは是非、御理解いただきたいと思います。

○2番（草原正和議員） 指摘をされて、そのようなところが抜けていた、思いはあるけれどもそのような表記が抜けていたということは十分納得できるんですけども、表記の問題で検討する中で、ありがとうございますいっぱい書くことがあるんじゃないの、ありがとうございます書くな、ほかにもいっぱい書いてよ、思い当たるだけのありがとうございます書いてよと言ってあります。今回の手紙で指摘される前から、検討のときにはそのようなありがとうございますをほかにも書こうというのは全然思い当たらなかったのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 感謝する思い、それぞれ世代で、あるいは家庭でリサイクルに対して分別していただいている感謝している思いを住民の皆さん方にお伝えできればということで入れさせていただいたところであります。

元来、地域応援商品券は、地域経済を循環させる大きな目的を持っておりまして、そのことが感謝の思いを述べさせていただいたところですけども、その思いと住民の皆さん方のリサイクルへの取組を理解していただく、協力していただくということで入れさせていただいております。ふるさと納税の益金が入っていないということで、今、御指摘をいただいているところでもありますけれども、一応、ふるさと応援基金から繰り入れという形でやっておりますので、財源として確保しながら、リサイクルに対してのありがとうございますを伝えさせていただいたと。ほかにもありがとうございますという感謝ということは、いろんな事業、いろんな人との出会いの中、いろいろと行政に協力していただいている方々を含め、町行政に協力いただいている方々には感謝の意は忘れないようにしていきたいと思います。

○2番（草原正和議員） 事業者、また、本町の職員等も十分頑張っています。いろんなところで告知をして、ふるさと納税いかに集めようかという努力をしています。そのようなところもですね、リサイクルだけじゃないんだよと、町長のごみへの思いが少し熱すぎるんじゃないのかなと、ほかのところにも目を向けてほしいなと思う部分が多々あります。そのへん、十分よろしくお願いします。

また、同文書で資源リサイクル率8割を超え、その結果、ふるさと納税が増え、様々な課題の解決を実現することができましたとあるんですが、様々な課題、解決できた課題をわかりやすく詳細にお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町のふるさと納税は平成27年度から本格的に取り組んでおりますけれども、かなり全国から寄附をいただいておりますので、その中で3割程度の自主財源は確保できています。その自主財源をいかに使ったかということである

と思いますけれども、私がこの場で考えることは、子育て世代への補助金という形でやってきている気がいたします。1つには、学校給食費の無償化も実現できました。それから、2歳未満の子どもたちの給食費といったことも無償化できましたし、幼稚園から小学校に上がる過程、小学校から中学校に上がる過程の一律、児童1人当たり3万円の助成金、18歳までの医療費の無償化、そういった子育て世帯に対しての支援を重点的にやってきているところであります。

そういった財源として、いわゆる町税としては14億円程度でありますので、ふるさと納税で同じような金額が一般財源として活用できることは非常に大きな原資、これも事業者の皆様方のおかげでありますので、こういったことを生かしながら、目の前にある子どもの福祉の向上や医療費の問題、給食の問題と、まだまだいろいろ出てくると思いますけれども、そういったことに充ててきたし、これからも充てていきたいと考えております。

○議長（富重幸博議員） ここで、質問者に確認いたします。質問要旨の1番目がまだボリューム的にあるのではないかと思うんだけど、ここに休憩に入っているかどうか。質問の流れが、まだ残っている量がですね。

○2番（草原正和議員） 十分にいろいろ解決できた問題、わかりました。

このような問題を解決するのにふるさと納税を使われております。ふるさと納税、事業者へ、先ほども感謝をと、事業者、それに携わるすべての方に十分感謝して、また、その気持ちを伝えていただかないとわからないんですね、思っているだけじゃいけないと思います。十分伝えていただくよう要望しまして、今のところ、区切りを付けたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、2番、草原正和議員の質問から再開いたします。

○2番（草原正和議員） 午前中に引き続きまして、JICA事業について質問していきます。

JICA事業の本年度の予算額と過去の実績額についてお示ください。

○町長（東 靖弘君） JICA事業の本年度の予算額と過去の実績額についてということでございます。

まず、事業概要を御説明させていただきます。インドネシア共和国の複数の都市から要請を受け、2011年より廃棄物処理技術に関する国際協力を行ってまいりました。実施に当たり、独立行政法人国際協力機構JICA等の助成を受け、事業を実施しております。

先般の行政報告にて御案内させていただきましたが、本年12月で事業完了となります。本年度の予算額と過去の実績額についてであります。事業に関しての主体が、民間の有限会社そおりサイクルセンターですので把握しておりませんが、これまで大崎町一般会計予算で支出していた総額は6,915万4,000円でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 本町から出ているのは6,900万円ほどということで、過去の実績がですね。

本年11月にもインドネシアに渡航していると思いますが、そのときのメンバーについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 11月に渡航したメンバーは、合計7名渡航させていただき、うち、大崎町役場からは2名の職員が参加しております。

○2番（草原正和議員） その2名の職員は、誰が行かれたをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 課長の竹本と、補佐の竹原が行っております。

○2番（草原正和議員） 課長と課長補佐が行かれたということで、今回行って、何をしてきたのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 今回の渡航は、事業終了ということもありまして、これまでの成果に関してインドネシア政府バリ州等で調整会議を経て、JICAインドネシア事務所への報告を行っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 事業終了ということで報告等を行ってきたということですが、その報告は課長、課長補佐級の職員じゃないといけなかったのか。そのクラスの職員だった理由についてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） これまで、本事業における行政としての役割は、行政機能の強化及び人材育成でありまして、担当レベルでの打ち合わせや住民説明会等の支援を行ってまいりました。

今回の渡航は、これに加えて行政廃棄物処理計画の見直しなどの成果評価や助言、国家間の事業報告、今後の都市関連事業の調整という案件を複数箇所で行うこともあったことから、課長及び補佐に出張命令を下したところでございます。

○2番（草原正和議員） いろいろな業務の関係でその2人が行かれたのかなとは思ひ

ます。2名の管理職クラスが不在で、本町の業務に影響、支障がなかったのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 出張命令は、事業や業務の調整を含んでおりまして、極力、業務への影響が出ないよう事前に調整はしておりますが、窓口や電話対応などの日常業務に多少影響はあったと思いますが、大きく業務に支障があるような案件等の報告は受けていないところでございます。

○2番（草原正和議員） 業務の調整等をして大きな支障はなかったと認識していることですが、残された課の職員への負担はなかったのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 緊急の対応が求められる場合など不測の事態への対応に関しては、職員数も限られることから負担が生じることも想定されますので、負担軽減の対応と連絡体制の強化に努めてまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 残された職員もですね負担があってはなかなか町民の皆様への事業のサービスも滞ってしまうので十分注意をしていただきたいと思います。町民の皆様へ迷惑を掛けるようなことがなかったのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 長期間の出張となりますので、職員間での調整などが難しくなる場合もあると思いますので、組織としてサポートできる体制を整えていかなければならないと考えているところでございます。

○2番（草原正和議員） やはり迷惑を掛けないように調整をしていただきたいと、どの部分に関してもですね。

今議会の初日に、JICA事業の終了の報告や今後の活動について、町長がお話をされましたが、今後も、このような国際支援や他の地域への支援活動をする上で国や県からの事業費の充当があるならば、専門職、技術職員ですね、また専門のプロジェクトチームを編成して、本町の業務担当課、通常業務、町民への負担を掛けるべきではないと思われそうですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） これまで、ほとんど同じ職員ということで複数回行って指導しているわけでありましてけれども、インドネシアに行くに当たって仕事を進めるに当たって、担当等を配置すべきではないかの御質問でございますので、この点につきましては十分検討してまいります。

○2番（草原正和議員） やはり考えていただいて、いろんなところに負担がないような形、また、職員もいろんな事業に関わる中で、負担があってくると、なかなか町の職員も不足したり、事業がうまくいかないところもあるようですので、十分検討をされてください。

またですね、課長が行かれたということだったんですけれども、課長もこの担当

課に来てから、まだ日がそんなにないと思います。そのような中で海外まで行って指導ができるのか、人が悪いというわけじゃないです、期間が短いのでそれを継承という部分で考えてくると、専門のチーム、担当者がいたほうが、本町にとっても、行かれる国、また地域にとっても担当の人がずっと関わっている、ちゃんとわかっている方が行かれたほうが、指導に関しても、報告書に関してもすばらしいものができるのではないかとと思われることから、やはり、そのへんを十分考慮していただきたい。

また、国や県からの事業費の充当がなく、本町からの財源となると、他の地域に広める前に本町への課題がまだ残されていると思いますが、やるべきことはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 担当課長が4月に着任したばかりで、行って指導ができるのかとありましたけど、相手方との協議の中ではそれなりの担当課長、補佐といった人が対応するのはお互いの信頼関係だろうと思っておりますので、今回はJICA事業も終了ということがありましたから課長と補佐を派遣したところであります。指導に当たってはいろいろ検討するとお話ししたところでありますけれども、適切に対応できることが必要でありますので、どれぐらいの経験を積めばそれが対応できるのかとありますので、すべて担当課長が行くことができないというわけではなくて、非常に詳しい専任職員を育てていきながら、課長等もその立場で対応ができるような環境整備は必要ではないかと思っておりますので、十分検討してまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 十分検討していただきたい。また、今の質問の中で、本町からの財源となるのであれば、まだ課題が残されていて、やるべきことはないのかという質問があったのですが、その点について伺います。

○町長（東 靖弘君） この事業につきましては、本町の一般財源から旅費を支出していることは全くありません。JICA事業の中で、そおりサイクルセンターに交付されております予算において執行している状況でございます。

○2番（草原正和議員） 財源がどこから出ている、本町の一般財源から出てないということであると、今後出ていく場合ということで聞いていますけども。やはり、いろいろまだ課題も多いようです。十分取り組んでいただきたい。町民の声からはですね、他の国に行く前に自分の町、まずしてほしいことがいっぱいあるという声をよく聞きます。そのへんも十分ですね考慮していただきたいと思います。要望を申し上げておきます。

続きまして、紙おむつのリサイクルの現状についてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 紙おむつのリサイクルの現状についてという御質問でございます。

す。

4月から、資源ごみの品目として追加させていただいている使用済みの紙おむつのリサイクルの現状ですが、本年度、施設や店頭で、リサイクルパルプを使用した紙おむつの商品化が実現することとなりました。搬出に関しては、住民の皆さんの利便性を高めるため、いつでも紙おむつ専用回収ボックスに搬出できる体制を整えているところでございます。徐々に回収量も多くなっている状況であります。今後も再生パルプの再商品化の安定供給のために、同事業への御理解・御協力をいただくための啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 順調に回収等が進んでいたり利便性が高まっているのかなというの理解できました。

この事業に対して使用の電力、水量はどの程度かお示してください。現在の実績値と、フル稼働時はどのような数値を予測されているのかについてお聞かせください。わかる範囲内で結構です。

○町長（東 靖弘君） 今年の4月から11月の8か月の実績で、使用電力18万8,000キロワット、使用した水量は7,690トンと報告をいただいております。水は地下水を使用していると伺っているところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 多くの電力、多くの水を使っているような認識を受けました。そのような中で、使用薬品、どのような薬品を使って、年間どれぐらい薬品を使用しているかについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） そおりサイクルセンター内実証施設にて使用する年間の薬剤及び使用量について回答させていただきます。

1点目が、ポリ硫酸第二鉄液3.9トン、2つ目が水酸化カルシウム1.3トン、3点目が高分子凝縮剤0.2トン、4点目が水酸化ナトリウム3.2トン、合計8.6トン、4つの薬品を使用しており、同施設においては放流既定値内であることを確認するための計器を設置しており、常に放流水を監視し、放流規制値に影響を与えるような排出はないというところでございます。

○2番（草原正和議員） 4種類ほど使用の薬品をあげられました。放流に関しては既定値内ということであるが、既定値内を超えた場合、どのような影響がある薬品なのかについてお示してください。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えさせていただきます。

今の御質問でございますけれども、超えた場合の影響というところにつきましては、大変申し訳ございません、今のところ把握していない状況でございます。

○2番（草原正和議員） 基準を超えた場合の影響はわからないということなんですけれども、やはり水俣病やいろいろな川に流出した場合に、基準値内で今できていても、有事の際にそのままとは限らないですね、どのくらい影響があるものなのかわからないで、海のこれだけの量を流すということはどうなのかなという部分があります。

そこで、海にいるふぐですね、本来、体内にテトロドトキシンという猛毒を有しているが、陸上養殖されたふぐに毒性がないことを御存じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 知りません。

○2番（草原正和議員） トラフグを陸上養殖されているところがあるんですけど、フグはですね本来毒を持っていますが、もともとあるものではなく、自然界で食べるえさに含まれる特定の微生物や毒物を体内に蓄積されることによって自衛本能の問題で毒を蓄えているとされています。

基準値内にあっても人体に影響がないということなんですけども、志布志湾に生息する生き物に影響がないと言い切れますか、このような薬剤を基準値内で流して。また、本町は鰻の資源プロジェクトにも取り組んでいるようですが、シラスウナギが減少している中、爪楊枝より細い、透明な生き物の影響がないと言い切れるでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 担当課長のほうから、基準値を超えた場合にはわかりませんと、調べておりませんということであります。先ほど基準値内で収まっているということの説明したところでありまして、こういった事業をやる事業所においては、決められた、環境省かどこかはわかりませんが、決められた排出基準があると思います。それに抵触しない形で、そういう薬品を使用しながら仕事をやっているというところでもありますので、そこは御理解いただけるのではないかと。

万が一、超えてしまったとき、先ほど水俣病等のお話もありましたけれども、超えてしまったときの状況は把握しているわけではありませんけれども、そうならないように定期的に監視するということが非常に必要なことだと、そしてまた、事業者に対しても守るということを注意喚起する、指導するということを心がけていく必要があると思っております。

猛毒のフグが、陸上養殖では何も影響がないとありましたが、今は社会の中で水の環境が非常に問われているようでありまして、サーモンなども陸上養殖をやっていく、海から陸上の変わっていくことが新聞等では常に報道されている状況ですので、海の環境を守ることに細心の注意を払って事業をすることが必要であると思います。

○2番（草原正和議員） 考慮しながらしていただきたい。事業をする上では基準値内

でその事業を進めば致し方ないと感じ取れたんですが。基準値内でいいのであれば、法律的にOKなのであれば、ごみを燃やしていいんじゃないでしょうか、焼却していいんじゃないですか、事業活動をする上で便利になるのではないのでしょうか。やはりですね、その部分と整合性がなかなか難しい部分なんですね。やはり取り組むのであれば取り組むという形で。紙おむつのリサイクル、鳥取県伯耆町、人口1万人強の町で、平成22年から紙おむつ燃料化に取り組んでおり、町営温泉ボイラーの燃料に使用しているようであるが、そのような手段はなぜ取り入れなかったのか。紙おむつのリサイクル、その部分は勉強はされなかったのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ボイラーで焼却することは最初からなかったらうと思っております。この事業はユニチャームとの事業協定に向けて事業をやっていくことは志布志市の前市長さんがユニチャームの責任者の方々と協議を進めながら行われて、その場所がリサイクルセンターであったということでもあります。そういったいきさつでこの事業がスタートしているところでありまして、そこには多分いろんな助成事業があったのかもしれませんが、いきさつはそういったことでもあります。

やっていく過程の中では焼却を考えることはなくて、リサイクルの取組をやっている自治体で紙おむつのリサイクルをやりましょうといった働きかけがあったのではないかと思っております。

○2番（草原正和議員） 志布志市の前市長から話があったということですが、紙おむつのリサイクルは本当に環境に優しい取組ですか、大崎町のユニチャームとの取組は。水もですね地下水ですとありましたが、地下水も有益な資源です。また、汲み上げるのにも電気を使っています。再生エネルギー等を使っている場合でも、再生エネルギーを使っていますよとうたっている企業さんもあるようなんですけど、そこを使っている分、ほかのところが結局化石燃料を多く使っているとなるんです、総体的な発電量は変わらないんですよ。そのような中で、本当に環境に優しい取組、水で薄めて基準値内にすれば、海に流しても大丈夫という環境への取組、本当にそれで合っているのでしょうか。東北の放射能汚染水、水で薄めて基準値内にすれば海に流してもいい。それであれば、国から補助金がもらえるんだったら大崎町で流してもいい、それと変わらないんじゃないですか。本当に環境にいい取組だと言えますか。

○町長（東 靖弘君） いろんな事業で排水をする事業者は多いです。それを把握しているわけではありませんけれども、浄化槽を設置しながら薬品等で浄化して河川へ流していくということは、我々の国の法律の中では決められている。そういう事業に対しての対策はとられていると理解をしております。ユニチャームのおむつの使

用に関しても、所定の決められた薬品の中で消毒しながら河川への放流をやっているということでもあります。たくさんの方が陸上でそういった事業をやりながら排水をやっていく。公共下水道事業においてもそうですけれども、クリーンセンターで浄化しながら、一定の薬品を加えて、その上で決められた基準の中で放流をしていく。詳しい法律はわかりませんが、国内を見たときにそういった事業者はたくさんいるわけで、その人たちが、河川の浄化が図られていない、海の浄化が図られていない、得ていると、草原議員のおっしゃっていることは事実だろうと思いますが、企業という事業者がやっていくための一定の基準が定められておりますので、事業者の方々はその範囲の中で基準を守りながら流していくのが現状であると理解しております。

○2番（草原正和議員） 企業として企業活動、また雇用等の問題であれば取り組むべき課題なのかなと思いますが、大崎町でそれが環境にいいという形で、本来の目的と取り組む趣旨と十分、今後、こういう事業の場合は考慮して、本当に環境にいいものなのかどうなのか、大崎町が取り組むべきものなのか考慮して、いろいろ取り組んでいくように要望を申し上げておきます。

続きまして、海岸の漂着ごみの除去についてお伺いします。どのような状況なのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 大崎海岸に漂着するごみの組成についてですが、漁網やロープなどの漁具、ペットボトルや廃プラ製品等もありますが、その大半は流木や木ぎれでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 流木等が主な割合を占めているのかなと思いますが、流木等の対策についてはどのような事業を行っていて、どのような予算が組まれているのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 対策の事業と予算状況でございました。現在、国の補助事業により、海岸漂着物等地域対策推進事業としてシルバー人材センターに清掃委託しておりまして、予算としては980万円を計上しております。

○2番（草原正和議員） シルバー人材センターに委託して980万円ほど費用がかかっているということでした。委託して処理の方法は、これまでどのような形にしていて、これからどのように取り組んでいくと考えているかについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 海岸漂着物の処理に関しては、これまでは海岸で集積した流木や木ぎれを現地処理という形で焼却しておりました。今後は、適切な処分場への搬出や脱炭素の施設等の利活用等も検討しながら対応してまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） これからは脱炭素等の取組も考えてやっていくということで

したが、これまで現地処理とありますが、現地処理ではどのような措置がされていたのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 焼却という報告を受けております。

○2番（草原正和議員） 現地では焼却処分をしていたとの答弁ですが、焼却後の焼却灰はどのように処理していたのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） 焼却したものにつきましては、その後の処分については特に報告は受けておりませんので、現地での処分。

○2番（草原正和議員） 焼却までしか把握していないようでございますけれども、その後は現地での処分と、埋めているのか、そのままなのかなと思います。高波等が来た場合ですね、その焼却灰、海にまた戻っていくと思います。環境にどうなのかな、大丈夫なのかなと、やはり考慮されると思います。

中小企業庁長官賞を受賞し、また「SDG sで変える未来」という番組で、海で集めたごみをその場で焼却、トマスの画期的な試みというものがありました。4トンユニックに乗せて移動できる焼却炉で、モバイルチリメーサーというそうです、沖縄県SDG s専門部委員会の方も、漂着ごみには取り除くことが難しいレベルのごみが付いているのでマテリアルリサイクル等は難しい。現実的には現場で焼却処分するというのは経済面でも環境面でも効果的と述べています。本町でも、このような合理的かつ経済的で環境にも町民にも負担の少ない取組をすべきではないでしょうか。このような焼却炉、もしくはそれに類似するものを導入する考えはないでしょうか。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

ボイラー等の助燃剤、固形燃料としての利活用に関して、地域で循環するような考え方は議員のおっしゃるとおり重要だと考えております。ただ、海岸漂着物につきましては、塩分を含む漂着物に関しての環境への配慮等の実証を今後はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 委員会等のほうでも、脱炭素と焼却と相反するものがあるので検討するよにということであれば、要望したときに、今後は産廃業者等に持ち出しをするような意見も検討しているということも聞いたんですけども、海から大量な流木を持ち出すとなると、結局、トラックが動くと化石燃料を炊いてCO₂を排出するんですね。それであれば、労力、経済的な面、いろんな部分を考えたときに合理的な方法を、そこで税金を使ってしまうと町民の負担になるんですね。なので、環境の問題と経済性、合理性、十分考慮していろんな取組、研究をしていただ

くように要望を申し上げておきます。

続きまして、環境拠点整備事業について質問します。同事業の活用事業は、当初、事前着工という形で事業がストップしていましたが、事前着工分の支払いはどうなったのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 当時、衛生自治会が主体となる工事であったため、衛生自治会特別会計からの165万円程度の支出と伺っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 衛生自治会としてはそのような費用をどこから捻出されたと思われていますか、どのような認識をされていますか。

○環境政策課長（竹本忠行君） 今、町長が申し上げましたとおり、特別会計からの支出と把握しております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 特別会計の収入はどのようなところから入ってきて、そのようにたくさんの金額がたまっているのでしょうか、お聞かせください。

○環境政策課長（竹本忠行君） 特別会計の収入の主なものにつきましては、資源袋でございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 資源袋の売却益が、特別会計でたまっていると、そのような多くの金額をですね。そのようなふうに聞くと、ごみ袋で利益をそんなに上げているのであれば、無償化できないのか、町民に還元できないのということが考えられるのですが、その点について、ごみ袋の無償化、町民への還元は考えることはできないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 現在、衛生自治会が公益事業としてごみ袋の販売を担っており、回避以外の収入に関しては衛生自治会の特別会計ということで、先ほど答弁したとおりで伺っております。

ごみ袋の無償化に関しては、行政としても衛生自治会と協議の上、今後検討を進めてまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 是非ですね無償化、町民の皆さんはいろんな部分で協力したいと思っていますが、やはりですねごみ袋が有料という部分が負担になっているようですので、十分検討を要望を申し上げておきます。

衛生自治会と本町とのつながり、今後についてお聞かせください。同会はですね役員、会員、町民の皆さんが協力してくれて活動している中で、お金をもらうべきではないという考えを持たれている方も多くいるようです。出会の費用弁償、交通費をもらっていないかったり、活動費と自腹を切っている方も多くいるようです。そ

のような中で、ごみ袋の売却益をためられていったのではないのかなと聞いております。今後も環境問題に取り組むのであれば、活動予定をしっかりと共有して必要予算を積算、予算化し、ごみ袋の売却益等の不安定な資金からではなく、事業化すべき事業の実証、説明があるべきではないかと思いますが、その点についてもお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 衛生自治会は、本町のリサイクルの取組を支える住民組織と考えておりまして、これまでと同様、地域の皆様による共助の取組を大切にさせていただきながら、行政としてもコミュニティ機能を維持する仕組みを支援していきたいと考えております。そういう部分でも、補助や支援ができればと思っております。十分検討してまいります。

○2番（草原正和議員） 十分ですね検討して、任意団体だからちょっと中身がわからないとかじゃなくて、いろんな活動をしっかりと共有してですね、いい部分、お金をださないといけないものは出す、中身を知らないといけないところは中身を知る、企画書を公表するという形で、皆さんで取り組んでいく形がいい取組なのではないかなと、その団体がそのほうがやりやすいのではないかなと思いますので十分検討をされてください。

環境拠点の最後に、環境拠点のこれまでの流れとこれからの活用法についてお聞かせください。また、同施設はですね施設の改修の予算時にどのような進め方をしていくのかという質問に対しても町長はお答えいただいているんですが、これまでとこれからについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 拠点のこれまでの流れと今後についてということでございますが、昨年度整備した施設であります。昨年、令和5年10月1日から町が管理運営をしております。地域のにぎわいづくりや地域住民の交流の場を目的としており、環境拠点という考え方に関しては、施設の在り方検討委員会を開催し、今後の利活用に関して、町の方向性の報告に合わせ、委員の皆様からの意見を伺いながら検討を重ねてまいりました。

今後の施設活用の方向性としては、子どもたちが集い、中高生が自主的に勉強することができる学びの場としての活用の検討や、高齢者のサロンやリユースイベント、地域の方々との交流の施設として、個人や利用団体の利用頻度を高めていきたいと考えております。

○2番（草原正和議員） これからの利用方法について述べていただきました。そもそも、同施設、最初予算を付けるときに、方向性が決まってどういうふうにするというものが決まらなないと工事を進めないと、再三確認をしました。町長も階段等の問題があるのでそのへんもクリアした上で工事を進めるというのであって、工事は先

に進んでしまったと、事前着工と同じような状況なんですね。私が議員になって最初の質問でも、あすばるの無償譲渡の件もポンプの修理代、最初の約束と議会だよりと説明が違うんじゃないかと、阿部商事が譲り受けているので壊れた場合は、たとえ話が現実になって町が負担しているんですね。今回もお金の使い道、決まってからということだったけど違うんですね。結果的にですね在り方検討委員会で子どもたちへと、今のニーズに合わせて進めていくとありましたけど、これから事業は十分に予算の内容と進め方、注意をしていただくよう要望を申し上げておきます。

またですね、同施設、当初からすると方向性が大分変わっております。方向性が変わっても、それで進めていこうとなったわけです。十分取組をしっかりと、工事はしたけどなんとんしれんかったと言われないように十分検討委員会で話が出されたことを形に残るような形で進めていただくよう強く要望します。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおりであります。事前着工のこともありましたけども、いろんなことがありまして方向性を転換して、普通財産として行政のほうで管理するという事で、その協議の中で、ただいま説明したような教育環境を十分整えていくということを説明させていただいておりますし、いろんな方々の利便性に供することができるような施設の利用を考えながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） よろしくお願ひいたします。

続きまして、本町におけるごみの出し方等について質問していきます。家庭ごみの正しい分け方と正しい出し方という文書がありますが、よく見られるこういう文書ですね、ありますが、この中にですねごみ排出者の義務とルールというのが赤字で書かれています。これによると、衛生自治会に入会することとあります。入会しないと、本町ではごみが出せないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまパンフレットを示していただきました。そこも読んでみました。我々としては、衛生自治会の会費に関しては強制という認識はありません。あくまでも協力金という形での考え方を持っておりますので、そういう進め方をしてまいりたいと考えております。

○2番（草原正和議員） この件に関しては、以前も一般質問等であるようですので、令和4年度版からホームページと変わっていないんですね。やはり、変わったのであれば、変わったと、新しい部分に直すべきであると。またですね、会員は各収集所に登録されます。町衛生自治会費は500円でありますとありますが、間違っていないのでしょうか、会費。

○環境政策課長（竹本忠行君） ５００円で間違いございません。

○２番（草原正和議員） この義務とルールを読むと、入会して５００円払えばと書いてあるんですけども、ごみを出すのにですね集落未加入者であると３,０００円から５,０００円支払いをしているという方もいるようです。衛生自治会に入会し、会費を５００円払ってごみを出すのが義務とルールとあるならば、入会し５００円払えばごみを出す権利があるととれるのですが、なのに、それ以上にお金を払わないといけないのはなぜでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 私の集落を例にして説明させていただきます。

確かに５００円を協力金としていただいておりますし、３,０００円という取り決めがなされておりますけれども、集落周りの環境整備、月に１回は清掃をしたり、その周りの雑竹等をビーバーで刈ったり、いろんな形で清掃活動をやっております。ステーションの環境を整えながら、毎回、毎回やっているわけでありましてけれども、従来の集落の会員の方々がそういうことをやっておりますので、ごみステーションの環境整備という形でいただいているのだらうと理解をしております。ほかの集落についても、そういう取り決めをされながらしていらっしゃるのではないかと理解しております。

○２番（草原正和議員） 公民館周辺等の環境整備ということでありましたけれども、自治衛生会と公民館は別組織なのではないでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 自治公民館でありますけれども、衛生自治会の会員としての役割も担っておりますので、ごみステーションの環境整備等はそういった位置でやっているということであります。

○２番（草原正和議員） 公民館長の中には、ごみステーションの管理が大分おっくうになって集落を抜けようかなという方もいるようです。今後の在り方は十分考えて検討していただきたいと要望を申し上げておきます。

常設のごみステーションの要望が多数あった中、やっにごみステーションが３箇所設置されましたが、ステーションの運用状況について、また、予算枠についてお示しください。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

ごみステーションの運用状況と予算額ということでございます。管理業務費用といたしまして、一般会計予算３２０万５,０００円でございます。野方地区、大崎地区は、日曜日を含む週２回、菱田地区が月曜日から土曜日の週５回、シルバー人材センターへの管理委託料でございます。

運用状況につきましては、現在１１月の中旬ぐらいから始めておりますけれども、平均の利用者に関しましては平日が７名、土曜日８人、日曜日１１人となっております。

状況でございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 320万円予算を計上されていて、平日であると7名ということですが、その7名を処理するのに金額で割ると1名処理するのに幾らかかっている計算になるでしょうか。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

単純に320万5,000円割る、平日7名をした場合に、1人当たり大体46万円ほどという計算になっております。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時42分

再開 午後1時43分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 大変申し訳ありません。

325万5,000円を、今、合計305人で割りますと、大体1人当たり1万600円ほどです。

○2番（草原正和議員） 1人のごみを受け入れるのに1万円かかっているというような認識であるのかなと思われます。全然経済的でない、合理的でもないんですね。今後、このような状況を見た上でステーションの在り方、方向性について考えている部分があればお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 御指摘もありましたけれども、運用状況に関しては、開始間もないという状況でもありますが、休日の利用や搬出時間に関して、引き続き、利用状況を分析しながら利便性の向上に努め、利用促進に努めてまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 開始間もないということですが、散々要望があつたのになかなか着工しなかったもので、民間の企業が進出した件で少ないのかなと思われます。今後の方向性について、十分協議をしていただくよう要望を申し上げておきます。

少子化、人口減の中、各種団体が運営費や活動費に苦慮している現状がありますが、そのような団体等にステーションの管理等を委託し、運営費、活動費等の補助を出す考えはないか、また、ステーションの増設について考えはないかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） リサイクルの取組に関しては、埋め立て処分場の延命化を目的としており、現在の取組を継続していきたいと考えております。

一方では、少子高齢化に伴うごみ出しや分別が困難になる方の対応や、外国人の増加に伴う支援体制の構築は行政課題として捉えており、現在、ステーションの設置など、ごみ出しの機会の拡充を図っております。

人口減少問題に関しても、生活環境の変化に対応できるよう、また、暮らしやすい町となるよう、全庁的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 質問と回答が少しかみ合っていないようです。もう一度お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 現在のところ、増設については検討しておりませんし、考えていないところであります。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

今、町長が述べられましたように、今のステーションにつきましては、本年度11月から設置いたしましたので、今後はその3箇所につきましては十分状況等については検討いたしておりまして、今後の引き続き、その3箇所につきましては継続してまいりたいと考えているところでございまして、今、町長が述べましたように、新たなステーションの設置につきましては、今のところは考えていないところでございまして、御質問にございました運営方法、団体等といったところへの業務の在り方ということにつきましても、現在のところは検討中でございまして、もう少しお時間をいただきたいと考えているところでございます。

○2番（草原正和議員） いろいろなステーションの在り方、検討していただくよう要望申し上げておきます。また、増設についてもですね、校区でいうと3校区設置されている、残り3校区、不平等じゃないかという声も上がっているようですので十分検討をなされるように要望を申し上げておきます。

続きまして、本当におけるリサイクルやごみの搬出方法等と、人口問題をどのように認識しているかについてお示しください。

○町長（東 靖弘君） 再度答弁させていただきます。

リサイクルの取組に関しては、埋め立て処分場の延命化を目的としており、現在の取組を継続していきたいと考えております。

一方で、少子高齢化に伴うごみ出しや、分別が困難になる方の対応や外国人の増加に伴う支援体制の構築は、行政課題として捉えておりまして、現在、公設でのステーションの設置とごみ出しの機会の拡充を図っているところでございます。

人口減少問題に関しても、生活環境の変化に対応できるよう、また、暮らしやすい町となるよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） リサイクル関連の質問の最後にですね、人口問題等について回答していただきました。本町のリサイクル、本町はリサイクル日本一がないと成り立たない町でしょうか。リサイクル日本一、リサイクル、リサイクルと聞き飽きたという人もいます。やらないといけないことというのは十分わかっています、皆さんですね。だけど、いろんなところに行くと、商品券の件に関してもです、ごみに絡めたり、何をとってもリサイクル、ごみというのが付いてくるんですけども、リサイクル日本一がないと成り立たないような町なのではないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 特に日本一でないとならないということはないと思います。これまでもリサイクルを12年連続日本一でしたという報告をしたり、その間でほかの自治体が1位になったりということでもありますので、必ず日本一を持続しているというわけではありません。この結果は2年後に環境省でデータとして発表してまいりますので、2年前の結果がデータとして出されて日本一であったということで、そういったお知らせをしているところでもあります。通常、野球だったり、ソフトだったり、バレーだったり、スポーツであれば、始終鍛錬を踏まえ、練習をしながら優勝を目指していくというのが通常のスポーツの在り方ですけれども、リサイクルについては家庭一人一人の手によってリサイクルしていただいている、それが積み重なっていく、それが総体的に1年間のトータルが資源化率で日本一になったという状況でありますので、通常のスポーツ関係の日本一と大崎町が取り組んでいる日本一は、取り組み方、住民皆さん方がやってくれているということがありますから、そこで日本一に輝いた。結果として発表されたとき日本一であった。日本一でありましたということは住民の皆さん方に対しての周知をしているという状況で、必ず一番で走っていかなければならないとは私は認識しておりません。

○2番（草原正和議員） リサイクル以外にもですねいろいろあると思います。是非ですねいろいろなものに目を向けてほしいと思います。

町長、サステイナブル和牛と御存じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 聞いてみたかもしれませんが、説明するほどの知識は持っておりません。

○2番（草原正和議員） 島根県の畜産農家、経産牛の肥育農家らしいです。約1,000頭肥育しているそうです。SDGsに絡めて、食料残渣等でやったり肉質の改良を進めて、世界22か国ほど輸出をしているそうです。またですね、ヨーロッパが主に排出先ということなんですが、SDGsの絡みで注文が多いということでありました。こういう企業等にも、こういういろんな起業と絡めて収益になるようなSDGs、環境とコラボするような、ただ単にごみを集めるだけじゃなくて、いろんな分野にも目を向けて、また大崎町の企業が発展するような形でSDGs進めて

いっていただければと思います。要望を申し上げますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） サステイナブルですので、持続可能な農業の在り方、その中で和牛が、持続可能な、また環境に合ったといった中で肥育されて、肉として供給される。そういったことの発想というのか創意工夫というのか、そういうところに着眼されながらやっておられて、持続性のある形で評価されてとお話を伺いながら感じたところであります。地方創生の中の創意をどこに持っていくのか気づきの分野がありますので、そういったところは十分勉強してまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 十分ですねいろんなところに目を向けて、いろんな情報をキャッチしてほしいと思います。

続きまして、本町の基幹産業について質問していきます。本町の基幹産業にはどのようなものがあるかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 議員さんも御承知のとおり、大崎町の基幹産業は農業でありまして、私も常日頃、大崎町の基幹産業は農業と申し上げているところです。

畜産県である鹿児島県の中でも有数の生産地として知られる和牛や豚、ブロイラー、さらに広大な畑地を利用した露地野菜、ハウスで栽培される熱帯果樹などの産地として形成をされております。その中でも、畜産の個数の多い和牛、畑作のサツマイモと捉えているところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） いろんな部分、回答していただきましたが、和牛、サツマイモがよくあげられるのかなという認識を受けました。その2つの現状と、今後の予測についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） まず、畜産業の現状につきましては、国際的な穀物需要の増加、ウクライナ情勢を背景とした穀物や原油価格の高騰や海上運賃の上昇等により配合飼料、肥料等の生産資材価格の高止まりが続き、畜産経営への長期的な影響が憂慮されております。家畜伝染病に関しては、近隣諸国においてアフリカ豚熱等の家畜伝染病が続発し、鹿児島県においては令和2年以降、5シーズン連続で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、家畜伝染病の侵入リスクが高まっていることから、さらなる防疫体制の強化が必要となっておりまいます。

また、担い手の高齢化や後継者不足による生産基盤の弱体化が懸念される中、国際化が急速に進展しており、本町の基幹産業の1つとして捉えられる畜産業及び関連産業等幅広い分野に影響を及ぼすことが危惧されるところであります。

次に、甘藷の現状についてであります。基腐病の被害が拡大したことで収量が減少し取り扱いが少なくなったことで原料の奪い合いが生じております。また、サツマイモの消費ブームもあり、足らない状況にあります。産地としては、高齢化や

基腐病の影響により生産者の減少が進み、栽培面積も減少しているところであり
ます。

今後については、基腐病対策を講じ、安定した生産が行えれば産地の維持が図
れると考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 穀物の高騰や輸送費等、物価高の問題、また防疫等の問題、
現状と予測を述べられましたが、基幹産業が抱えている課題、どのような認識し、ま
た、今後どのような支援を行っていく予定なのかについてお示しください。

○町長（東 靖弘君） 基幹産業が抱える課題はどのように認識しているかというこ
とであります。

まず、畜産業についてであります。畜産物の経費の主なものは配合飼料などの
えさ代であり、生産額の半分以上を占めており、性別や畜種、季節や時期によって、
それ以上に急騰することが予想されます。特に最近では、急激な気候変動による温
暖化や、長雨による影響で良質な自給粗飼料の確保が難しかったり、収穫不良によ
る事情も重なって混合飼料の価格が高騰している状況であると認識しております。

次に、甘藷の課題につきましては、基腐病であり、令和2年から、国、県、試験
研究機関一体となり対策を講じているところであります。

以上です。

課題に対して、どのような支援を行っていくのかでございます。

まず、畜産につきましては、昨年の7月以降、肉用牛の子牛価格が補償基準価格
を下回るなど大幅に下落した状況に対しまして、現在、経費の一部を支援するた
めの経営支援金を交付しております。今後は、国や県の推進状況並びに曾於市などの
先進事例を見ながら検討してまいりたいと思います。

次に、甘藷につきましては、令和2年から、国の事業、甘藷重要病害虫対策事業
を活用し、ウイルスフリー苗の導入、農薬導入、堆肥散布、他作物への転換等の支
援を行っております。

また、国庫事業として農地工作条件改善事業として畑の改善のための事業にも取
り組んでいるところあります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今後もですねいろいろな継続的な支援を強く要望しておき
ます。

また、和牛の方から、技術の指導者、技術者、指導者等がほしいという声が耳に
しているんですが、そのような考えはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 専任職員を配置したいという思いはありますので、ずっと募集

はかけておりますけれども、なかなか応募がなったりということが続いておりましたけれども、今年は畜産の専任職員として希望する方が職員採用試験を受けてまいりました。その中で的確な人材だと判断して合格通知を出しておりますので、今後、本人次第ですが、是非来てほしいと思っておりますが、今は合格通知を出したところでございます。

○2番（草原正和議員） 是非ですねそのような方を採用していただけるよう努力をしてもらうよう要望を申し上げておきます。

また、防疫体制、先ほど出ましたが、今後の予測、シミュレーション、こういう防疫等はどうなっているのか。また、ランピースキン病が国内で発生しているようですが、その点について、そういうのが本町でも発生した場合、どのような対策、支援等を検討しているのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 11月6日に、国内で初めてランピースキン病の発生が確認されましたが、これは届出伝染病に分類されていまして、本病の死亡率は高くなく、自然治癒しますが、本病の感染が確認された農場の場合、牛や生乳等の移動や出荷について、一定期間自粛する必要があるため、発生農場の経済的負担が極めて大きくなると想定されます。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの法定伝染病は国からの支援があるものの、届出伝染病は殺処分対象となっておりませんので、特別な支援はない状況です。

また、これまで届出伝染病につきまして、国内において支援などの報告がないので、鹿児島県及び家畜保健衛生所の指導に基づき検討を重ねてまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 届出伝染病ではないということであるけれども、やはり、ランピースキン病が発生したら一定期間出荷等できないような状況である。これ以上の経済的負担はなかなか耐えられない状況にはないので、支援のほうも、もしもがあったときにはというのは、それから検討するのではなく予測等シミュレーション、対策を検討していくように要望を申し上げておきます。

続きまして、本町の基幹産業と有害鳥獣、また耕作放棄地とはどのような関係があり、今後、どのように考えているのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 町内各地でイノシシ被害報告がありますが、耕作されなくなった田畑は管理がされず、イノシシの隠れ場となり被害が拡大しております。イノシシ対策ができていところもありますが、対策として電気柵やワイヤーメッシュの設置があり、経費もかかることもあり、全体的には対策ができていない田畑もあります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 耕作放棄地、遊休農地等も原因で有害鳥獣が増えていると思いますが、そのような面積はどれくらいあるのかについてお聞かせください。

○農林振興課長（上野明仁君） 耕作放棄地について答弁いたします。

令和5年3月時点の数字ですけれども、再生可能な荒廃農地が127ヘクタール、再生困難な農地が90ヘクタール、合計で217ヘクタールとなっております。

○2番（草原正和議員） 再生可能な荒廃地127ヘクタールということで、再生可能になるように、再生できるように活動をするように強く要望を申し上げておきます。

今回は、これで質問を終わりますが、十分に基幹産業、これからも継続できるように支援といろんな対策を要望を申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は、14時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、藤田香澄議員の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄議員） 皆様、お疲れ様です。

私は、通告のとおり、有機農業の推進についてと、台風通過後の集落内道路清掃に対する支援について御質問させていただきます。

まず、有機農業の推進について、町長は過去の一般質問において次のように答弁されています。まず、令和3年第4回定例会においては、町長は有機農業の推進に関して、有機農業はなかなか実践が難しいことや農産物の付加価値が高くなることに対する消費者の購入意識が課題であると述べられました。その上で学校給食に有機野菜や米を活用することを第一歩とし、有機農業を推進していきたいとの方向性を示されています。さらに、令和5年第2回定例会では、学校給食での無洗米使用に課題がある中でも、地元米の活用を通じた地産地消を進め、子どもたちにわかりやすい形で推進を図るという考えを示され、教育長と協議しながら取り組むという方針を述べられました。そして、令和5年第3回定例会では、有機農業や減農薬の水稻作付を学校給食に提供し、地産地消を年間を通じて実現する仕組みの構築が必要であるとの見解を述べられています。

今、令和6年の第4回定例会になっておりますが、幾らかの進展が見られるものかと思っておりますが、現状についていかがでしょうか。有機農業の推進の進捗状況についてを最初の質問とさせていただきます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

昨年11月に、有機農業講演会として宮崎県綾町から講師をお招きし、昼夜2回、認定農業者及び住民を対象に講演会を実施しております。また、本年8月にも、日本大学名誉教授を招き講演会を実施しているところでございます。職員研修としては10月に、愛媛県今治市に先進地研修として職員を行かせたところであります。

最初の質問にありました、有機農業の推進について、教育委員会等と十分協議しながら学校給食を対象に進めてきたということをお話でありました。実際に、何とかならないかということで進めてきていて、後ほど、また、そういった答弁もできるのではないかと思います。一番最初に取り組める有機農業としては、学校給食に米を提供していくことで、今までもいろいろ調べ見たんですけども、記載されているのは学校給食が一番やりやすい、また、そういった状況でされているところが多いでした。本町は水稻米で有機農業を実践される方もいらっしゃると思いますけれども、減農薬あるいは特別栽培米という形で取り組んできておりますので、100%有機米で学校給食に提供できるかというところは、そうですとはなかなか言い切れないところですけども、進めていくことは、この点から進めていくという形で今までも協議してきておりますので、また、そういった折々に説明できる機会があればと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 今、昨年からの進捗ということで講演会を二度して、そして、職員研修をされたという御答弁でした。

進捗について、引き続きなんですけれども、実際に有機農業の推進を掲げられてから取り組まれる農家の戸数の変化、補助面積の増加などは見られていますでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後2時15分

再開 午後2時16分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 有機農業に対する取組の圃場面積ということでございました。

現在、農林振興課で把握しております、環境に配慮した形で主食用米の栽培に取り組んでいる農家戸数は3戸です。栽培圃場面積の合計は5.1ヘクタールということでございます。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 今取り組まれている農家の戸数と、面積 5.1 ヘクタールと伺いました。

これは、昨年から有機農業推進に向けて講演会などを始められてからの効果として農家戸数の変化があったとか、栽培面積が増えたとかそういったものにつながっているような数字でしょうか。それとも、もともと、こういった施策を始める前から、戸数で特に増減は見られないという状況でしょうか。

○町長（東 靖弘君） 栽培面積 5.1 ヘクタールというお話をいたしました。もともと減農薬等の栽培に関心があってやっていらっしゃると理解をしております。

昨年から有機農業に関する講演会等をやりながら、有機農業に少しでもこの方が関心を持って実行していただければと思って講演会をやっているところでありますが、その方々が直で有機農業に取り組んでいくという実態は把握していないところでもありますけれども、水稻においては、もともとそういう関心を持ってやっていらっしゃる方々でしたから、これをやったから増えたというわけではないと思います。

○1 番（藤田香澄議員） わかりました。今ので有機農業推進の進捗状況、1 番について伺いできたかなと思います。

続いてなんですけれども、先ほど町長もおっしゃっていたように、町内で生産される有機農産物を学校給食という公共調達の機会を活用して、さらなる生産を促すというのが町長のお考えでもあられると思うんですけれども、ここからは学校給食に導入していくに当たっての具体的な数字をお伺いしていきたいなと思っています。

まず初めに、今回の話はすべて米に、一旦限定しております、御質問なんですけれども、学校給食、精米利用量、これは年間です、利用量と、それを生産するのに必要な圃場面積はどのくらいか教えてください。

○町長（東 靖弘君） 現在、学校給食で使用している米は、品種としてはナツホノカを使用しております、総重量は 8,800 キログラムとなっております。

単純計算にはなりますが、これをナツホノカの 10 アール当たりの精米量は約 550 キログラムですので、これで割りますと 1.6 ヘクタールが必要な圃場面積になるとおもわれます。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 児童・生徒数が今 900 弱だと思うんですけれども、その子たちと先生の給食を賄うのに必要な米の量が 1.6 ヘクタール分ということでした。

先ほど、最初の答弁で、現在、米の有機栽培等の環境配慮型栽培に取り組んでいる農家の戸数と圃場面積が、3 戸で 5.1 ヘクタールという答弁がございましたので、もともとの御質問ですと、これは何日分の学校給食米に当たるのかという御質問だったんですけれども、ここはいかがでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後２時２２分

再開 午後２時２４分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○農林振興課長（上野明仁君） 先ほど町長の答弁でもございましたけども、現在、環境に配慮した形で主食用米の栽培に取り組んでいる農家数が３戸ございます。栽培している面積が、先ほどありました５．１ヘクタールでございます。したがって、計算上は学校給食用米の全量を環境配慮型で栽培された米で賄うことはできるのですが、各農家ごとに固定の販売先などがあることから、現時点では全量を学校給食用米として購入することは難しい状況であります。

しかしながら、１つの農家の方が４０アールぐらい、まだ固定客がいないということでもありますので、その４反分は販売できるということでございますので、実質として４反分ですので、約４７日分は提供できるかという数字になります。

以上です。

○１番（藤田香澄議員） 今、固定客がいらっしゃらない部分が４反分あって、それが４７日分の学校給食米を賄えるんじゃないかということで御試算いただいてありがとうございました。この数字を聞かれて、町長いかが思いますでしょうか。先ほど、全量の１００％供給は難しいということだったんですけども、実際に計算を積み上げていくと１．５か月分はひとまず賄えるんだということがわかったかと思うんですけども、それに関してはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 年間１９０日ぐらい給食を提供するという中での４７日分ということでもありますので、それではどうしても足りない状況でありますから、全量出していくということがやりたいことでもありますので、一応そういう方向性で進めてきているところであります。

現状４７日分では到底足りるわけでもありませんので、やはり全量賄うようにということで、そういったことに対しての取組は実際やっているところであります。

失礼しました。答弁がなかなかうまくいっていません。

４７日分は当然不足する状況でありますので、これから全量を賄うために、有機栽培、あるいは環境配慮型の米を栽培を推進していくことが一番不可欠なことではないかと思います。

○１番（藤田香澄議員） ここでちょっと、年間の給食提供日数をお伺いしたいと思うんですけども。先ほど町長がおっしゃった１９０日というのは、多分、全体の給

食提供日数で、このうちの米飯給食日数はまだ少ないかと思います。こちらの日数について、大体でいいのでお答えいただければと思います。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

米飯給食につきましては、週3回、月曜日、火曜日、木曜日実施しておりまして、年間では115日前後になるかと思います。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

ということで、115日分の、本当に机上の計算ですけれども、47日分は一旦賄えるということで、3割に上る数字かなと思いますので、何を言いたいかといいますと、しっかりと試算をして数字を積み上げていったら、全然非現実的な数字ではなくて、あとは人を調整したり、手を動かしていくだけということなんじゃないかなと、私のほうでは認識をしております。

続きまして、次の質問に移りたいと思うんですけれども、先ほどは机上の計算でしたけれども、では具体的に学校給食に、そういった何らかの環境配慮型栽培米を導入する課題は、今、何がありますでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

学校給食で使用する食材の選定につきましては、学校給食衛生管理基準に基づきまして、鮮度がよく衛生的なもの、添加物の少ないものを使用したり、できるだけ地元産の食材を使用したりするなど、内容や質に配慮して安全・安心な給食の提供に努めているところでございます。

本町の学校給食におきます米の使用につきましては、先ほど町長のほうからもございましたが、地産地消の観点から、大崎産の早期米ナツホノカを、令和4年度から期間を区切って使用しておりますが、今年の生産分につきましては9月から来年7月まで、既に確保済でございます。初めて、年間を通じて提供できる見込みが立っているところでございます。

流通の過程でございますが、大崎産の早期米は地元農協経由で、経済連が集荷し、パールライスにて無洗米として精米された後、県の学校給食会から本町給食センターに納入されております。

御質問の、課題は何かとのことでございますが、環境配慮型で栽培された米を、この流通過程に載せることが可能であるのかどうか、また、どれくらいの数量から引き受けてもらえるのか、いずれにいたしましても経済連や県の学校給食会など関係機関との協議が必要かと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 今のお話で、このルートをどうやって確立していくか、無洗

米にするとところが乗り越えるべきハードルだと認識をいたしました。

無洗米を導入されている経緯や理由はとても理解をしておりますので、そこは無洗米じゃなくていいんじゃないかということをいうつもりはないです。なので、来年度、試験的に環境配慮型栽培米を作られている農家さんのお米を、例えばパールセンターと交渉するのか、もしくは大隅の民間事業者が所有している無洗米機で無洗米委託をして無洗米をしてもらい、それを購入するなどができないかと考えております。

5つ目の質問にいきます。来年度、具体的に有機農法を指導しながら学校給食米として買取を行う形で有機米の生産を推進する施策をしていただきたいと考えております。ちょっと提案内容を御説明させていただきます、話が長くなりますが。

まずは、既に何らかの環境配慮型栽培を行っている農家のお米については、先ほども申し上げたように学校給食導入のルートを確立していただきたいと考えております。先ほど47日分を賄えるということでしたので、来年9月以降の契約で9月からの1.5か月分に相当するかと思います。

次に、慣行農法で栽培されている農家さんに対しては、有機農法にチャレンジすることを条件に、有機農法実践プログラムをつくっていただいて、そこに参加していただきます。それを通じて栽培された米を有機農法チャレンジ米として一定の価格で買い取り、来年の11月以降の米に充てていただけないかと考えております。

こちらの考え方については、どのようにお考えかお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 教育長の答弁の中で、流通の過程で大崎産の早期米は地元農協経由で経済連が集荷し、パールライスにて無洗米として精米された後、学校給食会から本町給食センターに納入されるということがありまして、課題として有機米といった米を従来どおりの発送でいけば、JAのパールライスセンターで無洗米にしてもらえるかどうか、そのところがハードルが高いという感じで説明をされたと思っております。

ただいま、藤田議員の御説明の中で民間の精米で無洗米にしていだけるようなところがあるのではないかというお話でありました。実際、そういったところがあるかどうか把握しておりませんので、十分調べていきたいと思っております。

無洗米が通常の学校給食には提供されて、無洗米にどうしてもこだわるといいでしょうか、異物混入があったときに通常の精米では困るということがありますので、無洗米に特化されている状況であります。そういった事業者そのものがあるかどうか、今後また調べてみないといけないと思っているところであります。

有機農業の実践プログラムを組織しながら進めていくべきじゃないか、従来の水稻栽培の慣行地域と特別栽培米の地域を分けながら、有機農業の実践プログラムを

進めていったらどうかという御提案であります。自分自身も課題に直面しております、有機農業を進める緑の食料システムの中で有機農業を進めていきたいと説明をしてきたところでありますが、米以外の農産物に対して、そういった目に見える形で進んでいるというわけではありません。そういった中で、2年間いろいろ考えている中で、それを担当する職員をちゃんと任命していかないと、そういった集団的な農地を確保しながらプロジェクトを実行していくことが非常に難しいなと感じているところでありますので、今後、そういうことも考えながら進めていければと思います。十分な答えになりませんが、実際、無洗米等を実行してくださる方を今は把握もしておりませんので、そういった答弁とさせていただきます。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

有機農法実践プログラムに関しては、私が今考えているのは、指導する先生、講師の方は遠方からお招きする必要は今のところないと思っていて、十分、町内にいらっしゃる実践されている方々の知見を共有していただくことですごく広がりを持てるものなのじゃないかなと思っています。

例えばお米に関しては、土壌診断に基づく施肥設計や土づくりに関して学べたり、あとは水の管理、除草方法や深水の管理についてを、年間を通じて学ぶようなことが新規の方もできれば、少しは認識の変化も起こってくるのじゃないかなと考えております。

また、ちょっとそれですけれども、野菜についても、町長が御存じのとおり、太陽熱消毒による除草対策をされている事業者さんもいらっしゃるので、町内には。なので、そういった方々から十分学びを得て実戦することは可能だと思っていますので、そういった形で有機農法を指導しながら、そういった米や農産物を生産する取組を、是非、来年度行っていただきたいと思いますと思っているんですけれども、来年度の実施以降については、町長は今、どのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 学校給食米のことから説明させていただきますと、おおむね教育長の説明で、学校給食米については活用できる。ただ、無洗米のことも含めながらでしたけれども、そういった説明がなされたところであります。

先ほども触れたところですが、宮崎県綾町から講師に来ていただきました。実際、実践されている農家の方々も来られて、たくさん町民の方々にそういうお話をしていただいたところでありました。その後、大学の先生に来ていただいてやっているところでありますが、やった後の突っ込みが足りていないと思っております。これだけのことをやったときに、次に会議を開いて意見を求めながら、野菜にしる、水稻にしる、そういったことに関心がありますかということもちゃんと具体的に調査してしていく、その一歩がなかなか進められていなかったのではないのかなと思っ

ておりますので、そのことで職員を配置しないと進められないのかもしれないなど反省したところであります。そういったことを踏まえながら、来年度になりますけれども、できるだけ一步進めることができれば、その中で水稻作については進めることができるのではないのかなという感じも受けておりますので、御提案をいろいろいただいておりますが、何らかの形で目に見えるようなアクションは起こしていくべきだろうと感じております。

- 1番（藤田香澄議員） 今いただいたように、講演をした後の次の一步が足りていない方ということで、そう遠くない一步だと思っていて、先ほどの机上の計算でしたけれども、数字的に見ると、今、既存の事業者の分も学校給食に納入できれば、ある程度は確保できるとわかっていたりしているので、是非、来年度、担当する職員を任命するかどうかは、また別途御検討いただいて進めていただきたいと思いますと思っております。

先ほど、慣行農法を行うエリアと有機農法を行うエリアの切り分けも必要だと町長はおっしゃっていました。ここは、ちょっと1つ情報提供になるんですけども、先日、11月に常陸大宮市で行われた第2回全国オーガニック給食フォーラムに参加してまいりました。そこでは、常陸大宮市の市長がトップダウンで、2021年に有機農業推進計画を策定し、2022年から畑地での有機栽培を開始して、2023年には3.9ヘクタールの有機米栽培を始めています。2021年から、いろいろ計画を始めて、たった3年程度ですが、既に学校給食の米は50%が有機栽培米になっていらっしゃいます。そういった取組を可能としたポイントの1つに、有機米生産を進めるための水田の集約化が行われて、行われた後に、その地域の方々とある協定を締結しました。それが、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定です、これが行政とその地区が締結をしたものになります。これは、有機栽培と慣行栽培の共存を図ることを目的としているものなのですが、内容としましては有機農業を行う方に対しては、病虫害の発生の抑制に努める、慣行農業を行う者に対しては、農薬散布の際は飛散防止に努めることという、双方に譲歩していただいて、お互い共存していきましようとして明記した協定が締結されています。なので、こういった形で、町長おっしゃるとおり、ちゃんとモデル地区を区分けしながらやっていかないと、なかなか有機農法が認めづらい、実践されづらいので、そういった整備も含めて検討していただきたいと思いますと思っております。こちらは質問には書いていなかったのですが、提案ということでお話をさせていただきました。

では、最後に質問に移っていくんですけども、改めて、有機農業が進まない課題をどのように捉えているかを最後にお伺いできればと思うんですけども。今、十分いろいろとお話しいただきましたので、改めて、宣言というような形で、来年

度、どのような取組をされていく予定なのか、そういった課題をどう乗り越えていくかということも含めてお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 有機農業で販売農家であったりすると販売面の不安があったり価格の問題という、これで農業としてやっていくんだとなってくると、そういった面も心配しなければならないというのがあるのかと思っております。

慣行の栽培と比較して、化学肥料、化学農薬、除草剤を使用しないのが有機農業の農法でありますので、手間がかかるという中で、消費者の皆さん方には安心安全な食べ物として提供できる場所ではありますが、規格品外のものであったり品質、収量といったものの不安がある中で、生計を維持するための収益性が生まれるかというところが有機農業、露地野菜、ハウスと、そういった課題があるのではないかと思います。

緑の食糧政策の中で有機農業を進めていく、有機農業としては水田のメタンとかいろいろなものがあってガスの発生を防除することから有機農法等の緑の食料システムも進められているところでもありますけれど、有機農業を我々の地域で推進する中で、先ほど言いましたように圃場の確保、すみ分けがどこでできるか、圃場をどれだけ確保できるか、その中でいかにやれるか、水稻米でとるとそのところの確保に細心の注意を払う、細心の努力をしていくことが必要だと思います。

水稻作で、現在、多くの方々が学校給食に提供してくださっておりますので、そういった方々の御意見を伺いながら、そういう意見を参考にしながら提案をしながら、まずはやってみたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） 今、そういった取組をされる方の生計を立ててもらうところに課題感もあるというお話があったんですけども。常陸大宮市は、学校給食に下ろす米に関しては、そのときの米の取引価格プラス1万円で買い取っております、1俵のときなので、鹿児島が多分大体30キロだと思うんですけど、向こうが60キロの1俵につき、プラス1万円で買い取っているということで、そういった形でやっていくと農家の方にとっても出荷先の補償がとてもよくわかるので、より推進につながっていくのじゃないかなと思っております。まずは学校給食という公共の販路を開拓していただいて、そこから少しずつ、慣行栽培をされている方々の移行を緩やかに図っていったら、大崎町全体で有機農業を推進していただきたいと思います。

私からは以上ですが、町長、最後に一言あればお願いします。

○町長（東 靖弘君） どうしても価格差の問題があります。お米でパールライスが云々といいましたけれども、そういった手間を掛けていくと価格が高くなってまいりますので、通常の販売額そのものとする高い価格となりますから、当然その差

額の補填は行政の中で対応しながら給食を勧めていくことが通常の在り方だと思いますので、そういったことは理解しております。それを実現する過程の中では、野菜類にしてもそういった補填が必要でありましょうし、そこの在り方をまた十分勉強してまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） 以上で、1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目に移らせていただきます。台風通過後の集落内道路清掃に対する支援についてなんですけれども、本年8月に発生した台風10号は、町内各地に少なからず被害をもたらしております。台風通過後、集落内道路等の清掃に関しては、現時点では自治公民館の自主的な活動に委ねられているかと思います。重機を持っている方がいらっしゃる集落では、それぞれの御厚意で重機を出していただいているかと思います。

この状況について改善を図れないかなと思っているんですけれども、1つ目の質問の、台風通過後に集落内道路等の清掃を自主的に行っている自治公民館に対して、燃料代等に係る経費の支援ができないかお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

台風通過後に、一部の自治公民館におかれましては住民の皆様が自発的に清掃活動を実施していただいていることは承知しております。また、ホイールローダー等の重機を利用している自治公民館があることも認識しておりますが、すべての自治公民館に重機やオペレーターなど資機材や人員が整っているわけではなく、中には軽微な器具で清掃が行われている自治公民館もございます。このような御協力に對しましては、心から感謝申し上げるところでございます。

自治公民館による清掃作業につきましては、現在のがんばる地域応援交付金の地域美化清掃活動の項目に該当しておりますので、現在のところ、燃料代等への新たな支援制度は考えていないところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 今ありました、がんばる地域応援交付金の地域美化清掃活動に含まれるということなんですけれども、趣旨としては非常にわかるんですけれども、こういった台風被害はその年にあるかないかわからなく、突発的なものかと思います。そういったときに、例えばがんばる地域応援交付金のメニューの中の臨時交付金というような形で、その年に台風が発生して、そういった清掃活動が行われた場合に、追加で扱えるメニューということで増やせないかどうかと思っているんですけれども、そちらに関してはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） がんばる地域応援交付金の既存のメニューに1つ加えられないかという御質問でございますので、そこにつきましては担当課を踏まえて協議させ

てください。

○1番（藤田香澄議員） 検討いただければと思います。

補助内容も、人が稼働する分を求めているのではなく、重機等が出された場合の燃料代等の補助を想定しております。もちろん、清掃対象範囲も、個人の敷地というところではなく、ちゃんと集落内の公共的な道路や共有空間を前提として、そういった条件をちゃんと満たしたものは支援対象になるというような形で御検討いただければと思っております。

2つ目の質問に移るんですけれども、そういった清掃活動中に事故が発生した場合の保険については、どうなっているのか教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

清掃活動中に事故が発生した場合の保険はどうなっているのかとの御質問でございます。この清掃活動は、台風などの自然災害に限らず、自治公民館等によるボランティアの清掃活動と捉えてお答えさせていただきます。

本町では、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵、及び町の業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して保険金が支払われる全国町村会総合賠償補償保険制度に加入しており、自治公民館等の団体による無償の清掃活動は社会奉仕活動として保険の対象となります。

ただし、すべてが該当するものではなく、町からの依頼、要請に基づく活動や、町からの事前の承認が得られている活動など、町の下で管理下で行われる活動に限られているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

台風通過後の清掃は結構竹藪であったり、普段とは違う形で散乱していて、それを清掃することに対して、私も実際参加して見ていて、ちょっと危なそうだなと思う部分も多々あるんですけれども、そういったものに対して、先ほどおっしゃった全国町村会総合賠償補償保険制度の適用対象にはなり得るとお考えでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 先ほど町長が答弁いたしましたとおり、必ずしもすべてがなるというわけではございませんで、一定の条件がございます。

町の下で管理されている活動ということになります。幾つか条件がございますけれども、町からの依頼による社会奉仕活動が確認できること、それから、活動参加者が名簿等で確認できること、そして自治公民館等の団体においては、町からの事前の承認や依頼が確認でき、活動完了を報告していることなどが条件となっております。そういった条件をクリアすれば保険の対象になるということでございます。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 今の点については、そうしたら集落単位で事前に名簿等を提出して、事後も完了報告をしたら対象になり得ると捉えてよろしいのでしょうか、いかがでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 事前に、台風等の清掃活動を集落もしくは近隣の集落も含めてですけれども、いついつ、何時からどこで、誰がやるということを事前に報告いただいて、それを町が了承した場合は対象になろうかと思います。

○1 番（藤田香澄議員） わかりました。

私の質問は以上なんですけれども、台風通過後の清掃という部分で各集落の自主的な部分に委ねられていると思うんですけれども、それによって町のほうも助かっている部分もあると思うんですね、重機を町のほうで委託して出さなくてもいい部分も出てきているのではないかと思いますので、集落の方々の自主的な取組で行われていることに対して、是非、先ほどの1つ目に対しては、是非、そういった経費等の支援ができないか、経費等の支援を新規のメニューとして追加できないか御検討いただいて、2つ目に関しては、保険対象に、申請等があればなり得ることもあるということなので、そういった周知も図っていただきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。15時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時57分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5 番（児玉孝徳議員） 皆さん、こんにちは。

私は、今回、地域の活性化と地域住民の交流促進について質問したいと思います。

本町では、人口減少に伴い、地域が衰退していくことが懸念されています。交流促進を促し、地域ににぎわいを創出することが課題です。本町のにぎわいを取り戻すには、地域活性化が大切だと思います。それぞれの地域における経済活動、文化活動、産業活動などを活発化させ、地域住民の活動意欲を向上させることで発展していくと思います。そのためには、地域のコミュニティづくりが大切になります。地域に関心を向ける人を増やす、みんなが居心地のよい環境で過ごせる、誰もが主役であり、相手の気持ちを考え、何かをやりたいと言える環境をつくる必要があります。

なります。

まず、なぜ、集落の加入率は低下し続けているのか。それは、多くの若者が、昔ながらの集落の在り方に不安や不満を覚えているからです。関わり方がわからない、一度関わると中途半端なことはできない、拘束時間が長いのではないかと、理不尽な人間関係があるのではないかと、また、役員をさせられるのではないかと、などだと考えます。

そこで、人口減少が続く中、集落未加入者の推移と今後どうしたら地域が活性化されていくのか、町長のお考えをお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、集落未加入者の推移についてでございますが、未加入世帯に置き換えましてお答えします。令和元年度が31.8%、令和2年度が33.1%、令和3年度が34.1%、令和4年度が34.7%、令和5年度が36.0%、令和6年度が37.6%となっております。

また、傾向といたしましては、毎年度1ポイント程度上昇している傾向でございます。

次に、今後、どうしたら地域が活性化されていくのかについてでございます。集落未加入世帯の問題については、これまでも御質問をいただいております。町としても、がんばる地域応援交付金制度の助成項目に設けるなど、加入促進を進めているところでございます。

また、未加入世帯が増えることで、集落活動の担い手不足や景観悪化等の影響が生じてくるものと認識しております。これらの認識に対しまして、町としても決定的な解決策に至らず、恒久的な課題であると捉え、苦心している状況でございます。

ただいま、地域の活性化について、集落への加入、未加入にこだわらない形で、菱田公民館をモデル地区に、新しい形の地域コミュニティの在り方を検討しており、この地域コミュニティが自治公民館の困りごと等を包括的にサポートできるような組織、団体となり得る可能性について、分館役員の皆様と協議をしているところでございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、菱田公民分館をモデルとして地域コミュニティ協議会を設立しという感じでおっしゃいましたが、先ほどの同僚議員の質問でも、菱田地区がモデル地区ということでありましたが、今まで二、三回、町からの説明があったんですけど全然中身が進んでいないような気がします、そのへんをどのように進めていくのかお答えください。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

ただいま、菱田公民分館との協議ということで、令和6年1月を皮切りに、菱田中学校跡地の活用も含めて3回ほど協議の場を設けさせていただいたところです。今の協議のレベルとしましては、大崎町長と菱田公民分館長、両名による住民アンケートをさせていただきまして、今の段階としましては、アンケート結果の分析に入るところでございます。

これからの進め方についてでございますが、その分析結果に基づいて、菱田地区がどうあればいいのかを、お互いに分析、情報の共有をして図っていききたいと思います。また、引き続き、この協議については継続させていただくというスタンスとして持っているところでございますので、また、一定の時期をもって協議の場を設定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 菱田地区がモデル地区として設定されたわけですけど、私も副分館長をやらせていただいていますので、その会には参加したんですけども、なかなかですね私どもには伝わってこないような状態であります。

そんな中でですね公民分館としては、集落未加入者を減らさないといけないということで、未加入者を減らすには人間関係の煩わしさがなく、ほどよい関係をつくる地域コミュニティが必要になると考えています。出入りが自由であり、義務的なものがない、例えば草花が好きな人が集まる会、子育てで悩みがある親の会、認知症の当事者が集う会など、自分の得意な分野、関連する集まりなどへは多くの人が参加したいのではと思います。

また、障害のある子どもを育てる方、認知症のある方、LGBTなど、つらい経験や苦しい病気などに悩む人が、近隣に暮らす同じ環境の当事者と出会い、つながることで救われることもあるのではないかと思います。そういった点で、福祉においても重要なことであると考えます。

そして、参加したことをきっかけにしてお祭りやイベント、防災・防犯などの地域活動に参加する機会も増えると思います。今後、地域に必要になってくるのは、新しいコミュニティにより地域の活動に参加することで地域が発展していくことへつながっていくのではないのでしょうか。それが地域コミュニティ協議会だと理解しております。つまり、好きな人たちと好きなことをやることで、地域が活性化し、結果、本町がにぎわうと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 全く御質問のとおりであると認識しております。新しいコミュニティづくりの大きな狙いとしては、1つ目に、自治公民館が抱える課題の解決、2つ目に、自治公民館未加入世帯の解消があると思っております。加えまして、好きな人たちと好きなことをやることで地域が活性化することも、同様に含まれると

認識しております。

先ほどの答弁と重なり恐縮でございますが、菱田公民館をモデル地区として前向きに協議しておりますので、しばらくの時間をいただきたいと思いますっております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長のほうからしばらくの時間をいただきたいということですが、どのくらいの期間がほしいのか、何年度にどんな感じでやっていきたいと考えていらっしゃるか、そのへんを教えてくださいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま、担当課長のほうからアンケート調査を実施いたしました、そして分析をやっているところだと説明でありましたので、アンケート結果等を把握して、そこでいろんな意見も出るでしょうから、そこでどういう方向性でということは決めていくのかと思いますので、いつ頃ということではありますが、なるべくコミュニティが機能するような形での早い段階でやるべきではないかと思っておりますので担当課長とも十分協議いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 早い段階でというお答えでしたので、なるべく早い段階で行ってほしいと思います。

では、次に高齢者の活動拠点についてお尋ねいたします。現在、本町ではころばん体操やサロンなどが行われていますが、集落に公民館や集会所がなく活動できない。改善センターで行われているが、参加したいけど遠くて参加できないとか、集落が違うので参加しにくいとかの声を聞きます。このような声に対して、活動拠点を整備する考えはないのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 高齢者の、特に介護予防などを目的とした活動の拠点としては、住み慣れた地域にあり、歩いていける集落公民館などが理想的であります。そのため、サロン活動やころばん体操などの活動のほとんどは集落公民館で行っていただいております。中には、館を持たない集落もあることから、地域の改善センター等を活用して実施していると認識しております。

また、町全体としては、これまで老人福祉センターがその役割を担ってきておりますが、昨今ではグラウンドゴルフなど屋外での活動が主となっている場合もあると認識しております。

将来的に、老人福祉センターの老朽化対策も踏まえ、そして子どもから高齢者までが集える複合的な施設の設置が望ましいとは思いますが、今後の課題として調査研究が必要と考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今後の課題として調査研究が必要と考えるということでした。菱田の分館長が請願を出しております。そのへんはですねきちんと、また今後、応

えてほしいと思っております。

それでは、次に、資源ごみの収集所についてですが、現在、資源ごみの持ち込みの機会を拡充するため、町内3箇所に資源リサイクルごみステーションが設置されました。同僚議員も質問していましたが、これは、長年、私や同僚議員が要望していたことであり、非常にありがたいと思っております。

しかし、それぞれの開設時間を見てみますと、大崎地区が毎週日曜と水曜で、開設時間は9時から15時、野方地区では毎週日曜日と月曜日の9時から15時、菱田地区では毎週月曜から土曜日でもいいんですね、先ほど、環境政策課長が五日と言いましたが、六日の間違いじゃないかと思いますが。そういった点で、日曜日以外は毎日ですね。毎日是要らないので、経費の面からも、菱田地区は日曜日と平日の1日でもいいと考えております。予算をですね菱田地区が200万ほどだと思っております。あと、開設時間は、朝8時から夕方5時まで、3箇所とも統一してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

現在、156の自治会の管理するごみステーションで資源ごみを月1回または2回、定期的に収集しておりますが、共働き世帯の増加や生活の多様化に伴い、時間が限られる自治会のステーション以外にも資源ごみを出しやすい環境の整備を図るため、本年11月から資源ごみの収集所を、町内3箇所に開設いたしております。これは、議員さんのほうも御承知だと考えております。

本年度、新たな取組であることから、菱田地区に関しては月曜から土曜、野方地区・大崎地区は日曜と平日の1回をそれぞれ解説しております。

先ほど御意見がございました、今後、いろいろと今、アンケート等、データ等を収集しておりますので、利用状況等を分析しながら、より住民の皆さんが利用しやすい収集所になるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 先ほど言いましたように、毎日必要ないと思って、一般ごみとか生ごみは二日にいっぺんですかね出せますので、そのへんも考えて、予算の面からもですね週2回ほどで、朝8時から5時までとか出しやすい環境をつくってほしいと要望しておきます。

それと、資源リサイクルごみステーションが設置されたことをですね知らないという人が非常に多いです。また、特に菱田地区は、設置されたとは聞くが場所を知らないという人も非常に多いです。私のところにもですね、大崎町のステーションを、国道沿いにあるカナザワと勘違いして、ペットボトルがあふれていて散乱していると苦情を言いに来られた方がいました。また、場所がわからないのでカナザワ

に出そうと思っているという方もいました。もう少し周知が必要です。それに、わかりやすい場所を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

今、やっぱり議員さんがおっしゃるように、場所の関係でございます。菱田のリサイクルセンターに配置しましたのは、以前、議会の中でも御説明いたしました。私も菱田のステーションに行きまして、おっしゃるにはやはりちょっと場所がわかりに機ですよという御意見を確かに伺っております。

現状としましては、国道448号線沿いのところに場所の横断幕を掛けさせていただいておりますけれども、そちらも逆方向から来ると確認がしづらいとか、そもそも、おっしゃるように場所が大変わかりづらいというお声を聞いておりますけれども、今のところ、場所等についての周知をさらに徹底していきたいと思います。今のところは広報、ホームページ、それから公式LINEを活用させていただいて周知には努めている状況でございますので、今後も引き続き、周知につきましては考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） それでは、ごみ収集所は各集落ごとにありますが、集落未加入者は衛生自治会に500円払って、さらに集落の収集所に出すには、そこで決められた管理費などを払って出すということになっています、先ほど同僚議員からもありましたが、そのことで集落の方と確執が生まれるということも聞きます。確かに、集落の方にとっては、ごみ当番や掃除もしない、集落の行事には参加しない未加入者には幾らかの管理費をいただくのが当然なことだと思います。

しかし、そこでですね、管理費が高いとかで確執が生まれるのはいかなものかと思います。

議長、ここで資料の提出をお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 資料の提出を許可します。暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開します。

○5番（児玉孝徳議員） 今、資料をお配りしました。始良市がやっているようにですねごみ袋の値段を上げて管理費などを捻出するのもいいのではないかと考えております。

今配った資料のですね下のほう、燃やせるごみ指定袋ですね、ここに手数料徴収

済と書いてあると思います。このごみ袋ですね540円で売られております。ということは、これで十分かどうか分からないんですけど、手数料が捻出できているのだと思っております。

それから、上のほうの写真ですね、これは始良市の資源ごみリサイクルステーションで毎週土曜、日曜に開設されております、ごみリサイクルステーションがですね。ここの写真に載っているとおり、指定袋はないんですよ、ここは。燃やせるごみ袋以外の、ペットボトルとかほかの分は全部、自分のところにある紙袋でもいいし、ナイロン袋、ビニール袋でもいいし、そういったものに入れて、ここまで持ってきて、大きなネットの中にひっくり返すという形でやっております。このネットがいっぱいになったら、そこにいらっしゃる方々を取り替えて、新しいネットを設置する。そのネットは、また何回でも使い回しされています。このようにすればですね、資源リサイクルごみステーションに出すときは無駄な指定袋は要らないのではないかと思います。

また、集落でも月に1回なのか2回なのかちょっとわかりませんが、このようなネットが設置されていて、そこの中に入れるという感じになっております。

このような形で、先ほど同僚議員もいいました、指定袋は要らないんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御指導ありがとうございました。

指定袋は要らないのではないかとということであります。集積所で指定袋の利用や広報の手段も含めながら、他の自治体も参考にさせていただきながら、また、経済的効率も含め、住民の皆様のごみ出しに関しての利便性の向上に努めてまいりたいと思います。御指導はありがとうございました。

○5番（児玉孝徳議員） 袋が要らなくなるとですね住民の負担も減るし、名前を書いたり面倒くさいということもなくなりますので、そのような感じで進めていってほしいと思います。

先ほど言いました、下のほうの指定袋ですね、手数料が入った価格で540円ほどで販売されているということです。本町でも、未加入者の方の袋は色を変えて、少しだけ高くする、その利益を集落に還元する。そのうちに、未加入者の方がどうせなら集落に加入したほうがいいなと思う人も出てくるかもしれません。そうした場合、交流促進につながるのではないかと思います、すぐにはできないかもしれませんが、一考していただくのもいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御助言ありがとうございました。

集落のステーションは指定袋でやっているという状況で変わりはないと思いますが、いろいろ御説明がありましたので、また担当課長ともどもいろいろ勉強させて

いただきます。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね視察に行ったりなどして進めてほしいと思っています。

では、子どもが学び遊べる子どもの居場所づくりですね、これは私が今まで、子ども館とか児童館とかできないか要望してまいりました。やはり、子どもの居場所づくり、学びの環境の整備は大変重要です。どのようなお考えか、再度質問にいたします。町長、教育長それぞれの考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） これまでも、児童館や子ども館を設置できないかという御質問をいただいております。まずは、公園整備などを優先しつつ、既存の公共施設を活用する方法など検討を進めていきたいと申し上げてまいりました。

その後の状況としましては、子どもたちや子育て世代の方の意見を聞く機会が重要だと感じていたため、まずは役場に勤務する子育て中の女性職員との意見交換会を開催いたしました。その中でも、近場に公園などの遊ぶ場所が少ないとか、屋内で遊べる施設がない、学習塾のような場所がほしいなどの意見もございました。

また、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を行いました、その中にも同様な意見があったようでございます。ほかにも、女性活躍推進会議において意見交換が行われておりますが、さらに新たな意見交換の場も設けたいと考えております。

ただ、すべての意見を網羅した施設の整備は用意でありませんので、高齢者の集いの場や不登校対策なども絡めた複合的な施設の在り方について、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 子どもの居場所づくりや学びの環境の整備についての御質問です。

共働き世帯、あるいはひとり親世帯が増える中にありまして、放課後等を子どもが学んだり、体験活動をしたりする居場所、学びの場の確保ができることは、安心して子育てができる町にもつながり、大変有意義だと認識しております。

現在、児童クラブ等がない持留校区におきましては、10月から民家を借りまして、有志の方々が週1回、14時から18時までを見守り、そして学校の宿題をしたり、外で体験活動をしたりする「森のおうち」が始まっております。大変ありがたいことだと考えております。このような有志の方々による活動が、コミュニティスクールや地域学校協働活動の一環として拡充していくことは大変望ましいことではないかと考えておりますので、議員さんも学校運営協議会の委員でもあられますので、是非、学校運営協議会等の場で協議していただければと考えております。

なお、その際、現在、児童クラブ等も解説されているところもありますので、活動に当たりましては関係機関団体等と十分協議しながら進めていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長のほうからは複合的な施設が必要なのではないかということでありました。また、教育長のほうからも、安心して子育てしていくためにはそういった施設が必要だということであります。地域住民からもですね新しい形のコミュニティ活動するには、まず、その拠点が必要だとの声が上がっています。地域住民のニーズに基づいた施設の必要性について、改めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、地域住民からコミュニティ活動の拠点が必要だとの声が上がっているが、どうかと。地域住民のニーズに基づいた施設の必要性につきましては、令和6年2月に菱田公民館長から、大崎町議会議長宛に提出された菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書に記載された（仮称）菱田コミュニティ協議会センターのことであろうと認識しております。こちらにつきましては、新たなコミュニティの在り方と合わせまして、菱田公民分館と複数回の意見交換を継続しているところでございます。その意見交換において、菱田中学校跡地に対する町の大枠の考え方、概要をお伝えしたところでございます。

また、意見交換の場では、近隣に菱田改善センターが立地してるため、跡地が現状のままでコミュニティ協議会センターを優先的に設置することは困難であるということもお伝えしていること、また、一定の条件が整えば模索していくということをお伝えしているおりますので、今後も菱田公民分館との協議を継続していく方針でございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、菱田改善センターをという町長からの答弁でしたが、菱田改善センターはですね、ほかのところもそうなんですけど、今までの使われ方があります。特に菱田改善センターは、最近の土曜と日曜はソフトボールの試合をあそこのグラウンドでやっていて、駐車場も半分ぐらい使われているんですよ。改善センターでイベントなどがあると、駐車場が足りなくなります。先日、菱田改善センターで、公民館主催の健康セミナーを行いました。大変大勢の方に来ていただいて、60人ぐらい集まったということですけど、そのときもソフトの試合があつてですね、半分以上の駐車場が埋まっていまして、改善センター前の駐車場と、あとは駐車場がなくて縦列駐車ですら2列ぐらいに並べてやっと止められたというような感

じです。

このように、イベントをするときに駐車場がない改善センターというのは大変不便だと思いますし、また、後から来られた方は入れなかったんじゃないかなと危惧しております。福祉課長とか社会教育課長に案内をしたということですけど、そのへんは来られていないんですかね。何か都合があつて来られなかったのかもしれないですけど、そういった活動も一生懸命菱田分館は取り組んでいます。そういった声にですね是非応えてほしいと思います。いろんな方が使っている場所でもあります。

今まで、公民分館からコミュニティ協議会を促進するには、子どもが学び遊べ、高齢者が集い、趣味が同じ方々が集まり、誰もが気兼ねなく自由に参加できる場となる新しいコミュニティをつくるための拠点が必要だと思います。是非ですね前向きに、今までの古い施設をです、一番古いんです、大分年数が経って、ガタも来ております。入り口にですね、介護を毎月やっているんですけど、変えるときに真っ暗になるから、あそこに電気を付けてほしいと要望したところ、ソーラーのライトの小さな電気が付けてありました。1か月、2か月ほど付いていましたが、今は故障して使えない状態です。そのような場所をですね、本当、変えるときに真っ暗なんです、外灯もついていないです。スイッチは中にありますから、消したら真っ暗で、みんなが形態の電気を照らして、やっと鍵もするというような状態です。そのような場所を使えとおっしゃるのか、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 実情、御報告いただきありがとうございます。

1点目が、その使用の状況については、先般、議会でも改善センター等の在り方の中で、事前予約制にするといったこともありましたので、そういったことで調整は不可能なのかと、担当者にはそんな話をしたところであります。

もう1点は、菱田中学校跡地にということでございますので、ずっと以前からこういった状況を聞いておりますが、今しばらくお待ちくださいというお話しかできないところですけど、事業者から事業進出の提案がなされておりますので、そういったことと合わせながら複合施設としてなり得るのか、そういったところを協議をしていこうと考えておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 地域コミュニティ協議会をつくり、住民全員が参加できる場を今後つくっていくためには、新しいコミュニティセンターを各校区に整備してほしいと思います。そのことにより、本町のにぎわいにつながると考えていますが、企画政策課長に谷山地区にあるラプラスの資料をお見せいたしました。すばらしい施設です。あそこを見て、町長にも案内をされました、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○企画政策課長（渡邊正一君） 確かに資料といたしましていただきまして拝見させていただきました。そして、町長、副町長とも情報を共有したところでございます。

感想としては、娯楽施設、商業施設、高齢者が集う場所、子どもたちが遊ぶスペース、食堂、いろんな施設がそろっていて、すばらしいなという韻書を受けたところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） すばらしいと思ったらですね、是非、そういった場所をつかってほしいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 各公民分館にコミュニティセンターをとというのは、現実的には難しいと思っております。施設の利用の在り方で、各学校区に改善センターがありますけれども、菱田改善センターが一番古いというお話だったんですが、実際、それ以降に建てられた施設でも100%それが使用されているのかということとそうでないし、空いたままの状態があったりしますので空いたところを活用していただくことも考えていくべきだという思いを抱いております。

情、御報告いただきありがとうございます。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね、コミュニティ協議会ということで町民全員が参加できる場ということでお考えをしていただきたいと思います。今まで使われていなかったり、空いている場所をとかという意見もございましたが、複合的な施設だったら活用されると思いますので、是非そのへんも進めていってほしいということでコミュニティセンターの開設を強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 次に、日程第3、令和6年度一般会計補正予算（第7号）がございしますが、続行でよろしいですか。それでは、引き続き会議を続けます。

—————○—————

日程第3 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第52号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億2,054万1,000円にするものでございます。歳出の主なものは、大崎中学校シャワー設備設置工事、プレハブ校舎設置に係る地盤調査委託料でございます。歳入は、地方交付税の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の８ページをお願いいたします。款９教育費、項３中学校費、目１学校管理費、節１０需用費６６万円の増は、次年度以降の特別支援学級数の増加に伴う教室数を確保することから、特別支援学級教室を整備するための間仕切り設置に伴う修繕料でございます。節１２委託料１０万円の増は、後ほど説明いたします、大崎中学校プレハブ校舎整備に係る地盤調査委託料でございます。節１４工事請負費２３０万円の増は、学校生活を含む日常生活において、疾患のため絶えず体を清潔に保つ必要がある生徒の入学に対応できるよう、大崎中学校武道館へユニットシャワー設備設置工事を行うものでございます。

これで歳出を終わります。次に、歳入の主なものについて御説明いたします。７ページをお願いいたします。款１１地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税３００万円は、財源の調整でございます。

最後に、４ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正でございます。表内に記載してございます事業は、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、記載のとおり追加するものでございます。大崎中学校プレハブ校舎整備事業でございますが、これは現在の大崎中学校の教室数が、次年度より不足することから教室数を確保するため、プレハブ校舎を整備するものでございます。期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間で、７，６１０万円を限度額としてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○１０番（中山美幸議員） 御覧いただきましたでしょうか。プレハブ校舎の設置場所、それとシャワーの設置場所、これはかなり距離がありますよね。そうした場合に子どもたちがプレハブ校舎で授業なり生活をしている場合にそういった疾患があった場合にここまで歩いていく、雨の日はどうなんですか。ほかの普通教室からよく見えるわけですね。そしたら、あの子は、今日、失禁したよと、シャワールームに行ったよね、何かあったんだねというようなことが目前と目の前で見られる状況を考えるのであれば、やはりプレハブ校舎の中にあったほうが、本人のプライベートな部分を配慮した福祉に関する本当の相手の気持ちを考えた施設になるんじゃないかなと思ったんですけれどね。そういったことは全然考えていないのか。いつも言うておりますけれども、軸足が生徒に向いていない、住民に向いていないんじゃないんで

すか。そこまで考えた計画ということ、教育長、町長もそうですが、考えなかったのか。

それと、もう1つは、人数がこれだけ増えることによって教職員がどれだけ増員されるのか。2点についてお答えください。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、シャワーの設置場所とプレハブの関係でございますが、当該生徒におきましては、普通教室に入級する生徒でございます。プレハブの校舎におきましては、特別支援学級を設置するものではなくて、校内支援教室をここに移すということでございますので、当該生徒におきましては、まず1年生からの入学ですので、武道場の隣にあります1・2年校舎を使ってもしものときはシャワーを使えるような最短の距離に1・2年では使えることとなっておりますが、その生徒に対する配慮につきましては、また何かの手段で考えなければならないと思っていますので随時知恵を絞っていききたいと思います。

それから、人員増の件ですけれども、現在のところ、特別支援員を充てて配置して授業に臨んでいく予定でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、課長のほうで配慮いたしますということなんですが、どのような配慮をされるのか。

それから、特別支援員であたるということですが、これは教職員の増員にはつながらないのか、私はつながるんじゃないのかなと思っているんですが。どれだけつながるのか、人数がわかっているわけですから明確に教えてください。

それと、どのような配慮もなさるのか、そこも明確に教えてください。

○教委管理課長（相星永悟君） 今のところ、正式な教職員の増の話はないところでございますので、特別支援員で対応する予定でございます。

それから、配慮につきましては、ちょっと難しい面もありますけれども、精神的な面でその生徒が被ることがないように、極力、学校側とも協議しまして、ほかの児童・生徒から見て、この子なんだとかそういう言われ方をされないように検討してまいりたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 検討します、検討しますで、具体的な考えは今持っていないということじゃないですか。そして、教職員も特別支援員で事足りるんですか。失禁等が起きたときにどうするのか、本当に考えていかないと本当に子どもが可哀想ですよ。実際、親なり保護者なりになったつもりで考えてくださいよ。それができていないんじゃないですか。中学校の問題はいろいろありますよ、教職員が足りなかったからテストの監視もしなかったという情報もあるじゃないですか。特別支

援員で現状であたっていくということであれば、これは県とも話をして人員増を考えないといけないんじゃないですか。教育長は仕事をしているんですか、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 定数の問題の県費教職員につきましては、先ほど課長のほうからありましたが、特別支援学級数が現在のところは5学級です、来年度の予定ですけれども8学級になりますので、単純にしますとクラス数でいきますと3プラスですので、県費の教職員の負担教職員も3プラスになる予定です。ただ、今、現在の児童・生徒数につきましては流動的な部分もありますので確定ではございませんけれども、先ほど議員からありましたように、県の教職員の異動になりますと教育事務所あるいは県教委を通じて、その人数をもらうということになっておりますので、そのように取りはからってまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） そうしたら、これは臨採の職員で賄うということで、そういったものにたけている職員が来るということで理解してよろしいんですね。

○教育長（穂園正幸君） 特別支援学級の中に、来年度、中学校2年生には盲学校から視力的に弱い子どもが入ってくるという情報がございますので、そのへんも配慮しながら、先ほどおっしゃいましたように、子どもに寄り添った形でどういう支援が一番大事なのかということを考えながら、そういう人員を配置できるように私たちも要望してまいりたいと思っております。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後4時00分

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

令和6年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月13日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（11番，1番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 宮本修一
商工観光課長 鎌田洋一	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗
次 長 松元幸紀

議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 查 隈 本 紀 代 美

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、11 番、中倉広文議員及び 1 番、藤田香澄議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、10 番、中山美幸議員の質問を許可いたします。

○10 番（中山美幸議員） おはようございます。

さきに通告しておきました住民への自治体情報の周知、農畜産振興について質問をいたします。

まず、1 件目の、住民への自治体情報の周知について議論したいと思います。住民と行政の関係は、地方自治法第 10 条に示されておりますが、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及び、これを包括する都道府県の住民となります。2 項では住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。条項で規定されているように、本町の区域内に住所のある者はすべてが大崎町の住民であります。住民は、自治体が行う様々な行政運営や政策の必要な経費について、税や分担金、使用料、手数料などの費用を分担納付する義務を負うとともに、住民すべてが共に様々な行政サービスを等しく受ける権利を持っていることを示しております。

そこで、本町に 12 月 1 日現在の人口 1 万 1,913 人、6,536 世帯のうち、集落未加入世帯が 2,499 世帯で 38.2%を示しています。私は集落未加入者が悪だとは申しません。自治公民館の加入は法律では義務づけられておらず、あくまでも個人の自由意思に基づく任意加入であります。また、憲法で保障された結社の自由が脅かされたり、自治会費の支払いが義務化されたり、半強制的な場合などが全国では問題視されている地域もあります。

高齢化率 41.6%と、生産年齢人口の減少もあり、比較的年齢の高い世代が世代構成の中心であり、規範の決定権を持っております。古い価値観による社会規範が変化しにくくなってしまっていることも、その要因ではないかと思われます。ま

た、65歳以上の世帯は2,969世帯、うち単身世帯1,622世帯ですが、このような住民構成の中で、さきに述べた住民が等しく受ける権利を持つ行政サービス、情報が対象とされる住民、すなわち大崎町住民に確実に伝わり、サービスの周知や利用促進、必要な手続の遂行、必要な行動などを促すことができているかについて問い、1回目の質問といたします。よろしく回答くださいますようお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 関係するすべての住民への情報提供をしているかという御質問で、地方自治法の規定に基づく情報提供のことに触れていただきました。

行政サービスの目的は、結局は住民福祉のサービスにあると捉えております。そのため、我々行政の中では広報、あるいは議会は議会広報といろんな形で出しておりますが、情報提供は欠かせないサービスの1つであると捉えております。

地方自治体の人口にも触れられましたけれども、地方自治体の人口構成は妊婦の方から乳幼児、そしてまた児童・生徒、青壮年、高齢者といった全体層で構成されております。その中でも、特に後期高齢者といわれる方々の人口構成は多くなっていることは事実であるし、逆に少子化は進んで子どもたちが少なくなっているということも事実であります。その中で、それぞれの世代が求めている情報はそれぞれ違いはあるだろうと認識しています。子育て世代の方々が求めているもの、学校教育にある子どもたちが求めているもの、産業を支えている青壮年層が求めているもの、高齢者の皆さん方が求めているものは、それぞれ違いがあると思っておりますし、そういった方々に情報が的確に流れているかということ、それはいささか不安を感じているといわざるを得ないと思っております。私たちの中では、個別受信機を使う、防災無線で放送したり、FM大崎、LINEやフェイスブックといろんな形で情報を出す、町ホームページを開設しておりますので、できる方々はそこにアクセスしてくると情報を取ることができますが、やはりそうでない方々もいるわけでありますので、情報提供という1点だけ考えると、すべての住民が福祉サービスの向上につながる情報を共有しているか、取っているかということ、そこはいささか不安があるし、それに対してどういうふうにやっていけばいいかということも大きな課題ではないかと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 今、町長のほうからいろいろと答弁をいただきました。住民サービスに起因する広報活動、まず、住民サービスを企画された、住民サービスを実施する段階において、その対象とする方々に本当にその情報が伝わっているかどうか。本町の場合は若干届いてない部分が多くあるんじゃないのかなと考えたりしております。

様々な情報を相手に届けるだけではだめだと思っています。やはり、届けたものが相手に理解していただいて、先ほど申しましたようにいろんな行政の行う施策に参画をしていただく。そうしたところが情報がしっかりと伝わったものではないのかなと思うんですが。

今、本町における情報の提供はどういった方法でなされているかということ、防災無線だとか、町の広報紙だとか、そういったことを含んでおられると思いますが、具体的にどういったところで、どのような方法で情報提供がなされているか、まずお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 情報を伝えることは非常に難しいことだと思っています。我々が事業を企画する、いろいろ要項を作成する中で、住民の皆さん方に実施する段階で説明している。行政の立場でそれを説明していった。ところが、聞いている対象者の方が本当に理解して伝わったか、伝えたいことが伝わったかとなってくると、伝わった方もいるだろうし、それこそなかなか伝わっていない方もいらっしゃるだろうし、伝わった、理解というところは本当に難しいものがあるし、長年行政の課題であるし、恐らく他の自治体の課題でもあると私は理解をしております。

その中でどのように行政が住民の皆さん方にそれぞれ必要とする情報を伝えているのかということは行政の中では係、課がありますので、そういった課を通しながら必要なものを情報提供する。例えば保健福祉課であれば、本年度は带状疱疹の予防接種制度をつくりました、あるいは肺炎球菌の制度をつくる、そういったことが皆さん方に的確に伝わっているのかということがありますが、それぞれの事業課において、福祉サービスの課において、教育において、事業化して予算化しているものの内容等については伝えている。行政無線は大きな災害があったりイベントがあったりということを伝えていますけども、内容的にはホームページを通してお知らせして、また会合等でそういったお知らせをしたりという状況であります。そこにすべてが参加してくるかとなってくると、それもなかなか難しい問題でありますので、行政の中のそれぞれの課においては、そういった伝え方をしているけれども、伝えた、伝わった、そこがはっきり捉えられないことが大きな課題でもあるのではないかと思います。

○10番（中山美幸議員） 今、町長のほうから、防災無線、それからホームページ、会合等での周知ということをおっしゃったんですね。ところが、先ほど冒頭申し上げましたように、本町の人口1万1,913人、12月1日現在ですね、この中で、先ほども言いましたが、集落未加入世帯2,499世帯、それと高齢者の方々65歳以上のみの世帯が2,969世帯あります。これは町民課のほうで調査していただきましたが、その情報なんです。特に集落未加入世帯、先般、例として申し上げ

げにくいんですが、福祉のほうでインフルエンザ及び新型コロナ感染予防接種のお知らせという1枚紙ですね、これは担当課にもお話を申し上げまして、対応はされたかと思っているんですが、これは各集落の班ごとに回覧なんですよ。ところが内容を見てみますと、65歳以上の対象者、インフルエンザと新型コロナは国の補助事業があつて、1万1,800円の金額の中で、町の補助が3,500円、国の補助が8,300円ということが書いてあるんですね。ところが、集落未加入者で65歳以上の方がいらっしゃった場合に、これが本当に届いているかどうか。

先般、私が一般質問しました奨学金の問題については、本年度のダイレクトメールで案内をいただいているようです、はがきで。これは非常によかったなと私は評価をいたします、高い評価をいたします。すぐ対応していただいた。そういったことを考えたときに、本当に防災無線であつたりホームページであつたり、会合のときにこういったことが通じているのか。そして、必要とされる方、この情報はあなたが必要なんですよ、あなたに伝えているんですよということが本当に伝わっているかどうか。どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 伝わったか、伝わっていないか、先ほどから私もそういう話をしておりますけれども、今回、特に問題提起されたのは、集落の未加入世帯に情報がいつているのか、いつていないのかというところであります。班回覧で回されて、それは未加入世帯には恐らく回っていないのではないかと思いますので、そこらの情報が的確に伝わったというところは本当に不安な面があります。

また、一方では、もし、インフルエンザの予防や新型コロナウイルスの予防接種のこととか、皆さん関心もあるわけですのでいろんなところで情報は、住民同士、同じ世代の方々と情報提供とか、そういうことは伝え聞いたという話は聞いておりますが、情報として区外世帯に伝わっているのかというと、説明されているのかというと、そこは100%そうだと思いますと言えないところですので、情報提供の在り方は考えていくべきだろうと思います。通常、新型コロナのときも防災無線でかなり放送しましたので、皆さん方は予防接種等に関することはその時点では理解をされて積極的に参加されたということだろうと思いますが、その後、昨年5月からはインフルエンザと同等の感染症に移行したことからコロナワクチンの接種についての周知といったことがいささか、住民もですけど、私たちも緩くなっているのかもしれない。

○10番（中山美幸議員） 高齢者の方々の体操教室の中でもお話をしました。そうしたら、集落に入っていない、町長は先ほど区外ということをおっしゃいましたけど、あとで訂正されたほうがいいかと思います、未加入世帯の方々からのお話をお伺いしますと、やはり届いていない。その場所でお話をして、これだけ補助があるので

受けたほうがいいですよという話もしましたが、そういった状況なんですね。

しかし、冒頭申し上げましたように、大崎の町民であれば平等に同じ情報が伝わらないとおかしいんじゃないですか。そして、ましてやコロナについては町からの補助金、これは皆さんの税金なんですね。国県の補助事業があつたにしても、これは皆さんの税金なんですよ。住民であれば平等に受ける権利を有しているということを冒頭申し上げたと思います。これはちゃんとした法律でもうたってあります。そういったところをどのように改善していくか、それを責めるわけではないですけども、どういったふうに改善していかれる考えをお持ちなのか。冒頭、質問事項の中に自治体情報の改善を構築すべきということも質問条項の中に書いておりますが、そういったことが必要なんじゃないかな、今後は。そしてまた、集落未加入者の方も徐々に増えていますよね、ずっと年度ごと追ってみましても増えている可能性があります。そうしたときに、そのような方々を取り残していくのかどうか。町長はSDGs、昨日も同僚議員が話をしましたけども、ごみだけの問題じゃないということを同僚議員言っていましたよね。そういったことを考えたときに、これはもう少し改善の余地があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） おっしゃるとおりだと思っております。大崎町を形成している大切な人口でありますので、自治公民館に加入している、していないにかかわらず情報の提供はあるべき、また、その方々も納税を通じながら町の自治の発展に貢献もされておられる方々でありますので、情報提供は等しくやるのが当然だと思います。未加入世帯を取り上げてのお話でしたけれども、そこができていないことは事実でありますので、御提案いただきましたことについては十分検討しながら情報が行き届くようにしていきたいと思えます。

それと、区外という表現をいたしまして大変失礼しました。未加入世帯ということで置き換えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○10番（中山美幸議員） 今後善処されると希望を持っておきます。

もうちょっと、そのことについて詳しくお話をお伺いしたいんですが。これは話の中で、令和6年11月6日、国の会計検査院の田中さん、総理と話をされる、870ページでしょうか会計検査院の報告書を渡されたと思いますが、その内容を見ってみました。様々な指摘をされておるんですね、やはり情報公開ということについてもかなり突っ込んだお話をされているようです。また、突っ込んだ文章が書いてあります。対象住民への周知、それから勧奨についても様々な指摘をされております。特に子育て世帯及び低所得者世帯向け給付金事業の実施状況ということで所見を出されておりますが、この中で、市町村住民税均等割が非課税であることを支給要件とした給付金事業を実施する際には未申告者について、支給要件を満たす者が受給

できないことがないように、プッシュ型給付によらない場合は個別の申請勧奨を行うようにすること。これは情報が届いていないということなんですね。だから、そういったことをまとめていろんな事業についておっしゃっています。

本町において、本町はプッシュ事業で行われたと思うんですが、こういった子育て世帯向けの事業は9項目ぐらいあったはずですね、9事業ぐらいあったんじゃないんですか。それについて、担当課のほうで100%対象者に行き渡ったかどうかおわかりですかね。これは情報について、かなりの頻度を占めていると思いますが、本町はプッシュ式で行われたと思っているんですが、いかがなんでしょうか。

○10番（中山美幸議員） 会計検査員の報告書の中に全国のやつが出ているんですよ。それを本町は情報をぴしゃっと大崎町住民に渡して、会計検査員の情報じゃないですよ、事業を実施するに当たって会計検査員の報告みたいにちゃんとプッシュ型でやっていて、できなかった人に情報をさらに提供して、大崎町では個別の申請勧奨を行って、事業としては100%行われたかどうかということをお伺いしています。

大崎町は、その事業について会計検査員が指摘しているようなことがなかったかどうかということです。ちゃんとそれが100%行われていますよねということを確認したいんです。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 国の事業で非課税世帯等の様々な給付金を保健福祉課のほうで対応させていただきました。言われるように、ほとんどプッシュ方式といえますか、対象者を抽出いたしまして、その方々には確認書等の文書をお送りしまして、確認ができたなら振り込むような手続をさせていただきました。その中でも、なかなか手続をされない方については、こちらからまた再度つうち、再々通知という形でさせていただきました。

それ以外に家計急変という形で家計の状況が変わった場合は申請していただくということで、それも当然受付させていただきました。こういった方々が対象になるかというのはなかなかこちらでも把握はできないところなんですけれども、子育て世帯に対しては、そういった相談のある方々には当然、情報提供をさせていただいて、こういった給付金もあるということで、特に生活困窮であるという相談も福祉のほうは多いものですから、可能な限り、そういう情報提供をさせていただきましたけれども、完璧にその情報が行き渡ったかというのは、こちらもなかなか踏み込めない家庭もございまして、100%ではないですけれども、可能なところはいろんな情報を得て、個別に対応させていただくということはさせていただいたつもりであります。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 特にですね高校生を1人しか持っていない家庭、高校生に

は助成事業がありましたよね、そういったところが非常に抜けている、その対象から外れてしまっている、非常に抜けているという言葉は余りよくないと思いますが、対象から外れてしまっているというようなことも指摘をしておられます。本町でも、やはりあるんじゃないかなと、本町の事業の中でもですね若干危惧したところです。そういったことがないように、また、いろんな情報については、本当にこれはあなたに伝えているんですよというような気持ち、広報紙でもそうだと思いますよ。この情報はあなたに伝えているんです、全体に伝えているんだけど、あなたに伝えているんですよというような広報の仕方、これは必要じゃないかなと思います。そうすることによって、昨日もその地域の話もありましたけども、同僚議員が質問していましたけども、そういったものにも伝わってくるということと、それから、いろんな本町から出されている情報誌を見えますといろんなことが書いてあるんですね。本当の情報は10行ぐらいで、あとは行政のアリバイづくり、こういう案内をしましたよという、ここに書いてあるじゃないですかというようなアリバイづくりの文章、これが非常に多いんですよ。私たちは広報しましたよといわんばかりのアリバイづくりの広報が非常に多いと思います。だから、先ほどから何回も言いますが、あなたにこの情報は伝えたいんですよというような考えを持っていただいて情報提供をしていただきたいと思いますので、是非そういったところの考えということを改めていただきまして、是非これは改革する必要があると思います。そういった方向で改革していただきたいと思います、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御指摘をいただきました。また、広報担当や課長会とあったところでも提案をしながら検討は進めていきたい、あるいは職員間の中でもそういうお考えを持っていたらそういったアイデアをいただきたいと思います。

情報の提供で、我々は広報大崎を出しております、議会の皆さん方は議会広報を出しておられますけれども、ピンポイントでキャッチフレーズをいかにつくるかということが非常に大きなポイントだと、ここがあなたに伝えているんですよというお話がありましたけれども、これを見たときに自分が該当するんじゃないかなという伝え方は当然考えていかなければならないことなんですよ。広報もかなりのページ数で出しておりますので、すべて皆さん方が読んでくださるかという、それも問題もありますけど、特に高齢者の皆さん方に伝えるべきものがちゃんと伝えていくような広報の在り方は勉強させていただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 町長も十分御理解されて、前からいろいろと考えていらっしゃると思いますけれども、そういったところを改革していただきたいと思いますし、また、今後、いろんな情報がありましたら私どものほうも提供申し上げたい。そしてまた、今、町長が言われましたように、議会報についても専門用語が多かつ

たり行政用語が多い、そういったところも住民の方々からの指摘も受けておりますので、今後改革しなければならない問題だと理解しておりますし、また、町長は、前、人口問題のときに外国人で人口を増やしていくというようなこともおっしゃっていました。現在、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、いろんな方々がいらっしゃいます。そういった方々にも、特に命に関わる問題、非常の問題ですね、災害の問題、そういったことがちゃんと伝わるような広報の仕方も合わせて申し上げて、この広報についての質問は終わりますが、是非、善処していただくように要望申し上げます。

それから、次に入りますが、10月31日に行われた和牛部会との議員と語る会席上、特にイノシシの被害対策と支援策を講じてほしいとという意見を踏まえ、その後、私は個人的に若手の経営者とも話す機会がありました。

まず、先日の同僚議員の、本町の基幹産業は何かということを問われたときに、町長は農業であるということを大きな声で発言されております。特にその中でも、畜産、和牛と畑作のサツマイモと申し上げておられます。そこで、私の質問の1番目に書いてありますけれども、本町の基幹産業について、どのような所見をお持ちなのか、まずお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町の農業形態は、過去に遡ればたばこが主産業でありました。たばこと露地野菜が複合経営の中でやっておられましたので、そういったのが基幹産業でもありました。その時点からも、畜産はずっと営々と続いております。

また、畜産の生産者等も1,000戸があったのが、現在は200戸ぐらいに減ってきておりますけれども、そういった推移がある中で、畜産においては生産者も多い、頭数も多い、生産額もいいということで、鹿児島県においても、我々においても基幹産業であると意識していると私は思っております。

また、大根、キャベツ、ゴボウ、今は甘藷もそうですが、特にタマネギといったところに農業形態がシフトしてきているという事実もありますし、やはり畜産と共に、土地利用型農業は基幹産業であると位置づけられると思っております。

昨今の、特に2022年のウクライナとロシアの侵略が開始されたときから、それ以降、非常に化学肥料を調達することが厳しくなってきたと、資源のない私たちの国にそういったことがものが入ってくるにはかなりの高い金額を出さないといけない。その地域から求められないので、相手国を変えながら輸出輸入が可能な地域にしていくと相当な経費がかかる、ガソリン価格も高いので相当な経費がかかるといったことも粗飼料等の高騰の要因、農耕飼料等の高騰の要因になっております。

生産者の皆さん方が自ら招いたことではなく、円安の問題も含めて招いたことではなく、世界的な情勢の不安定から、今の日本における畜産経営、農業経営は厳し

い状態におかれていると、私はそういう捉え方をしております。諸物価高から生産費のコストが非常に高くなってきている。こういう中で食料品、飲食もそうですけども、特に高くなってきている中で消費者が家計の消費を節約していくという時代に入ってきておりますので、高い牛肉といったものはなかなか消費者の手は届かないというのが昨今の状況であると理解しております。そういったことから畜産の肉がだぶついてくる、売れない、そこで、子牛等の生産農家等が価格が上がらないために非常に究極な状態に追い込まれております。これが現実だと私は思います。

そういったところで6月議会でも畜産農家の皆さん方にはそういった支援策を交付させていただいたところですが、今の世界情勢から私たちの国の産業は、私たちの身近な農業を含む諸産業は非常に厳しい状況にあると理解しております。

○10番（中山美幸議員） 今、町長は非常に厳しい状況にあると、世界状況を見たときに厳しい状況であって、いろんなものが高騰しているという話の内容、それも先般のですね、13時56分、同僚議員との議論の中で同じようなことをおっしゃっているんですね。国際的な穀物需要などの配合飼料、肥料等の生産自体の価格高騰により畜産業における長期的な影響を憂慮されると発言されております、発言されたんですが、いろんなデータがあると思うんですが、どの程度の高騰をしているとお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 飼料の高騰について幾ら上がってきているということは捉えておりませんけれども、子牛の販売価格が低い状態、生産者補育金制度を上回らない状態が続いていると理解しています。

○10番（中山美幸議員） 資料の配付をお願いします。

○議長（富重幸博議員） 資料の配付を許可します。暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

○10番（中山美幸議員） まず、今配布をいたしました資料のA3を見ていただけますか。その中に、多分、町長が昨日おっしゃったことが明確に表記をされております。農業物価統計、これは令和2年度を基準としておりますが、農業生産資材といったものについての農林水産省の統計です。かなり前の年月からありましたが、令和3年度から添付してまいりました。令和2年度が100としたときの標準です、畜産用動物、これが子牛価格、それから養豚といったものを総合した価格の変動です。そういったものが令和2年度の平均100とした場合に、令和6年、現

在１０月まで出ていますが、８３．４％、これは価格が下がったということを示していますよね。これだけ価格の変動があるということです。令和４年１月までは、ほぼ１００を超えています、高騰していたということです。

先ほど、町長の申されました配合飼料も、いろんな資料を基に平均価格を出しておりますが、令和６年１０月で１３６．８％、３６．８％の増ということなんですね。それから、まだもろもろ、ガソリン代だとか車とかいろんな経費が増加しているということ、これは農業資材だけに限ったことではないんですよ、私たちがやっている飲食業についてもかなりの高騰をしております、特に小麦、バターとか、非常に高騰しておりますが、町長、こういったところを見たときに、今日は畜産の問題を取り上げておりますけども、畜産農家の方々が子牛の価格がこれだけ下がっている、１７％ぐらい下がっている、価格が下がっている状態、そして、ほかの物資がそれだけ上昇していることを考えたときに、国の助成金のところで、まだ行き渡らなかった方々、そういったところの政策は、町長はどのように考えていらっしゃるのか。

また、子牛を生産される方々の経費に係るえさの割合、どの程度、えさの割合がかかっているのか、町長もしくは農林振興課のほうでわかっているのか、合わせて、その２点についてお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） いろいろ資料を御提供いただき、また説明いただきありがとうございます。ございました。

子牛価格が下がっている現状、令和６年で８３．４％ということですが、先ほど説明いたしました生産者補給金制度に平均的に届かない状況がある中で、国としては支援をしている、また、我々もそういったことから支援はさせていただいたところではありますが、これがずっと続いていくと考えたときには何らかの対策を講じていくことは必要であると思っております。今回の国の補正予算の中に重点支援交付金という多様に使える制度も出てきていることがありますので、そういったことも使えるのではないのかなという感じはしております。畜産でも非常に生産者が多い曽於市もかなり手厚いをとっていきような感じでありますので、そこらはいろいろ勉強をしていきたいと思っております。

また、実際、飼料、燃料、粗飼料、農耕飼料、配合飼料ですが、そういったことが高くなっている中で、ＪＡにおいても全国の規模の中で、向こう３か月間は配合飼料価格を引き下げるという手当をずっと打っておりますので、ある程度、生産者の皆さん方もそういったことは感じていらっしゃると思っております。ただ、これがずっと下がるという目安がつかないんじゃないのかという感じがしておりますので、ここでこうしますということはなかなか言えないところですけども、状況を見ながら何らかの対策は講じていく必要性があると感じておりますので、今後、

検討させていただきたいと思います。

酪農や養豚、鳥の生産者の負担割合がありますけれども、はっきり覚えておりませんが、肉用牛で平均的データで四十数パーセントが経費だったと思っておりませんが、現実が多分、それはデータとしてみたのであって、相当高い状況になっているだろうと思っております。

○10番（中山美幸議員） この表を見ていただくと、かなりの部分が高騰しているということは一目瞭然、これはちゃんとしたデータです。そして、今、経費に係るえさの割合については、牛が30%から50%かかるそうです。それから、鳥、豚、これが50から60%がえさ代としてかかるということなんですよ。だから、いろんな助成がされている第一次産業、特に畜産について、農業については、先般、議員と語る会のときに、町長にもお渡ししました、農林振興課からいただいておりますが、本町での4年度、5年度の実績表もお渡ししております。そういった中でいろんなことをやっていらっしゃるというのは重々わかっております。これは評価いたします。わかっておりますが、ところが、情報公開と一緒に、大規模の方々には割と行き渡っている感じがしますね、ところが小規模でやっている方々にはまだ届いていない部分があるような機がしております。そして、若い生産者の方々とお話をしたときに、助成金は喜ばしいと、うれしいと、しかし、補助金は一過性のものであって、継続していただけるような支援策の検討をしてほしいということを申されておりました。先般もこれは町長にもお願いしたと思いますが、今、そういった方々は大型の機械を持っていられちゃうと思うんですね、ロールベアラーとかベールラッパー、あと、飼料を刈って丸いビニールで囲っているああいって機械を持っていられちゃうと思うんですが、そういった機械を持っていられない農業の方々、稲作の方々、それから、先般ありましたけども、127ヘクタールの耕作放棄地の対応、そういったことを考えると、そういったものを使うような制度、この前つくりました農業公社がありますが、そういったところとちょっと絡んでくる問題かとは思いますが、そういったものをしながら、本町でもやっていらっしゃると思いますが農畜連携、もしくは耕畜連携、そういったことを進めていくことによって継続した支援ということができてくるんじゃないかなと、そして、先般の有機農業の話もありました、畜産の方々が輩出される有機肥料をうまく使う、そういった方法というのも、これはお互いに循環していくSDGsのものに合っているんじゃないですか。こういったことも進めることが必要かと思うんですが、町長の見解をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの配合飼料、農耕飼料のことですが、豚や鳥は100%に近い農耕飼料を使っているということでもあります。農業法人等が多くなりまして、

スマート農業の走りとしての大型農機が利用されるような時代になってきております。それが農業という産業を支えている源にもなっていると理解しておりますし、また、今般、農業公社の設立を行いました、高齢者の農業の方がもうトラクターを保有しないといった方々が非常に増えてきておりますので、農業を続けながら利便性の向上を図っていくという役割は農業公社が果たしていくと理解しております。いろんな機械を揃えていくことは今後の課題として、現状いろいろやっているとありますが、必要なことについてはまた協議をしてみたいと思います。

堆肥の有効活用があります。今まで農耕の農畜連携の中で、生産者の方々の堆肥を耕種農家の方々に還元していく。そして、作付が終わったときに耕耘や整地をしながらお返ししていくといった農畜連携をやっておられる農家の方々もおられましたし、行政の中でも農畜連携は推進していきたいきさつがありますが、それが順調に進んでいるというわけではないと思っております。

また、堆肥の有効活用ということで有機農業との結びつきが、今お話をされたところでもあります。堆肥を有機的に活用していくことは非常に大切なことであると自分は認識しております。量的に非常に多いですので、農地に還元されていращる農家の方々もたくさんいращいますので、それをどれぐらい活用できるかというところも課題があるのかと思います。現在、有機農業で生活の残渣を堆肥に使って、そおりサイクルセンターで有機堆肥をつくっておりますけれども、それは堆肥が一切入っておりませんので、そういったことを除いて生産者の方々の堆肥をいかに活用できるかというところは課題であるし、勉強してみないとわからないところではあります。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 今、町長の答弁の中で若干どうかと思ったのが、農業公社で機械をどうのこうのじゃなくてですね、現在ある大型の農業機械を所持していращる方々の協力をいただきながらコントラクター制度をすることによって、空いている時間帯の畜産の方々の農業機械が有効に使えるということを申し上げております。そこは誤解のないように再度申し上げます。

それとですね、先ほど申し上げました、先般農林振興課でいただいた資料、この中で、町長もこれを持っていращると思いますが、先般お配りしましたので。本町にない政策というのがほかの市町村ではやっているようですね。本町でもあったということなんですが、繁殖雌牛の導入補助事業、それと肥育牛の導入保留対策事業、これは先般にも問題になりましたけども、自己保留、市場で本人といって本人にした部分、これについての助成金もこれで行っているんですね。なにか問題があったということなんですが、お伺いしたときには。そういったところをクリアし

て本町でもこれは必要じゃないのかな。今までやっていた部分をなくしているようなんですが、町長いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 自家保留牛並びに本人にした子牛は支援していないということが指摘されております。今後、先進事例といった自治体も見ながら、ここは検討してまいりたいと思います。

○10番（中山美幸議員） これは曾於市もやっているようですね、ずっと前から。曾於市は1農家について15頭まで、それから肥育牛の素牛については40頭まで、1頭当たり3万円の補助事業を出しています。そういったこともですね、勉強するんじゃないくて、是非ですね、先ほど言ったようにいろんなところで高騰しております、いろんな価格が高騰してますし、今後、生産牛といったものが下がってくるといことも予測されますよね、さっきの資料をお渡ししましたがけれども。農水省もそういった見方をしているようですので、そういったところも考えると早急にこれは始めるか、もしくは検討してやる方向で検討する、やる方向で勉強していただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどから物価の諸高騰対策ということで議論をしておりますけれども、こういった通常でない状態がずっと続いている、また肉の売上が非常に悪い状態が続いている中で、現状がそういった状況で経営者の皆さん方、非常に厳しい状況であると認識している中で、生産者の方々の支援をどうできるかということ、曾於市の事例もありましたので、それを参考にさせていただきたいと思います。担当者とはそう協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 今、町長から、そういうふうにしたいと思っていますという力強いお言葉をいただきましたので、これに差異はないと思いますので早急に実施していただきたいと申し上げておきます。

さらに、その折りに言われましたイノシシのいろんな被害、特に飼料作物に対していろんな被害が出ているということで、今日はたくさんの資料を準備してまいりました。

まず、鳥獣被害対策実施隊の設置についてを議論したいと思います。資料は配付してあると思いますが、カラー刷りの資料があると思います、皆さんにすべて配付してあるはずです。この中で、本町で行われておりますが、本町のやつは実施隊じゃないんですね、正確に言うと。協議会ではないかと思いますが、課長、いかがですか、町長でもいいですよ。

○農林振興課長（上野明仁君） 本町にあるのは、要綱にも定めてありますけども、大崎町長中被害対策実施隊ということで要綱を定めておるところでございます。

○10番（中山美幸議員） これは実施隊であれば、私が配付した資料を見ていただきたいと思います、まず1ページです。実施隊については、これは実施隊という名目で書いてありますが、鳥獣による農林産業等における被害の防止のための特別措置法に関する法律、これの第3条、先般、これもお渡ししていると思いますが、これの中の第3条の中に記載してありますように、市町村長が市町村職員から指名する者、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者から市町村長が任命するということと、それから、本町は大崎町鳥獣被害防止計画をつくっていらっしゃいます、これも見させていただきましたが、そうすると国県の中からの補助事業というのがかなりの量があると思うんですが、本当に実施隊ですか、それとも協議会ですか。いかがですか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○町長（東 靖弘君） ただいま担当課長のほうから、要綱で定めておりますということでありました。御質問が、本当に実施隊なのか、協議会じゃないのかということでありましたが、条例等で定めて、国の補助が入っているというわけではありませんで、ここは町独自の要綱と御理解いただいてもいいんじゃないのかなと思います。

○10番（中山美幸議員） 是非ですね、国県の補助事業、税金を使う、国県の補助事業も税金ですけれども、本町の一般財源からということよりも、やはりちゃんとした実施隊を設立されて、国からの税金による補填を求められたほうがスムーズに進むんじゃないかなと。今回は、まだまだ農業用だけに被害が出ていますけれども、人災が出た場合、特に学校周りとか出ているじゃないんですか、通学途中に出たりしておりますので、そういったところを考えていただくと、この事業についてはいろんなことができると思います。

それから、実施隊についてもですね認定鳥獣業者の認定も、鹿児島県では2つの業者がやっているようですね、1つは加治木の猟友会、1つは環境なんかでよく、シミズさんのおいでになると思うんですが、技術協会が県の知事認定を受けた捕獲業者ということになっているようです。これについても、いろんな国の助成事業が、件の助成事業があるようなんですが、そういったことを早急に考える必要があるんじゃないですか、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおりであると思っております。有害鳥獣実施隊、国の補助金を含めながら実施隊の対策といったところも担当課とも検討したりしておりますので、今のイノシシ等による被害の状況はかなり厳しい状況がありますので、そういったところを踏まえながら協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○10番（中山美幸議員） それとですね、実施隊をつくられて捕獲した部分について、焼却部分と商品として出荷する部分あると思いますが、やはり、せっかく捕らえた命を考えるのであれば、昨日も障害者の問題で私は追求しましたが、もっとそういったものについて、命ということについて真剣に考えていただきたいと思います。

それと、資料を配付しておりますが、カラーの、鳥獣被害防止総合対策交付金、これは国が出していますけれども令和6年度の部分です。いろんなものを見ていただくと交付金でいろいろ国・県2分の1の補助事業がありますよとか、それから捕獲支援の単価のアップ、これはジビエ利用にした場合は9,000円、カラーのほうで出ておりますけれども、そういったものが交付税として、特別交付税ということなので私は余り信用していませんけれども、特別交付税、いつも行政の方はおっしゃいます、そういったところに添付されて本町に入ってくるということなんですね。施設についても50%、それからいろんな計画を作成した場合には8割の交付税が来るということなんですよ。こういった資料を見ながら、もう少し頑張っていたきたいというふうに思いますし、それから中間地域等直接支払交付金をやっていらっしゃいますよね、これについても鳥獣対策が行えるという見解が出ているようです。

そしてまたジビエの魅力ということで2枚綴りを出しておきましたけれども、カラーのやつ、100グラム当たりのこういったものがあるかということは鉄分とビタミン12、これがかなり取れるということは、企画調整課でやっておりますスポーツ観光といったところの食材としても活用できるんじゃないんですか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ジビエに関してはいろいろと今までもそういった話がありまして、我々も何も検討していないわけではところですよ。イノシシによる農作物への被害、また人の不安があります。そういった中で、県内の自治体の中においても民間事業者がジビエ関係の事業をやられるといったところもかなり出てきている状況でありますので、そういったことは参考にしたいと思っております。

また、大崎町でイノシシが捕れる数は200頭規模と伺っておりますが、そういった中で実際に活用できるイノシシがどれぐらいいるのだろうかということも頭に入れながら、ほかの自治体の様子、話を伺っております。今年からさつま町がやり

ますので、さつま町の町長さんにもどういう内容なのか、どういう事業なのか、どういうふうに進めていくのかということなどで会合等の一緒の機会が多々ありますので、そういったものを勉強させてくださいということをお願いもしているところであります。

行政にしろ、民間にしろ、ジビエということに関してはいろいろ事業者も出てきておりますし、関心のあることでありますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 時間になりましたので、残りの部分については、また担当課なりと協議を申し上げたいと思いますので、本日の私の質問は終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。11時12分から開会します。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、11番、中倉広文議員君の質問を許可いたします。

○11番（中倉広文議員） 私は、今回、2つの項目について質問します。

まず、農用地及び農業関連施設の現状と課題について質問をいたします。本町は、田畑約4,000ヘクタールを有し、担い手を中心に様々な作物が作付けされ、現在まで南九州における食糧供給と地域環境保全の役割を十分に果たしてきているところです。そうした中、全国的な傾向ですが、近年では農業者人口も減り続け、全国の農業経営体数、令和2年2月現在で107万6,000経営体、5年前に比べ約30万経営体、22%の減少であります。本町においても同様の傾向で、現在の年代別農業従事者数で、今後10年から20年後を予想すると、さらに本町農業者人口は激減していくことが見込まれています。

そこで、本町の基幹産業と位置づけられている農業の今後のさらなる発展を前提として、その礎となる田畑など、本町約4,000ヘクタールの農用地や農道、用排水路等を含めた農業関連施設の状況をどのように捉えておられるか、その現状と課題についてお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

農用地及び農業関連施設の現状と課題について、本町の課題をどのように捉えているかとの御質問でございます。本町においては、農業従事者の減少や高齢化、農業資材等の価格高騰など農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると認識しております。

このような中、持続可能な営農体系を確立し、労働力不足の解消や農業の効率化などが重要な課題と考えております。これらの諸課題解決のため、農用地の区画整理や農道、水路等の農業関連施設の整備、更新のための事業を行っているところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 冒頭申し上げました、本町の田畑の整備率ですね、鹿児島県の平均とかあるいは近隣自治体に大変後れを取っている状況です。今後、農業者の急激な減少を迎えますけれども、先ほど同僚議員からもありましたが、遊休農地の問題であるとか耕作放棄地、そういったものが増加してくる中で地域環境への影響とか、先ほどありましたが有害鳥獣の問題であるとかそういったものにも波及していくのではないかなというふうに思っております。なかなか的確に捉えづらい課題ではございますけれども、少しでもこういったものに対処していかなければなりません。

そこで、今回は、具体的に現場が抱えている課題について二、三お聞きしたいと思います。次の、水田圃場整備における耕作者ごとの畦畔は自治体で設置すべきではないかについてお聞きします。農業に携わる方が年々少なくなっていく中で、基本となる農業基盤というのは、実際現場で作業される耕作者の意にかなったものではないといけないというふうに私は思っております。現在、少しずつではありますが、本町でも水田整備が実施されているところであります。もちろん、今進められている国県の事業を活用した圃場整備については、昨今の担い手減少を見越した施策であるとは思っておりますけれども、具体的には農地の集積・集約を果たして大型機械等で大面積の営農をしていく。そうした中で一定の食糧供給、それから生産コストの削減というのが狙いで、この国県の補助事業というのは進められているのかなと思っております、その部分は十分理解しているところなんです。

これまで、今、私が活用している農地はいろんなタイプ、専業だけでなく、担い手だけじゃなくて、いろんなタイプの方々が携わって今の農村環境を築き上げてきた、つないできたという経緯があります。特に農業所得に直結しない農道の管理であったり、用排水路の管理であったり、そういった部分、常日頃から行ってきた先人の方々の知恵とか、あるいは御苦労によって作り上げてこられたのかなと思って、大変感謝の気持ちがある訳なんですけれども。そういった意味でも御高齢の方々、あるいは小面積であっても兼業の方々でもですねしっかりと地域農業の担い手として認識していただきたい。同様の支援をしていく施策が必要なんじゃないかなと私は思っております。

前置きが長かったですが、具体例としましては、これまで水田基盤整備が数箇所

実施されておりますが、現在、益丸地区、それから有村下地区、説明会もなされたということでお話を聞いておりますけれども、30アールから50アール区画の圃場に整備していくというようなことであります。そうした地域の関係者の中には、その規模に達していない耕作者もいらっしゃるんですね。そうした方々は一定規模の補助事業で面整備が行われた後に、それぞれの負担で個々人で畦畔をつくってくださいよというような説明がそれぞれの説明会の中でなされたという関係者から聞きました。これはどうしたものかなと思ひまして、圃場整備については受益者負担はありませんよというようなことで中間管理事業は進められてきました、大変いい事業かなと思ひましたけれども。受益者の負担はありませんということで進められておりましたが、最終的にはこういった小規模の方々に負担を求めてしまっている現状があるということで、この不公平感を解消すべきじゃないかなと思っております。いろんな方々からこういった声が、後になってですねやっぱり聞こえてくるんですね。説明会の中では、恐らく県とか関係者の方がそうやって事業の説明をされて、こういうふうに整備されていきますというような説明がなされるんですが、そういった中では、ようやく本町も圃場整備が始まったという感が関係者の中にもあるので、そういった場所で、なんでそこまでやってくれないのというような意見はなかなか言いにくいんじゃないかなと思うんですね。私に相談された方も、恐らくそういう感じを受けました。

ですから、受益者自身で畦畔を設置してくださいという説明に異論を出しにくかったという経緯があるというふうに感じます。この現状をどのように捉えていらっしゃるか、町長はですね。先ほど言いましたように、国県の事業の趣旨というのは十分理解をしますけれども、こういった小規模な耕作者への配慮というのはとても必要なんじゃないかなと思います。個別畦畔、それぞれの耕作者でつくらないといけない状態があるということ、この部分については自治体で対応すべきではないかということをごどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） これまで、圃場整備を実施しているところにおいて、当初の段階では1区画20アール、30アールといった形で水田の圃場整備が進んできております。生産コストを下げっていくために大規模な圃場に変えていくことが圃場整備の目的であろうと認識しております。

今回、益丸地区が50アールの区画でやるということで、そこは担当から聞いております。また、今まで圃場整備をした地域において、御質問のような、5アールや10アールといった方々が、つくりたいのにつくれないという思いが実際伝わってこなかったし、実際つくられていなかったのもので、改めて、そういった課題、問題が出てきているということ、初めて議員さんからお伺いしたところであります。

圃場整備が換地委員会の中で県の土改連や土地改良連合会とか来て住民の皆さん方に説明をするという中で、50アール区画にする中で、小さな5アールや10アールと、その範囲の中には入れるけれども畦畔はつくりませんという説明がなされているのかなと、話を伺いながら思ったところでありました。非常に難しい問題だなと捉えております。実際、そういった方々が耕作をしたいとなってきたときに、圃場整備をした、50アール区画にしてきた、今回はつくりたいので畦畔を全部つくってくださいとなってきたら、また、それが連鎖反応的に広がっていったら圃場整備の効果が現れてこないのではないかと、そういったお話を伺いながら心配をしたところでもあります。

一方では、自分で米を作って自家用として食べたいといった方々がいらっしゃるということは事実であると思います。担当課が県の方々とどういう協議をしてきたのか、そこは私としては知らないところではありますが、範囲としてはこういうことだろうと思っております。今回、初めてこういったことを受けまして、どう対応すべきなのか、今考えて、ここに立っているところですけれども。県の土改連にこういう実態があるということを改めてお伝えして、その方々の思いが叶えられるようにできないのか、まず担当者等もそういう協議をする必要があるのかなということと、現場に足を運んで実際、声が届かなかった生産者の声を聞いてみるということが必要なかと感じております。自治体で負担すべきという御質問の意図は、理解はよくわかりますけど、その前段で、職員としてそういった方々の意見を聞きながら、どうあるべきかということは協議してまいりたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 一隅を照らすという言葉があります。町長、御存じのように、かつてこの言葉を引用されたことがあろうかと思います。いろんな解釈があると思いますけれども、私はこの言葉の精神というのはものすごく気に入ってですね、常にこういった精神を持ちたいなと思っているところです。

先日、京都三十三間堂を訪れる機会がございました。観覧の途中にこの言葉が掲げられた一角を目にしまして、自分自身、この気持ちを新たにしたいといいますか、ああ、だよなというふうに思ったところがございました。こういった気持ち、精神というのは、すべての行政サービスにつながるのだと思いますけれども、本当に困っている人にそっと手を差し伸べる、そういった思い、行為こそが、周りにどんどん波及していくのではないかなと、そういった言葉の意味合いかなと私は捉えております。是非ともですね、恐らく検討の余地もあるところだろうと思いますので、作業自体はそこまで困難な作業ではないと思います。私が考えるに、例えば甘藷の大型のタイプの埋め立て機を一反つくって、その後、我々が使っている水田の畦塗り機それを両側からすれば短時間で1本の畦畔はできると私は捉えておりますので、

もし、公社等でそれが無理であれば、例えばそういった機械を持っていらっしゃる方はいらっしゃいますので、そこに作業をお願いするというような形も取れるのかなと思います。是非とも関係者の声をしっかりと聞いていただいて、また、土改連等も含めて協議をしていただければと思います。

次の質問に入ります。3番目の、工期の短縮化は図れないかということで、現在の計画で益丸地区の工期は本年を含めて6年と聞いております。毎年、基本的に早期水稻の収穫を終えた後、施工業者による整備が始まって、次年度の水稻作付には間に合うように区分けしたブロックごとに整備作業は繰り返されるということです。工事時期については非常に配慮されているなと思います。それ以外の件で、この地区の整備に係る個人ごとの水田の換地作業にもよりますけれども、工期が数年にわたると、どうしても個人の耕作面積が変動、いわゆる増える方もいらっしゃる減る方も出てくるんじゃないかと、これは、こういった状況を今まで思ったことがなかったものですから全然ぴんとこなかったんですけども、相談をされて初めて、ああ、こういうことも出てくるんだなと思ったところです。ここで、関係者間にこういった不公平感も出てくるということで、今後、こういったことが出てくると、また、これからどんどん、どんどん水田整備事業、あるいは畑等も含めて、こういった耕地整備事業も推進していかなければならないんですが、同意徴収等にもいろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思います。

ほかの自治体では2か年でやったところも、もちろん面積にもよりますが、2か年でやったところもあると、益丸地区の関係者からも聞いております。この件について、単純に、単年度の整備工事の実行面積を増やすとなると、もちろん本町の手出しの額も、負担額も大きくなりますし、また、建設業者の問題とかいろんな問題も出てくるんですけども、こういった関係者間に広がる不公平感を解消するために、もっと短縮できないのかなという考え方、あるいは、それがちょっと無理なのであれば、その不公平感を払拭するための何らかの手立てはできないのかなと思うところですが、この件についてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 農地中間管理機構の関連での圃場整備を実施しているところがありますので、先ほど述べられました、実質、所有者に対しての負担金はありせんということで町と県と国が負担して事業を実施するという状況であります。

圃場整備が今まで進まなかった理由も、所有者の方々が負担するのであればなかなか圃場整備はできない、高齢化が進む中でそれぞれが負担するのであれば、圃場整備については実施しないといったこともありまして、相当圃場整備ができない壁にぶち当たっておりまして、こういう農地中間管理機構の事業が始まって、機構の法で農地を借りるということになってから、この事業が進んできたということがあ

ります。お尋ねの、早期に完成できないか、あるいは短期間で事業が完了できないかということもお尋ねになったところでもあります。通常の農業農村整備事業の中で、生産者負担があれば、県国の中で従前は圃場整備をやっておりましたので、そこにおいてはある程度そういった可能性はあったのかもしれないとは、今、思うところではありますが、現状は機構の事業として取り組んでおりますので、ここの中で、いかに短期間で完成できるのかといったところについて、いろいろ本町の圃場整備の実態を見ると、相当申請をやっておりますので、県のほうにも担当者も聞いていると思いますけど、なかなか早期完成に向けて期間短縮は難しいという判断をしているだろうと思います。ただ、そういった思いについて、できるだけ期間を短縮したことができないか、そういったことはお諮りする必要があるのかと思います。予算との絡みが出てきますので、非常に県としても難しい問題があるかもしれませんが、お尋ねの意図は理解しましたのでそういう思いは伝えてまいりたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 県も予算的なものでなかなか難しいというのは十分理解します。そういった場合に、例えば、これは現場の関係者の換地委員会の問題もありますが、いろんなことをやっていらっしゃる地区があれば、そういったところも参考にされながら、今後、整備事業を推進していただきたいと思います。

次の4番目の、他の補助事業も活用し、整備率向上のスピード化を図るべきではないかについてお尋ねします。これまでも数箇所ですべての受益者負担がありました、整備されてきました。しかしながら、整備率においてはなかなか県の平均とか近隣自治体には及んでいないというのが実態でございます。そういった状況もあって、過去に小規模基盤整備も提案した経緯があってやってきた、いろいろ検討もいただいたところなんですけれども、その最中に、今回の農地中間管理事業という形で進められるということになっているところです。今回は個人負担は発生しないということで、大変いい事業だと思っておりますけれども、現在の進み具合で行くと、本町の持っている計画ですね、本町に必要な未整備地区というのは恐らく水田でいいますと500ヘクタール以上あるんじゃないかなと思っておりますけれども、それが終了するためには、あるいはそれを全部終了しなくても、近隣と同じぐらいの圃場整備率を向けるためには本当に長い年月がかかると思っております。ほかの自治体では、やはりこういった整備事業を3地区から4地区、多いときにはですね並行して進めて、少しずつ1年ごとにですね年次をずらしながらやっている。地区も更新されながら継続的にずっとやってきているという経緯もございます。

中間管理事業も、先ほど予算の関係もと言いましたが、なかなか難しいのかもしれませんが、同じ事業でできないのであれば、ほかの国県事業との組み合わせはできないのかどうか、検討の余地はないのかどうか。もちろん、それだけ事業をする

となると、本町の持ち出しが出てきますけれども、もう少しスピード感を持ってこういった整備事業に当たることはできないか、町長の考え方を聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） もう少しスピード感を持って進められないかということでございます。

やはり感じているところがあります。圃場整備を推進する中で町内全域に必要な農地、水田地帯について圃場整備の話し合いにすべて入れていないという背景には、複数やっている中で、これが県としても精一杯ですよということもありますので、なかなか進められていないということが私たちの背景の中にはあります。

先般、国会議員の先生方との意見交換会の方がありましたので、その中で水田の区画整備について意見を述べさせていただきました。先ほど申し上げましたとおり、農業者が非常に少なくなっている中で、いかに生産コストを下げながら農業をやっていくかという中では圃場整備を推進する。農道にしても、圃場にしても、耕作しやすい、コストがかからない形でやることが理想的ではないかと思っておりますので、そういうお話しを述べさせていただいて、自分たちの国においては農業生産基盤に力を入れていくべきではないですかと、入れてほしいという話もさせていただきましたので、もうちょっと圃場整備の地域を増やすということが可能であればそういうこともやりたいし、それに対して県が、県の負担もありますので、どういう対応をするのかということも大きな課題であろうと思いますので、御提言いただいていることはよく理解できておりますので、このことについては担当課長のほうに、県のいろんな機会の中ではそういう要望をしてまいりたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 恐らく、今、国が進めている農業に対しては大分力を入れてきているんじゃないかなと思っております。また、本町のこういった圃場の実態も把握されると思いますので、そういった部分をまた、国会議員の先生方を含め、いろいろ要請をしていただきたいと思います。まだまだしないといけないところが結構ありますので、できましたら、本町は本町なりにいろんな事業を使ったシミュレーションなりをつくって、こういったやり方なら可能だよな、本町の持ち出しは可能だよなというようなシミュレーションもつくって、提案もやっぱり必要かなと思いますので、是非、御検討方よろしくお願いをいたします。

それでは、2項目めの質問に入ります。

不在地主等に係る諸課題についてお聞きします。現状をどのように捉えているかについてですが、これは全国的な傾向ですけれども、近年、空き家とか耕作放棄地とか目立つようになりました。それまで本町在住であった地権者の方がお亡くなりになられて、そのお子様とか、あるいは御家族に土地や建物を相続される。しかし、そういった方々は場合によっては町外、県外に在住されてなかなか管理ができない

状況であるというのが実情のようであります。

先日、本町出身の県外在住者の方とお話をする機会がございました。その方がおっしゃるには、地元には土地とか建物があるけど今後どうなってしまうのか、本当に不安があるよと相談を受けました。恐らく役場のほうにもこういった相談というのはいろいろあるのかなと思います。確かに、郷里を大切にしたいという気持ちはあっても、遠く離れて施したくてもなかなか施せないというやるせない気持ちがあるのかなと思ったところでした。この方のように、同様の不安を抱える方々は今後、どんどん、どんどん増えてくるのかなと思います。あるいは、町内外問わず、思いはあっても、なかなかそのような相続登記に踏み切れないという方もいらっしゃるようです、未登記のままで置いている場合もあるかと思います。そういった状況も見込まれて、本年４月に相続登記の義務化が始まったのかなと思っておりますが、

御承知のことと思いますが、この法律によると、相続人は、その所有権の取得をした日から３年以内に相続登記しなければならない。正当な理由がなければ１０万円以下の過料を適用するという法律でございますが、いろんな課題が生じていることから、このように国も不動産に対して相続登記に関してより厳しく制度化してきたのかなと思います。

そこで、本町の不在地主に係る現状は、町長の所管でどのように捉えていらっしゃるかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年、不在地主や所有者不明土地、空き家等が全国的に増加しており、公共事業や生活環境面において様々な課題が生じていることは認識しております。農地におきましては、不在地主が増えることは適正な農地の貸し借りを妨げ、担い手農家への効率的な集積ができなくなり、最終的には耕作されず荒廃農地化する大きな要因の１つであると認識しております。

今後も、所有者の高齢化が進むにつれ、相続機会が増加し、所有者不明土地等の増加が見込まれる中で、今年４月に相続登記の義務化が開始されたことも、このような経緯があると思っております。現状は、こういう状況ではないかと思えます。いろいろ県外の方から、知り合いの方から、中倉議員同様に、こちらに土地がある、老朽化した建物がある、そういった実態でどうしようという思いは何かしなければいけないけれども、結局は処分するには金がかかることもありまして、大崎町に寄附したいという方々の問い合わせ等もありますが、現実には寄附いただけるような土地でなかったり、建物がそのまま崩壊して除去されていない建物であったりということで、登記対策といったところは本当に私たちの課題であると捉えております。

○11番（中倉広文議員） こういった不在地主の現状は、御本人が思っていらっしゃる不安感はもちろんのことなんですけど、今後、本町がいろんな施策を推進していく中で大きな課題の1つになってくるのかなと思います。

具体的に本町の現状がどうなのかを確認したいと思いますが、本町で確認できる不動産、田畑や宅地、建物等の所有者の状況について、町内・町外、あるいは未登記も含めて、もし数字があったら出してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問でございますので、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○税務課長（川越龍一君） お答えします。

今年度の当初賦課時点での固定資産税の納税義務者の状況でお答えさせていただきます。固定資産税全体で約8,000人弱の納税義務者がいらっしゃいます。そのうちの28.7%、2,300人程度が町外の方という割合になっております。

それと、相続の登記がされていないんじゃないかと思われる、これは時期が、未納、完納それを抜きにして、税制でいうところの死亡者課税でなかろうかと思われるのが1,100件、全体で8,000件ですので、割合にしますと13.7%程度が、まだ相続登記が済んでいないのではないかと思われる物件になるのかなと思います。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 28.7%、13.7%ですね。今、税務課長から答えていただきました。恐らくトータルとしてお答えをいただいたところでございます。

さきの質問で圃場整備等の質問をしました。特に農地について、遠方に住まわれている農地所有者には、例えば圃場整備をするときには同意徴収の作業とか困難を来したり、あるいは理解が得られにくかったりする場合とか、また未登記があれば、さらに複雑な手続をしないといけないというような場合がございますが、先ほどトータルで答えていただきましたけど、本町の農地における不在地主の状況、現状、あるいは相続がなされていない状況について確認されていたら教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和3年度の調査になりますが、大崎町の農地の中で、町内所有者の割合は約51%、町外所有者の割合が約35%、相続未登記の割合が約14%でございます。

○11番（中倉広文議員） 町内所有が51%ということで、もっといらっしゃるのかなと思いましたが、予想以上に低い値ということで大変驚きました。町外が35%、未登記が14%ですね。大変数字が、本当に予想以上に低いなと、町内がですね低いなと思いました。

対策等については別の質問項目でいたしますが、次に固定資産税について確認し

ます、この影響について確認しますが。納税に関しては納税義務者が引き受けることとなりますので、相続人がいらっしゃれば、その方に引き継がれていくということになりますが、法律に則って相続放棄がなされた場合や、数代にわたって相続がなさず所有者不明の土地なども出てきていると思います。そういった税徴収に係る影響は、現在どうなっているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

固定資産税に限らず、税金については納税義務者が亡くなられた場合、相続人に納税義務が承継されることとなります。したがって、その場合は相続人調査が必須となりますが、戸籍を取り寄せ相続人を確定させるまでには相当な時間と労力を要している状況でございます。

また、相続人が存在し、納税義務者を承継できれば、時間がかかっても課税徴収は可能でございますが、相続人がいなかったり、存在しても、先ほど議員がおっしゃられたとおり、全員が相続放棄をして相続人が不在となるケースも増えてきており、賦課徴収に苦慮するケースも増えているという状況でございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 苦慮している部分もあるということで確認しました。実際、そういった課題について、今後こういった対応をしていくかについてお聞きします。

さきの質問で水田整備の件に触れました。こういった事業では対象地区の土地の所有者の確定といいますか、そういった部分から始まるのかなと思いますが、全国の統計でもこういった圃場整備に係る課題として、所有者不明の土地が国土の約22%あるという記述を見ました。大変多いのかなと思いましたけれども。このようなことから、今回の義務化が始まったのかなと思いますけれども。こういった現象を少しでも減らすためにどんな対策が必要なのかなと思うところなんですけれども。本年、法律が施行された段階で、役所のほうでは県等がなされたのかどうかわかりませんが、協議がなされておりましたら、こういった対策が必要なのかなと協議がなされておれば、そういった部分についてお聞かせください。

○税務課長（川越龍一君） お答えします。

先ほどから議員がおっしゃられている4月からの改正によって、相続登記の義務化が始まったものです。この件について、庁内で協議がなされたかどうかということでございましたが、その当時の農業委員会の職員と税務課と、鹿屋市の法務局の調査だったんですけれども、来られて説明をなされたときに同席をして説明を受けました。それについて、庁舎内での協議というのはしておりませんが、税務課サイ

ドでの対応の状況ということで答弁を申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

税制で表現するところ、納税義務者が亡くなった方に課税をしてしまっている状況を死亡者課税と表現しますが、税制で表現するところの死亡者課税の対応につきましては、本町にかかわらず全国的な課題となっているところでございます。死亡者課税につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、相続人への納付義務の承継を行う必要があり、現在も相続人調査のあとに該当する方に通知を行い、賦課替えを行っている状況でございます。

相続人の全員が相続放棄をしたことにより相続人が不存在となる場合もございます。この場合には、家や土地等の相続財産となる財産を確認し、換価価値がなかったり、換価ができて滞納処分費用を下回るような状況であれば、執行停止としております。

また、滞納税額や滞納処分費を上回るような換価価値のある財産があるのであれば、相続人によって相続人の代わりに相続財産の管理や処分を行う相続財産清算人を家庭裁判所に申し立てを行い選任し、財産の精算をお願いする方法もありますが、本町では、これまでその選任に至ったケースはございません。

今後、清算人の選任が必要なケースも発生することが予想されますが、その際には予納金等の費用も必要となることから、滞納税額と費用対効果を考慮しながら検討する必要があるかと考えております。

今後も、このような現在の取組を継続させながら適切な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 説明ありがとうございます。

町税に限らず、そのほかの本町の行政施策に関して、大変その場その場で厳しい場面も出てきようかと思います。そういうことも想定されますけれども、相続人あるいは納付義務予定者へのスムーズな承継を促していくこと。それから、こういった相続登記の義務化、制度化されておりますけれども、本制度の周知をしっかりと図ること。また、農地とか宅地、建物問わず、こういったことを気軽に相談できる窓口を開設してほしい。先ほど、町長もそういった実感があるという話をされましたが、そういった窓口も開設していただいて、そういった情報をホームページ、あるいは広報紙もありますけれども、よそにいらっしゃる方々にもつないでいけるように周知を図っていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 農地の未相続等に関するところでありますが、よく会合に出たりしておりますので、やはり大きな課題でありますので、特に高齢者の方々の集いの

中でそういった話をしております。こういうふうには法律が変わりました、また亡くなったら死亡者になって相続になってきますけれども、相続にしろ、自分の世代がやっているときにちゃんと譲渡するなり、そういうことを考えていってくださいということもいろんなところでそういった話をしております。そのことに対して、そうだとか、詳しく教えてくれとかにはなかなかつながらないのが現状かなと思います。町においても非常に大きな課題であります。所有者から相続されない土地所有があることは事業を進めていく上で非常に大きな課題でもありますので、そういった窓口なりとお話が合ったところですが、そういう対策をどういうふうに進めたらいいのか、そういったところは担当課長を踏まえながら協議をさせていただきたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 是非とも善処していただくように、先ほども言いましたが、特に町外にいらっしゃる方、本当に不安感がある、そういう思いはひしひしと感じたところでした。そういった方々の気持ちにより添うといたしますか、できればそういったところに対処、改善していけるように今後、御検討をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午前11時59分

第 4 号

1 2 月 2 0 日 (金)

令和6年第4回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月20日

午前10時10分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第2 議案第41号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第3 議案第42号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第4 議案第48号 債権の放棄について
（大崎町債権放棄審査特別委員長報告）
- 日程第5 議案第49号 債権の放棄について
（大崎町債権放棄審査特別委員長報告）
- 日程第6 議案第50号 債権の放棄について
（大崎町債権放棄審査特別委員長報告）
- 日程第7 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の
件
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 鷺東慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘 農林振興課長 上 野 明 仁

副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	本 松 健一郎
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税 務 課 長	川 越 龍 一
町 民 課 長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一郎
次 長	松 元 幸 紀
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 査	隈 本 紀代美

開議 午前１０時１０分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、草原正和議員、３番、岡元修一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 議案第４１号 令和６年度大崎町一般会計補正予算（第６号）

○議長（富重幸博議員） 日程第２、議案第４１号「令和６年度大崎町一般会計補正予算（第６号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第４１号、令和６年度大崎町一般会計補正予算（第６号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、１２月４日の本会議において当委員会に付託されたもので、１２月５日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５，４５６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３１億１，７５４万１，０００円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、款５、項１、目１３営農推進費、節１８負担金、補助及び交付金の新規就農者育成総合対策補助金２７４万８，０００円について、管理機などの農業用機械を整備するための補助金ということだが、補助対象者の栽培品目と経験年数はとの問いに対し、栽培品目はピーマンで、新規就農２年目の方であるとの答弁でありました。

次に、款８、項１、目２非常備消防費、節１２委託料の中央分団詰所新築工事設計業務委託料４００万円について、中央分団詰所の規模や設備、間取りについては、どの程度まで検討しているのかとの問いに対し、現段階では菱田消防分団詰所を基本に考えており、会議室、研修室、給湯室、男女別のトイレ及び更衣室、備蓄倉庫等の整備を計画しているが、そのほか中央分団から要望があれば検討していくとの

答弁でありました。

さらに委員から、研修センターグラウンド敷地内に詰所の建設を予定していることには納得している。しかし、敷地内にはシルバー人材センターや保育所等があるため、出入口が非常に危険ではないかと危惧されるが、それらの協議は行ったのかとの問いに対し、出入口についても課題の1つであると認識している。現状の出入口では非常に厳しいということで、もう1つの手法として、新たに出入りしやすいように進入路を新設するということも考えられるとの答弁でありました。

次に、債務負担行為補正に計上しているスクールバス運行業務委託料について、中沖菱田方面の令和7年度の委託料が増額になっているようだが、想定している人数やバスの大きさはとの問いに対し、今年度は乗車人数が55名であるが、来年度は最大で59名になる予定で積算をしている。この59名がすべてバスを利用するとなると、大型バス1台では乗り切れないため、中型バス2台で債務負担行為の上限額を設定しているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第41号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第41号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原

案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第3 議案第42号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第42号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第42号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月4日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月5日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,823万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、資格確認情報紹介のシステム改修として、国保自庁システム改修負担金の増額や前年度の事業費確定に伴う過年度保険給付費等交付金償還金の増額が主なものであります。

特記すべき質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第42号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第42号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第４２号「令和６年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４２号「令和６年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第４８号 債権の放棄について

日程第５ 議案第４９号 債権の放棄について

日程第６ 議案第５０号 債権の放棄について

○議長（富重幸博議員） 日程第４、議案第４８号「債権の放棄について」、日程第５、議案第４９号「債権の放棄について」、日程第６、議案第５０号「債権の放棄について」、以上３件を一括議題といたします。

本案について、大崎町債権放棄審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町債権放棄審査特別委員長（中倉広文議員） ただいま議題となりました議案第４８号、議案第４９号及び議案第５０号、以上３件について大崎町債権放棄審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当特別委員会は、１２月４日の本会議において当該３つの議案審議のために設置されたもので、当委員会は１２月６日に特別委員会を開会し、付託されました議案第４８号、債権の放棄について、議案第４９号、債権の放棄について、及び議案第５０号、債権の放棄について、以上３議案について、所管する総務課、企画政策課及び農林振興課のそれぞれの課長及び係職員が同席し、補足説明を受け、審査いたしました。

審査の方法については、３議案一括して説明を受けた後、質疑を行い、その後議案ごとに討論、採決を実施いたしました。

まず、一括説明の中で本債権は、破産者有田農産有限会社に係る強い農業づくり交付金返還金６１万５８７円、さらに、破産者松本商会株式会社に係る地域経済循環創造事業交付金返還金４,３８９万２,０２２円、同社に係る財産土地貸付料７２万６,０００円、及びこれに係る遅延損害金である。

議案上程までの経緯は、まず、これら債権の放棄について法的な見解が必要であったことから、１０月２９日に弁護士からの意見をいただいた。その後、１１月６日に債権者の改善対策検討部会を開催し、この中で弁護士の意見の共有と債権に係

る徴収停止の決議を進めることを協議し、債権管理審査会に諮ることを決定した。さらに、11月11日に債権管理審査会を開催し、弁護士意見の共有と破産者に残余財産がないことの確認等を行い、最終的に債権の放棄について適当であると判断した。

また、債権に対する弁護士意見の内容は、1点目に、法人は破産手続を終えており、金銭の請求先がないため、条例により債権を放棄することに問題はないこと。2点目に、相手方は破産法人であり財産は配当され、手続は終結していること。3点目に、債権の種類は強い農業づくり交付金返還金及び地域経済循環創造事業交付金返還金は、非強制徴収公債権に該当すること。他の普通財産土地貸付料及びこれに係る遅延損害金については、私債権に該当すること等であったとの説明がなされました。

その後、質疑に入り、まず議案第48号について、再発防止のためにどのような対応を考えているかとの問いに、今後補助事業の申請があった場合、その法人の試算や経営状況等をさらに細かく審査する必要があると考えているとの答弁。

また、保証人は設定されていなかったのかとの問いに、補助事業でつくった建物や導入した機械等が担保になるとの答弁。

なぜ、本町から県に返還しなければならないのかとの問いに、国庫補助事業は国から県を通じ本町に補助金が来て、事業主体に補助金を出している。補助金返還も、請求は国から県を通じ本町へ、本町から事業主体へ請求をかけていたが、途中で当該事業主体が破産したことから、本町が先に立て替えて支払ったとの答弁。

当該建物の当時の評価額と債権者の数、また売却した物件からどの程度の配分が行われたのかとの問いに、債権者は72名で、債権可能な確定額は1億7,519万5,334円、本町への配当は152万9,338円であるとの答弁。

会計検査院から指摘を受けた補助対象外となった金額は幾らか、また総事業費からの割合はとの問いに、全体事業費が約6億円、補助金返還額は213万9,925円であり、割合は200分の1であるとの答弁。

どういった事業が指摘を受けたのかとの問いに、加工施設の部門で大根の打抜き器が1台と大根のつま切り用脱水機2台が補助対象外となったとの答弁。

その工程は、事業内容の中に入っていなかったのかとの問いに、会計検査院の指摘で50%以下の利用率であったことから、その工程が過剰投資ということで、必要な台数だけを残し、その他は補助対象外にされたとの答弁でした。

次に、議案第49号について、主な質疑及び答弁について報告します。

免責不許可に該当する行為だが、主張されなかったのかとの問いに、当時弁護士の雇用や委託契約もなく、また専門的な知識を有する職員がいなかったとの答弁。

弁護士によって見解が違うこともあるから、複数の方からの意見を聞いた上で判断するべきではないかとの問いに、再発防止の観点からも、今後検討していきたいとの答弁でした。

引き続き、議案第50号についての主な質疑及び答弁を報告します。

当該事業者が破産する前までに督促や差押えなどはできなかったのかとの問いに、今回の普通財産の貸付の収入状況は平成30年度分まで完納されており、令和元年の分と令和2年の5月11日分までが未納であるが、その期間は補助金と同様の対応をしていたと理解しているとの答弁。公債と私債は区別すべきである。なぜ、同じ対応を取ったのかとの問いに、補助金は公債権で土地貸付料は私債権という区分なので、それぞれ少しずつ手続も異なる。土地貸付料については、契約した平成27年から平成30年度分までは完納されており、令和元年度以降分は、平成31年2月に松本商会在弁護士事務所と破産に関する委任契約を締結しており、本町から文書等で連絡をしたが納入がなされなかったとの答弁。

本町の債権管理条例に付随する債権管理ガイドラインがあるが、それに沿った動きや議論もなされなかったのかとの問いに、普通財産の貸付料契約については、令和2年5月に解約、契約解除の合意契約を締結しており、債権管理条例が出されたのは令和5年12月である。しかしながら、条例制定以前の手続に不備があったことは事実であることから、反省をし、今後再発防止に努めるとの答弁でした。

ここで、3議案すべての質疑を終結し、討論に入り、議案第48号について討論を求めたところ、これまでの検証や今後の再発防止策等も不十分なので反対するとの反対討論があり、次に賛成討論を求めましたが、賛成討論はなく、採決に入り、起立採決の結果、議案第48号、債権の放棄については賛成多数で可決されました。

次に、議案第49号について討論を求めたところ、弁護士や危機管理の業務内容がよく理解できず、今後の対応や対策について十分確認できないので反対するとの反対討論がありました。その後、賛成討論を求めましたが、賛成討論はなく、採決に入り、起立採決の結果、議案第49号、債権の放棄については賛成多数で可決されました。

次に、議案第50号について討論を求めたところ、本町職員の十分な対応がなされていなかった事実が判明したことから反対をするとの反対討論がありました。次に賛成討論を求めましたが、賛成討論はなく、採決に入り、起立採決の結果、議案第50号、債権の放棄については賛成多数で可決されました。

以上で、議案第48号、議案第49号、及び議案第50号について、大崎町債権放棄審査特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第４８号「債権の放棄について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４９号「債権の放棄について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第５０号「債権の放棄について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第４８号について、討論はありませんか。

○４番（鷲東慎一議員） この議案第４８号に対する有田農産有限会社の分につきまして、私は反対という立場で申し述べさせていただきます。

まず、債権の放棄については、本町と国県の補助事業の関係からも一定の方針としては理解できる部分もあります。しかし、今後の対応・対策、いわゆる民間で言われる、行政でも言われますが、PDCAサイクルというのはですね、特に評価、対策、改善がなされているのか、今後このようなケースが出ないようどのような対応・対策を取るのか明確でないこと。また、町民に対して情報提供、説明責任がきちんとなされていないことを踏まえると時期尚早と考えております。

よって、本件に対して反対であると申し上げます。

以上でございます。

○議長（富重幸博議員） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって採決します。

議案第４８号「債権の放棄について」、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第４８号「債権の放棄について」は、可決されました。

次に、議案第４９号について、討論はありませんか。

- ４番（鷲東慎一議員） 本件に対しましては、以前も２回ほど反対討論をさせていただいております。１回目は、本事業のプロセスと検証が示されていない現状や今後の改善や反省事項の把握と活用も踏まえ、不十分であると申しました。２回目の反対討論では、一般会計からの返還金の住民負担について、町民への丁寧な説明責任を果たすべき、そして松本商会に対して民事、刑事両方にて訴追すべきである。特に本案件は悪質な部分が多分にあり、特別委員会でも申しましたが、そもそも拙速に破産を承認したのが問題で、破産法の２５２条にある免責不許可を理由に該当する要件があると私は認識しております。

そのような部分の検証も行った上で、町民が納得するよう説明責任を果たすべきと考えますので、本件に対して反対であります。議員諸君の皆様の賢明な判断を求めたいと思います。

以上でございます。

- 議長（富重幸博議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって採決します。

議案第４９号「債権の放棄について」、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、議案第４９号「債権の放棄について」は、可決されました。

次に、議案第５０号について、討論はありませんか。

- １０番（中山美幸議員） この議案第５０号については、先ほど委員長からも報告がございましたが、住民の方々の私債については大崎町債権ガイドライン、これは令和５年度にできたということでございますが、その以前からの的確な処理がなされておりますが、この案件についてだけ本町職員の方々もそれをやっていらっしゃらなかった。ガイドラインはなかったと言われますけれども、ガイドラインと同等の処置は、その時点でも住民にはなされております。ところが、この案件についてその部分がなされていないということは、これは不適切な処置の仕方ということは言わざるを得ません。こういった中で、この件について賛成すること自体が私はおかしいのかなというふうに思いますので、同僚議員の方々も真剣に考えていただきまして、反対いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって採決します。

議案第50号「債権の放棄について」、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第50号「債権の放棄について」は、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第52号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の件

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第52号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の件」を議題といたします。

町長から、議案第52号、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本件は、大崎町会議規則第20条第2項の規定に基づき、事件の撤回請求をさせていただくものです。この事件につきましては、12月13日の総務厚生常任委員会において御審議いただきました議案第52号、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）について、委員の皆様方から様々な御指摘、御助言をいただきまして、大崎中学校プレハブ校舎整備事業及び大崎中学校シャワー設備設置工事の計画内容を精査し、改めて御提案できるようにするため、当該補正予算の撤回請求をさせていただくもので、御許可いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） ここで本件について、教育長のほう何かございませんか。

○教育長（穂園正幸君） 議案第52号、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）につきましては、総務厚生常任委員会に付託されまして、委員の皆様方から様々な御指導、御助言をいただきました。大崎中学校プレハブ校舎整備事業及び大崎中学校シャワー設備設置事業の計画内容を精査し、改めて御提案できるようにするため、もう少しお時間をいただきたいと思います。今回の撤回請求になりましたことに対しましては、大変御迷惑をおかけいたしました。ここに深くおわび申し上げます。

○議長（富重幸博議員） お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の件」については、異議があ

りましたので起立による採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第52号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第7号）撤回の件」を許可することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（富重幸博議員） 日程第8「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博議員） 日程第9「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時45分